

岐阜市子どもの権利に
関するアンケート調査
結果報告書

平成28年3月

第1部 調査結果

第1 調査の概要／ 2

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1 調査の目的…………… 2 | 3 回収結果…………… 2 |
| 2 調査方法等…………… 2 | 4 調査・分析にあたって…………… 3 |

第2 回答者の属性／ 4

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 学 年…………… 4 | 3 保護者の年齢…………… 7 |
| 2 性 別…………… 6 | |

第3 子どもの思いやふだんの生活／ 8

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 自分について、どのように感じているか…………… 8 | 3 熱中したり、夢中になったりできる
とき…………… 21 |
| (1) 自分のことが好きだ…………… 8 | 4 疲れたり、傷ついたり、不安に思う
こと…………… 24 |
| (2) 自分は周りの人から大切にされている 10 | 5 悩んだり、困ったりしたときの相談
相手…………… 26 |
| (3) 自分はだれかの役に立っている…………… 12 | 6 参加したことがある活動（子ども） 29 |
| (4) 自分の考えや行動に自信がある…………… 14 | |
| (5) 自分の考えを話したり、仲間といっしょ
に活動したりできる…………… 16 | |
| 2 安心してホッとできる場所…………… 18 | |

第4 保護者やまわりのおとな／ 31

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 1 子どものことをよくわかってくれる
人…………… 31 | 3 子どもに対するしつけの方法…………… 45 |
| 2 子どものまわりのおとなについて感じ
ていること…………… 33 | (1) 諭すように、冷静に口で伝えて注意す
る…………… 45 |
| (1) 保護者…………… 33 | (2) 大きな声で注意したり、しかったりす
る…………… 45 |
| (2) 祖父母・親せきの人…………… 35 | (3) 子どもを傷つけるようなことを言う… 46 |
| (3) 学校や施設などの先生について…………… 37 | (4) テレビ、ゲーム、スマホなどを禁止す
る…………… 46 |
| (4) 塾や習いごとなどの先生…………… 39 | (5) 家や部屋の中で（または、家の外で）
反省させる…………… 47 |
| (5) スポ少や部活動のコーチ…………… 41 | |
| (6) その他のおとな（近所の人など）… 43 | |

第5 子どもの意見表明、参加の機会／ 48

第6 子どもの人権を守る条例や相談機関／ 51

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 1 岐阜市子どもの権利に関する条例の
認知度…………… 51 | (2) 相談機関を利用したことがない理由
(保護者)…………… 55 |
| 2 子どもの相談機関…………… 53 | 3 どんな相談窓口なら利用したいか 57 |
| (1) 知っている子どもの相談機関…………… 53 | |

第2部 まとめと考察

第1 子どもの思いやふだんの生活／ 62

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 1 自分について、どのように感じてい
るか…………… 62 | 3 悩んだり、困ったりしたときの相談
相手…………… 68 |
| 2 安心してホッとできる場所…………… 66 | |

第2 保護者やまわりのおとな／ 70

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 1 子どものことをよくわかってくれる
人…………… 70 | 3 子どもに対するしつけの方法…………… 74 |
| 2 まわりのおとなについて子どもが感
じていること…………… 72 | |

第3 子どもの人権を守る条例や相談機関／ 75

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------|
| 1 岐阜市子どもの権利に関する条例の
認知度…………… 75 | 3 どんな相談窓口なら利用したいか…………… 78 |
| 2 子どもの相談機関…………… 76 | |

第4 おわりに／ 80

参考資料

- | | |
|-------------------------|---|
| 調査票一式…………… 83 | 岐阜市子どもの権利に関するアンケート
調査結果報告書作成の経緯…………… 105 |
| 岐阜市子どもの権利に関する条例…………… 99 | 岐阜市子どもの権利推進委員会委員名簿…………… 105 |

第 **1** 部

調 查 結 果

第1 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、平成18年3月に制定した「岐阜市子どもの権利に関する条例」が10年目の節目を迎えるにあたり、子どもの権利保障を一層充実させたり、条例の認知度を高めたりすることを目的として、市内の小中学校及び高校の児童生徒等（以下「子ども」といいます）ならびにその保護者の皆様を対象に実施しました。

2 調査方法等

区 分	小 学 校		中 学 校		高 校		特別支援学校	
	子ども	保護者	子ども	保護者	子ども	保護者	子ども	保護者
調査の実施者	岐 阜 市							
調査対象者と抽出方法	市内の5小学校の4～6年の子どもとその保護者		市内の5中学校の1～3年の子どもとその保護者		市内の高校生等とその保護者を無作為抽出		市内特別支援学校高等部の子どもとその保護者	
調査票の配布・回収	各学校において配布・回収				郵送配布・郵送回収		学校において配布・回収	
調 査 期 間	平成27年6月～7月				平成27年8月		平成27年6月～7月	

3 回収結果

単位：有効回答率は%、他は人

区 分	小 学 校		中 学 校		高 校		特別支援学校		合 計	
	子ども	保護者	子ども	保護者	子ども	保護者	子ども	保護者	子ども	保護者
配 布 数	533	533	513	513	500	500	30	30	1,576	1,576
回 収 数	521	443	499	423	114	129	28	22	1,162	1,017
有効回答数	515	441	497	422	114	129	28	22	1,154	1,014
有効回答率	96.6	82.7	96.9	82.3	22.8	25.8	93.3	73.3	73.2	64.3

4 調査・分析にあたって

- (1) 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。
- (2) 回答率(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しました。
- (3) 図表中の選択肢等は、簡略したものもあります。
- (4) 図表中、「-」は選択肢がないもの、「0.0」あるいは「0」は当該選択肢に○をつけた人がいなかったものです。
- (5) 属性不詳が次表のとおりあります。

区 分	小 学 校		中 学 校		高 校		特別支援学校	
	子ども	保護者	子ども	保護者	子ども	保護者	子ども	保護者
学 年	7	8	11	10	11	5	0	0
保護者の年齢	-	3	-	3	-	2	-	0
子どもの性別	6	-	14	-	3	-	0	-
保護者の性別	-	14	-	7	-	4	-	1

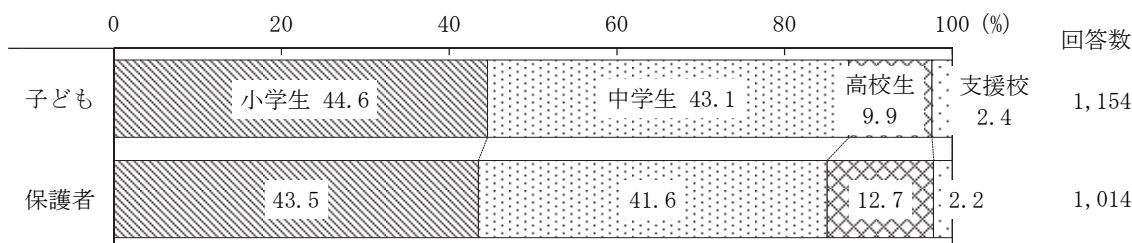
第2 回答者の属性

1 学 年

図表1は、小学生、中学生、高校生等別に回答者数の比率をみたものです。小学生および中学生の比率は、子ども・保護者とも40%を超えているのに対し、高校生が10%前後となっています。これは、小学生および中学生は学校で配布・回収したため、回収率が高く、高校生は郵送配布・郵送回収したため、回収率が低くなったからです。

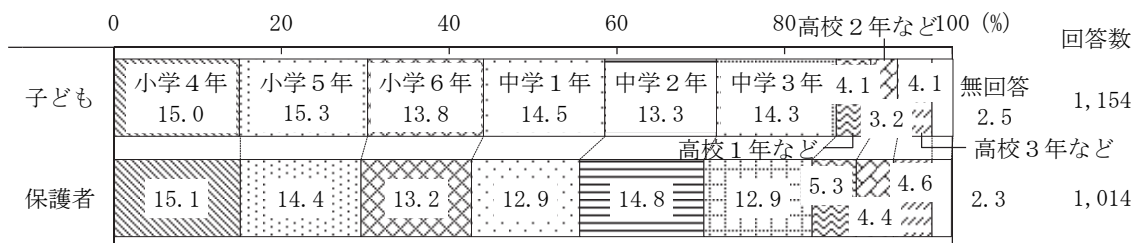
図表2は、調査対象者の学年別の比率、図表3は調査対象者の学校種別に学年別の比率をみたものです。

図表1 小・中・高校等別



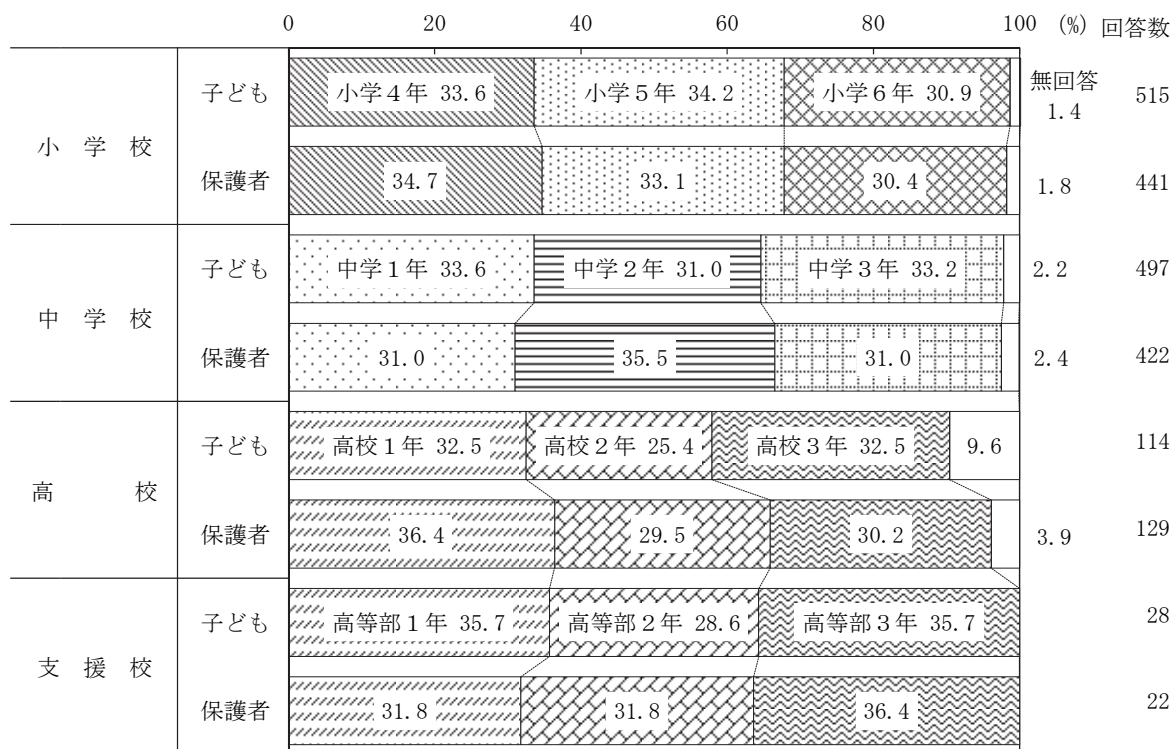
(注) 以下の図表において、「特別支援学校」は「支援校」と略します。

図表2 学 年



(注) 「高校」には、特別支援学校高等部を含みます。

図表3 学校種別の学年別の比率

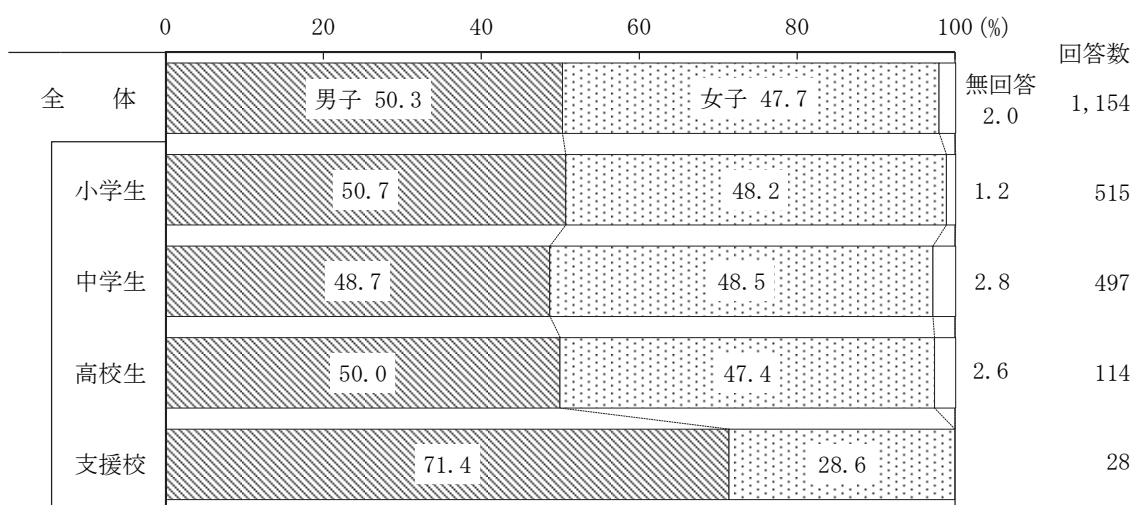


2 性別

子どもの性別

子どもの性別は、男子50.3%、女子47.7%、無回答2.0%ですが、無回答を除いて計算すると、男子51.3%、女子48.7%となります。平成27年版子供・若者白書をみると、平成26年10月1日現在の10～19歳の日本全体の男女比は、男子51.2%、女子48.8%となっており、ほぼ符合しています。

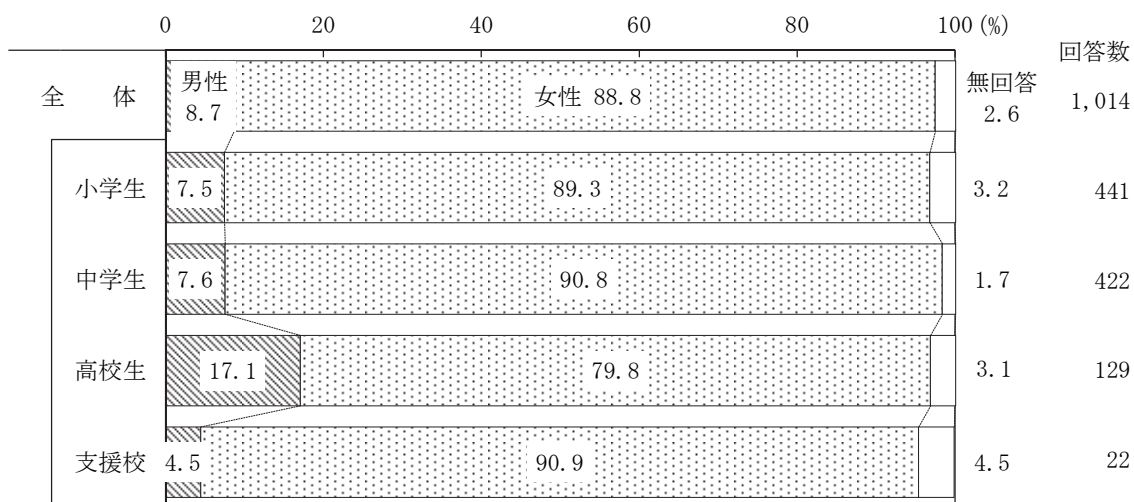
図表4 子どもの性別



保護者の性別

保護者の性別は、女性が88.8%を占めています。

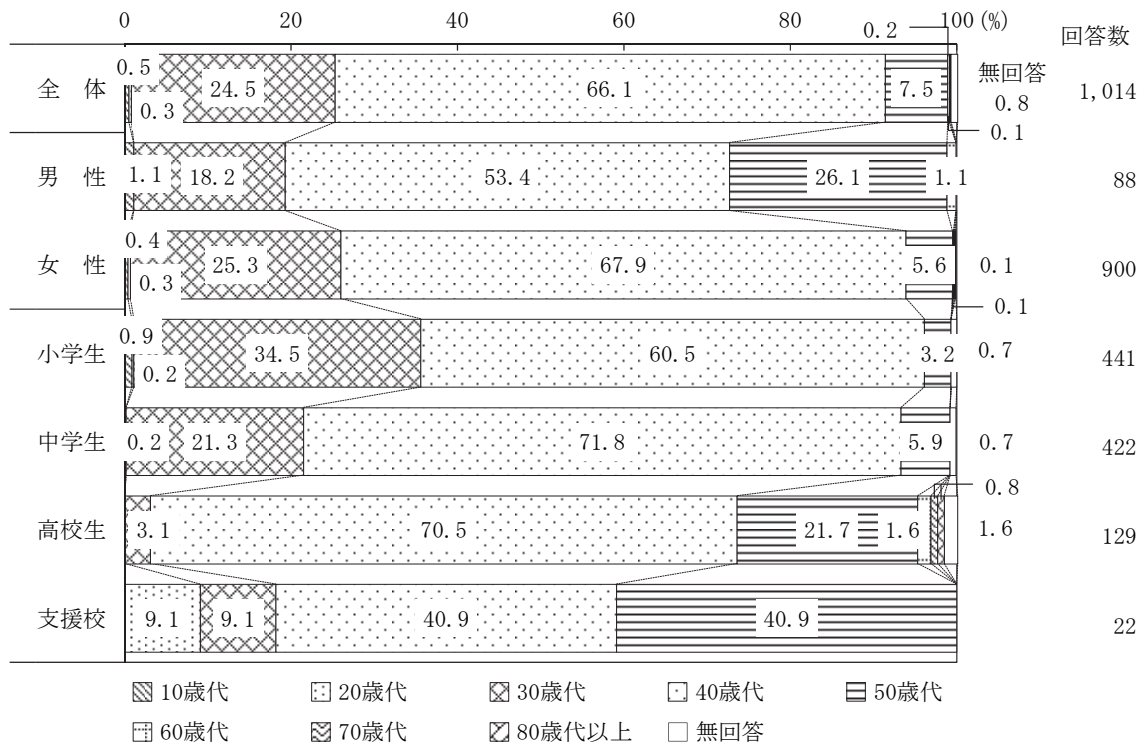
図表5 保護者の性別



3 保護者の年齢

調査票に回答した保護者の年齢は、40歳代が66.1%を占めています。20歳代以下と60歳代以上は、ごくわずかです。

図表6 保護者の年齢



第3 子どもの思いやふだんの生活

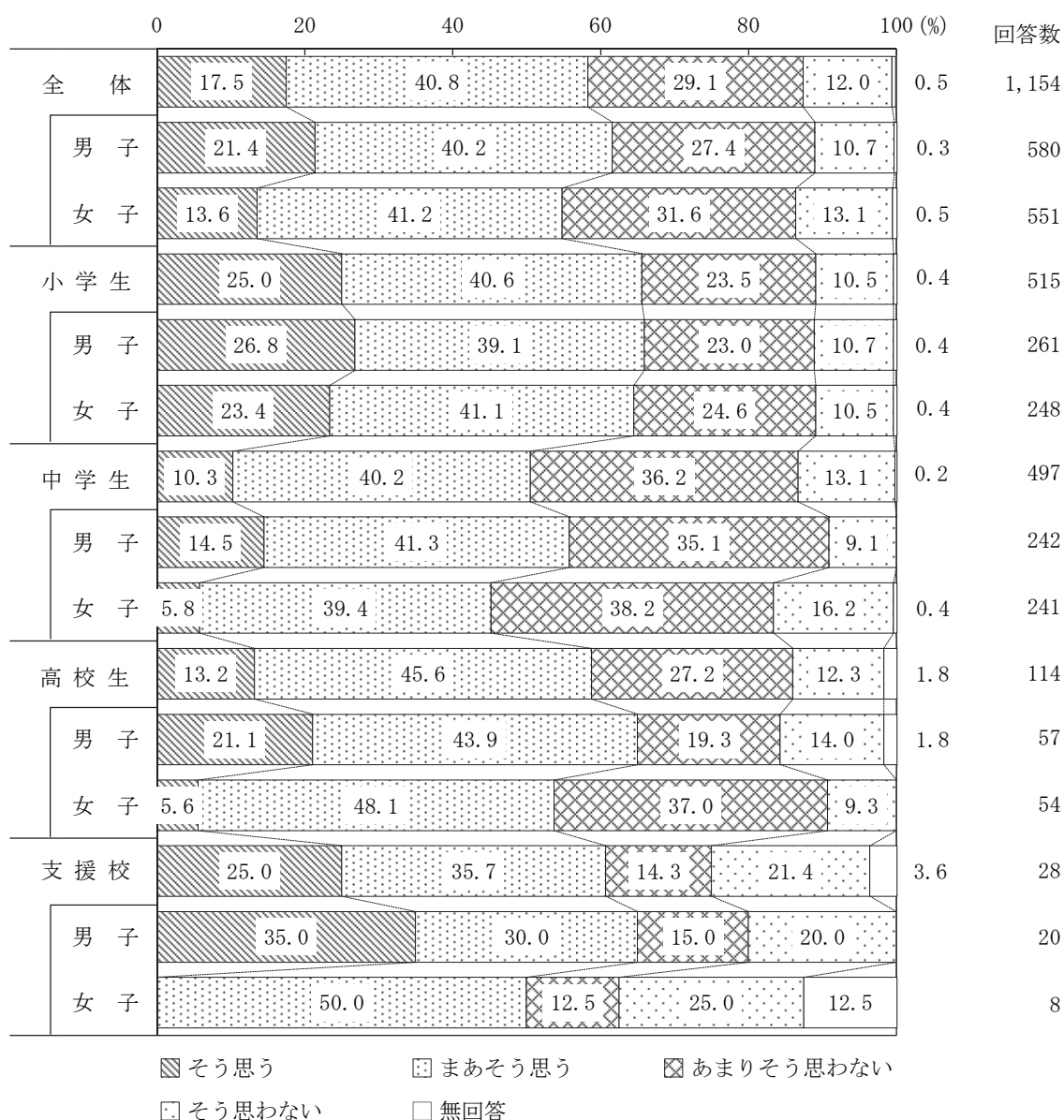
1 自分について、どのように感じているか (子ども：問3 保護者：問4)

(1) 自分のことが好きだ

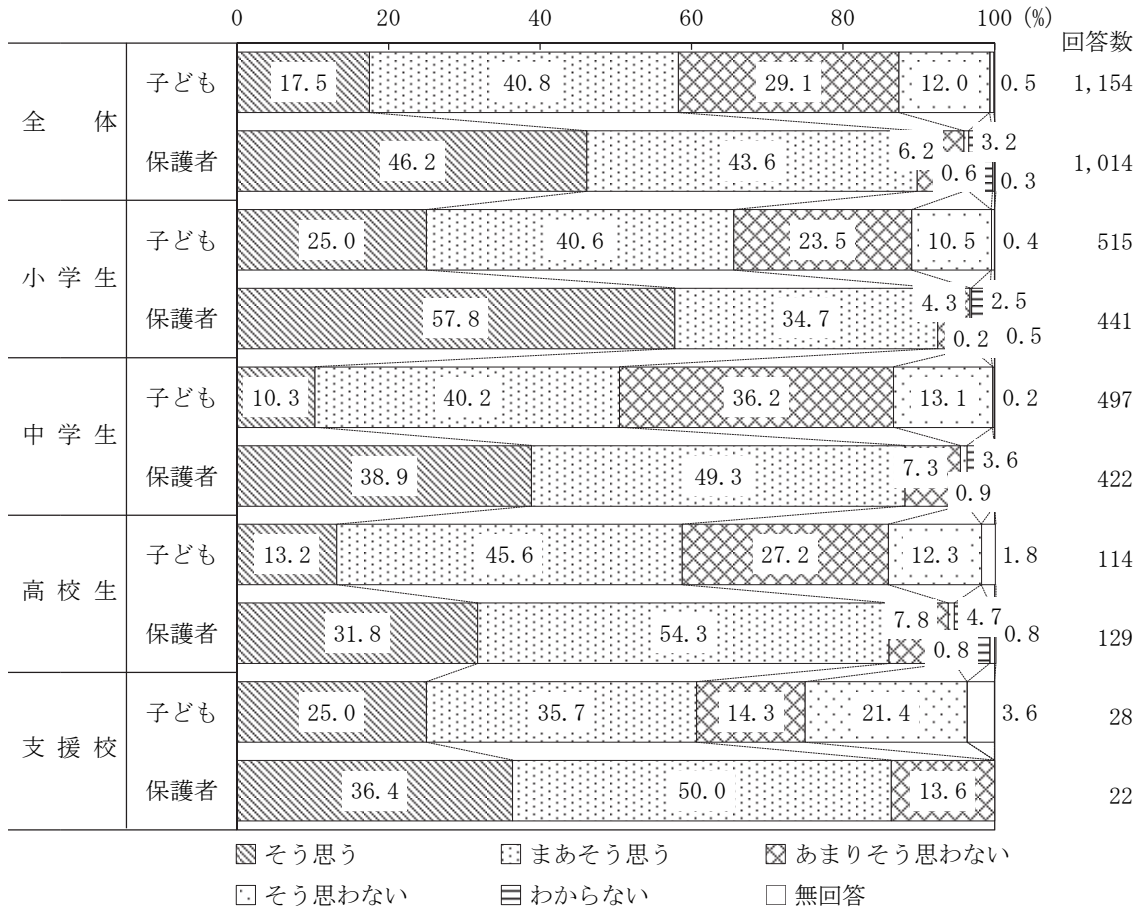
子どもの「自分のことが好きだ」と「思う」(「そう思う」+「まあそう思う」)率は、男子61.6%、女子54.8%と、男子のほうが高くなっています。又、この率は、小学生が最も高く、中学生が最も低くなっています(図表7)。

図表8は、保護者に「子どもは、自分のことを好きだと思っている」かを聞いた結果と子どもの「自分のことが好きだ」を比較したものです。保護者の「そう思う」(46.2%)と「まあそう思う」(43.6%)の合計は89.8%となっており、子ども全体の58.3%より30ポイント以上高くなっています。

図表7 自分のことが好きだ (子ども：問3-①)



図表8 自分のことが好きだ（子ども：問3-①）と子どもは自分のことが好きだと思っている（保護者：問4-①）の比較



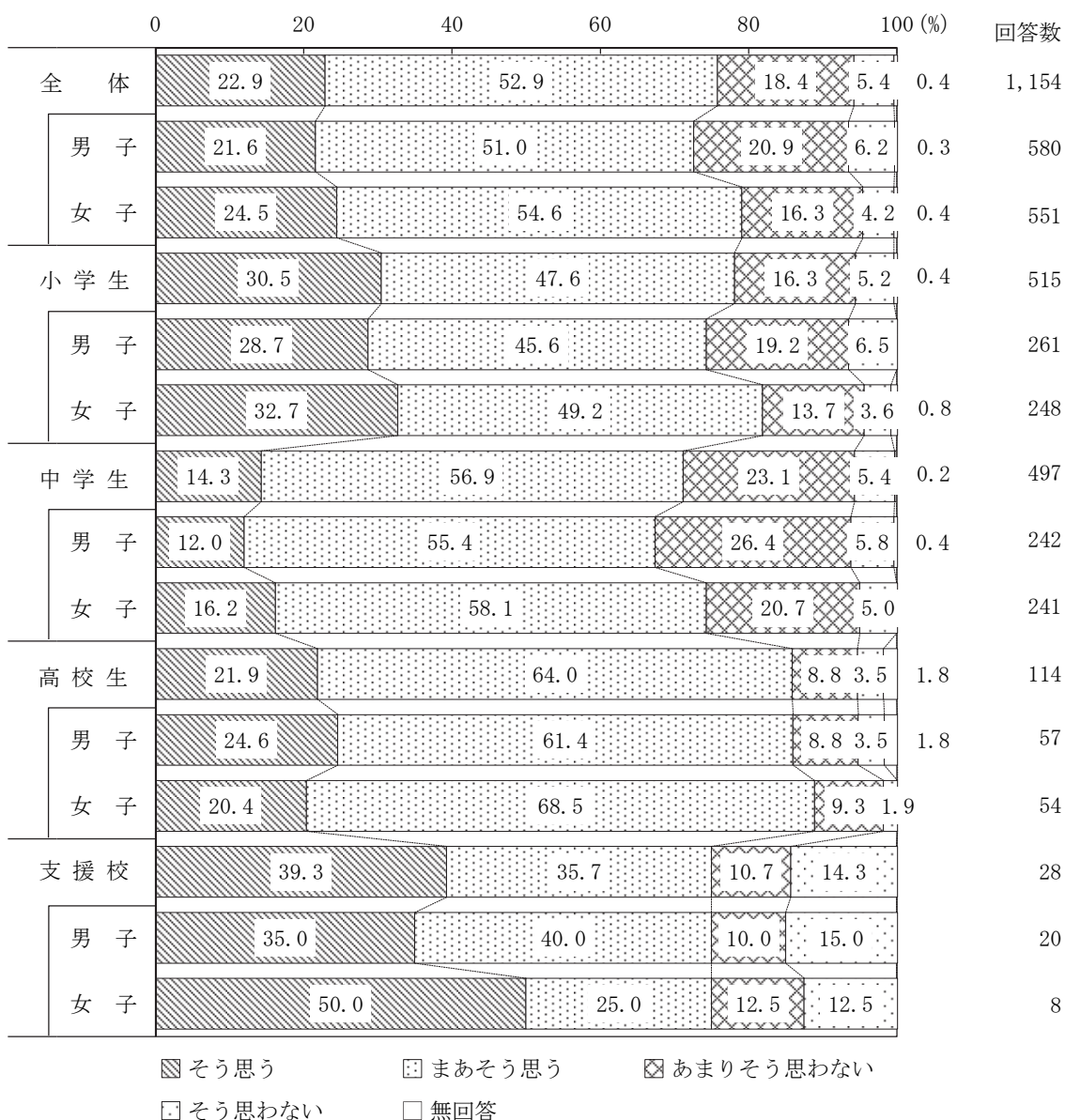
(注)「わからない」は子どもの選択肢にありません。

(2) 自分は周りの人から大切にされている

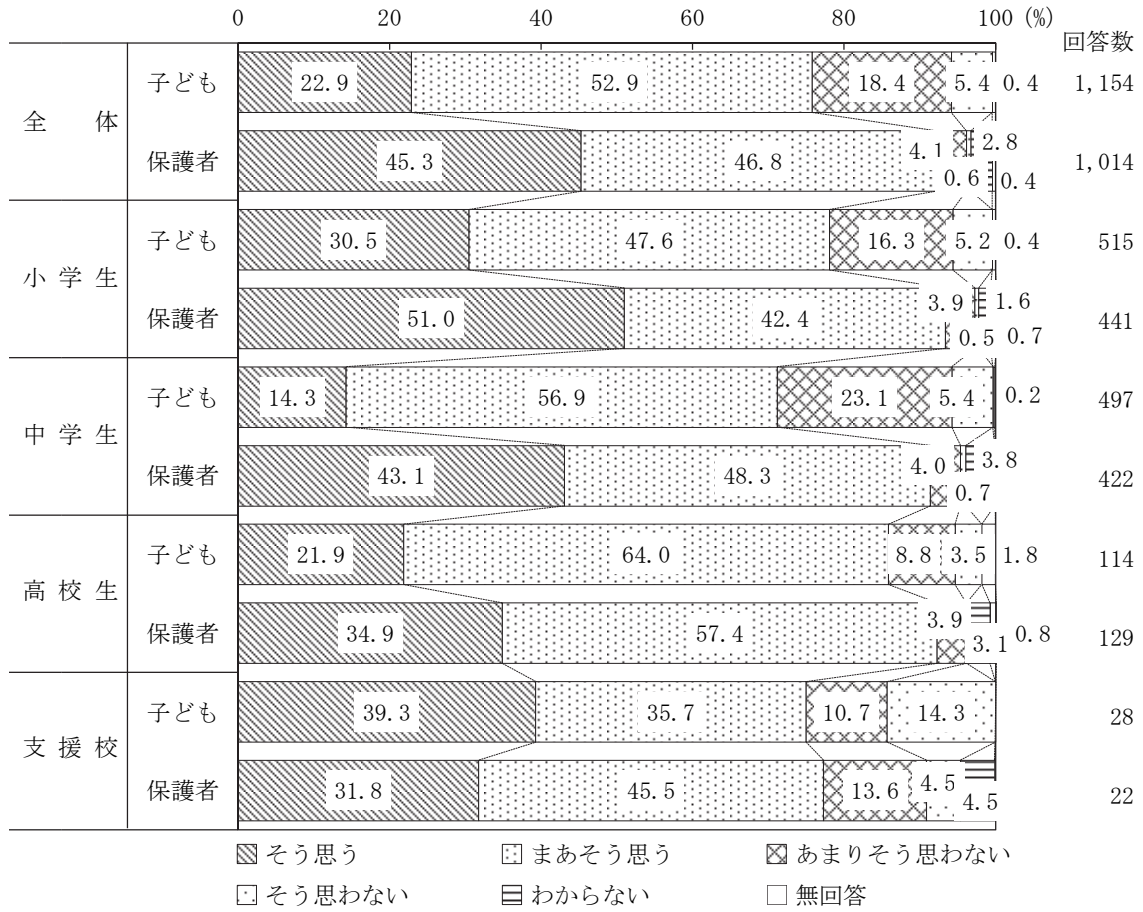
子どもの「自分は周りの人から大切にされている」と「思う」(「そう思う」+「まあそう思う」)率は、男子72.6%、女子79.1%と、女子のほうが高くなっています。この率は、高校生の85.9%が最も高く、中学生の71.2%が最も低くなっています(図表9)。

図表10は、保護者に「子どもは、自分は周囲の人から大切にされていると思っている」かを聞いた結果と子どもの「自分は周りの人から大切にされている」を比較したものです。保護者の「そう思う」(45.3%)と「まあそう思う」(46.8%)の合計は92.1%となっており、子ども全体の75.8%より16.3ポイント高くなっています。

図表9 自分は周りの人から大切にされている(子ども:問3-②)



図表10 自分は周りの人から大切にされている（子ども：問3-②）と子どもは自分が周囲の人たちから大切にされていると思っている（保護者：問4-②）の比較

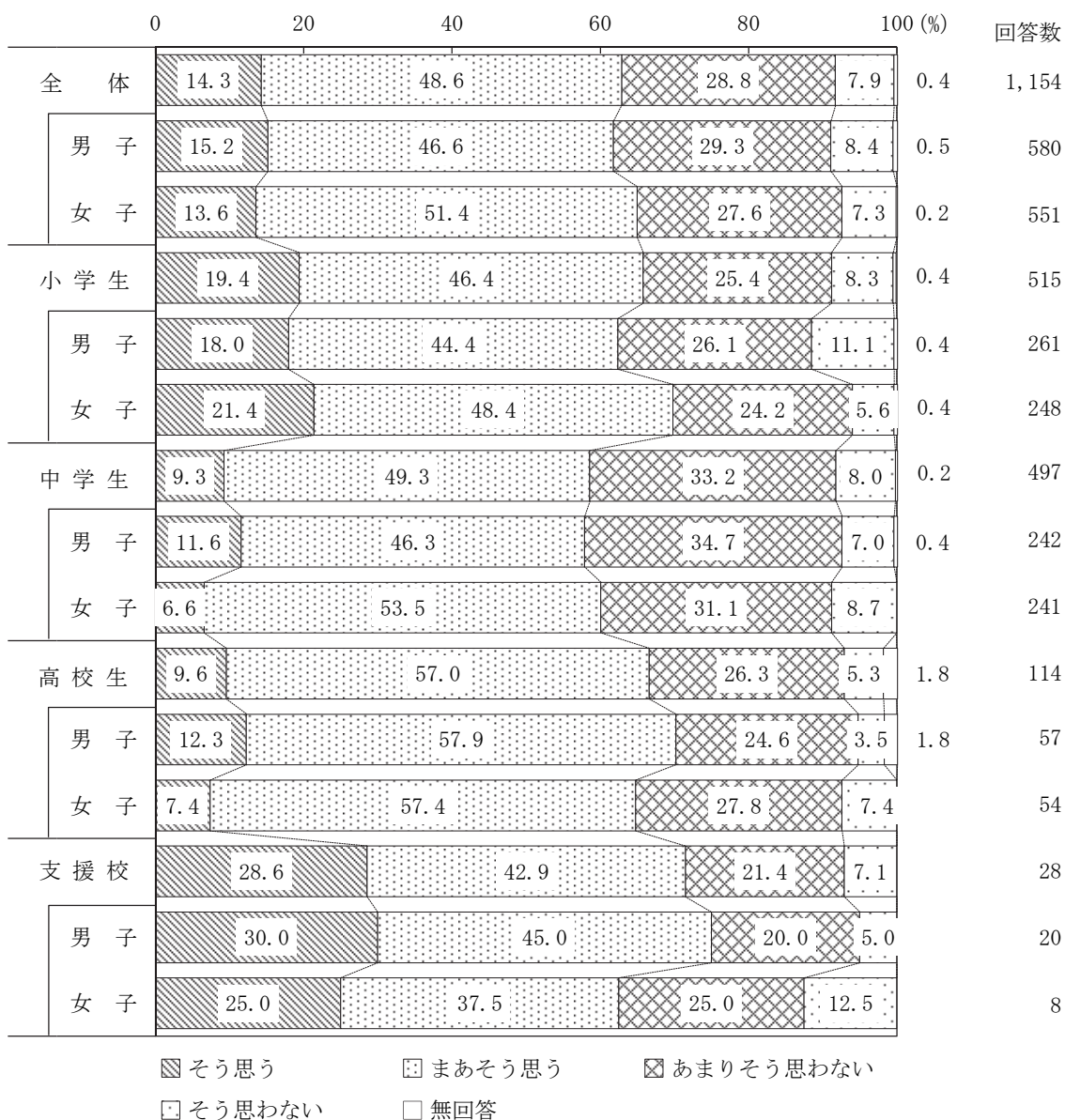


(注) 「わからない」は子どもの選択肢にありません。

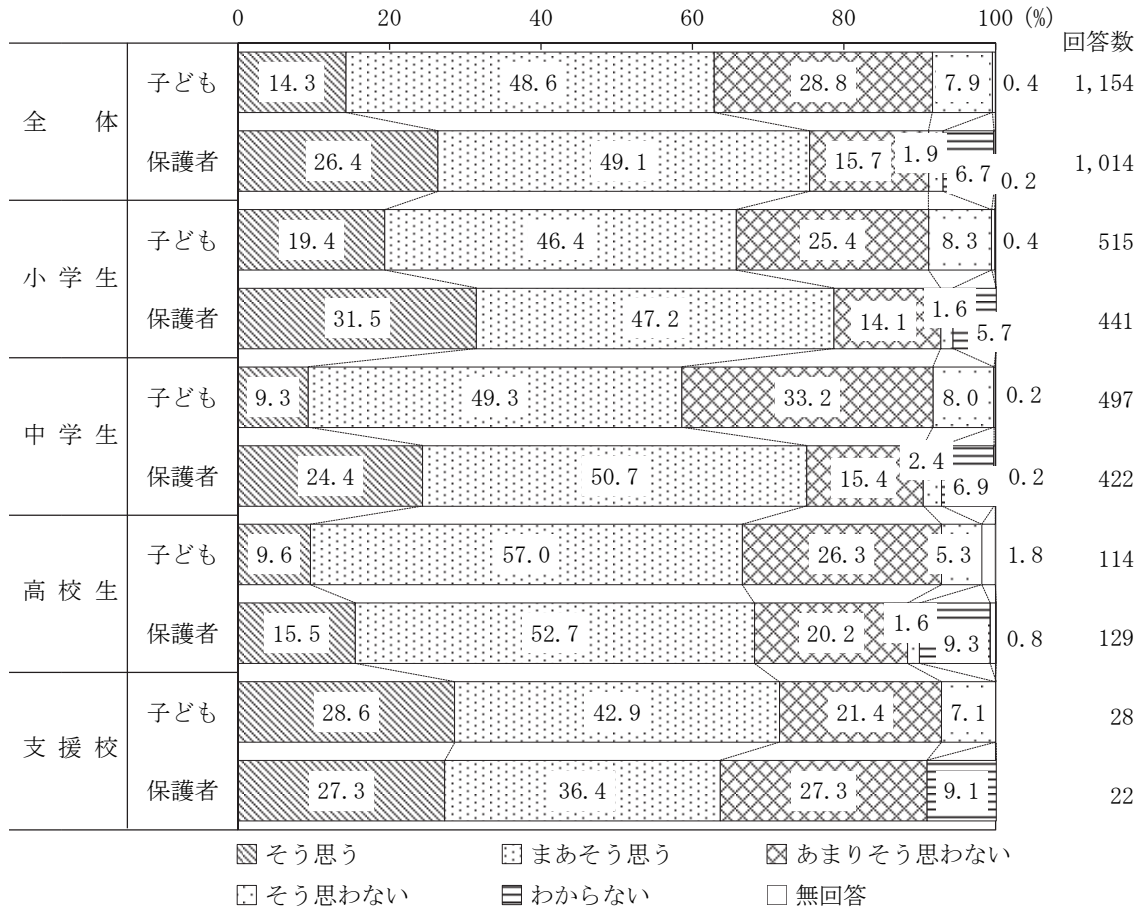
(3) 自分はだれかの役に立っている

子どもの「自分はだれかの役に立っている」については、「まあそう思う」(48.6%)、「あまりそう思わない」(28.8%)、「そう思う」(14.3%)の順になっています。「そう思う」と「まあそう思う」の合計は、子どもが62.9%であり、保護者の75.5%より、12.6ポイント低くなっています。

図表11 自分はだれかの役に立っている（子ども：問3-③）



図表12 自分はだれかの役に立っている（子ども：問3-③）と子どもは自分がだれかの役に立っていると
思っている（保護者：問4-③）の比較



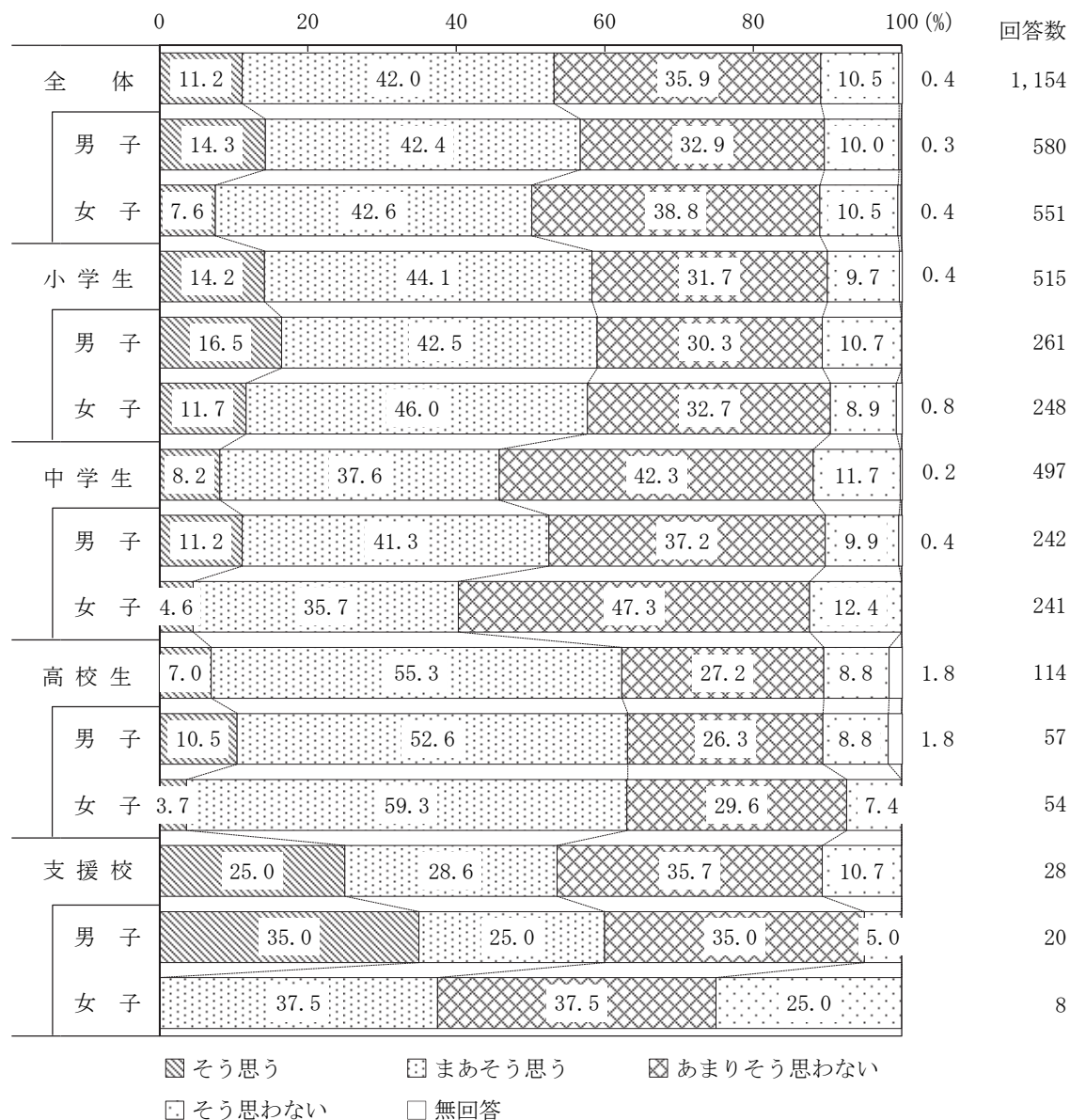
(注) 「わからない」は子どもの選択肢にありません。

(4) 自分の考えや行動に自信がある

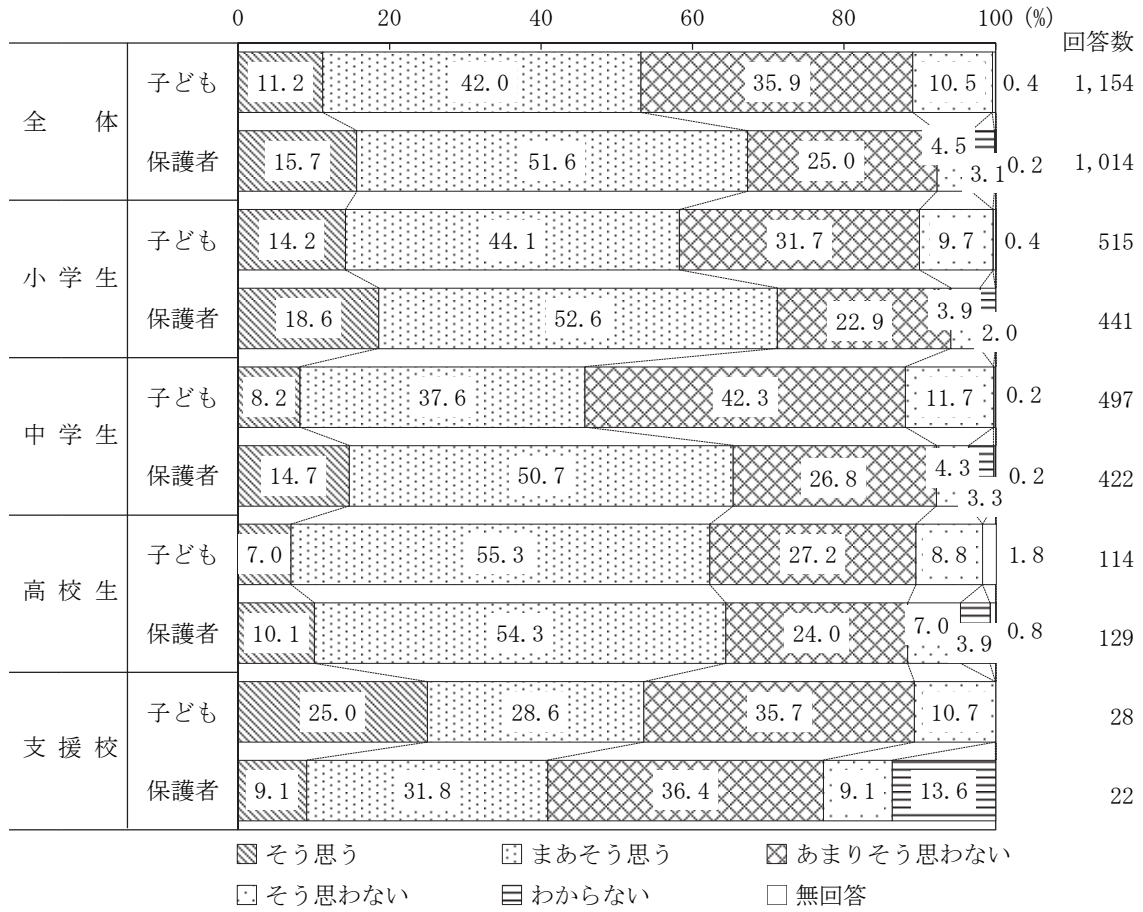
子どもの「自分の考えや行動に自信がある」と「思う」(「そう思う」+「まあそう思う」)率は53.2%、「思わない」(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)率は46.4%となっています。「思う」は、性別では男子、学校別では高校生が高くなっています(図表13)。

保護者は、「思う」が67.3%、「思わない」が29.5%となっています(図表14)。

図表13 自分の考えや行動に自信がある(子ども:問3-④)



図表14 自分の考えや行動に自信がある（子ども：問3-④）と子どもは自分の考えや行動に自信があると思っている（保護者：問4-④）の比較



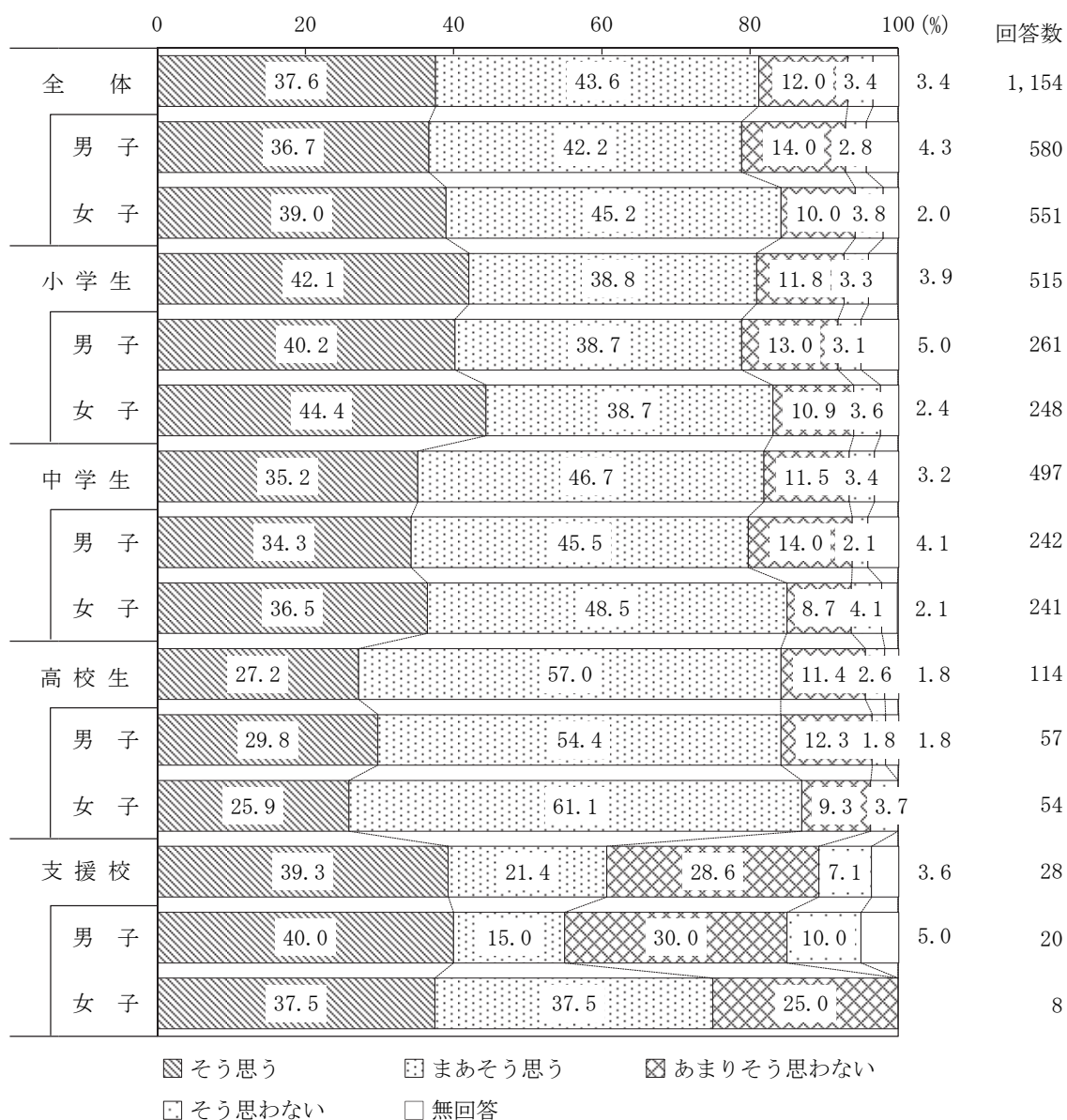
(注) 「わからない」は子どもの選択肢にありません。

(5) 自分の考えを話したり、仲間といっしょに活動したりできる

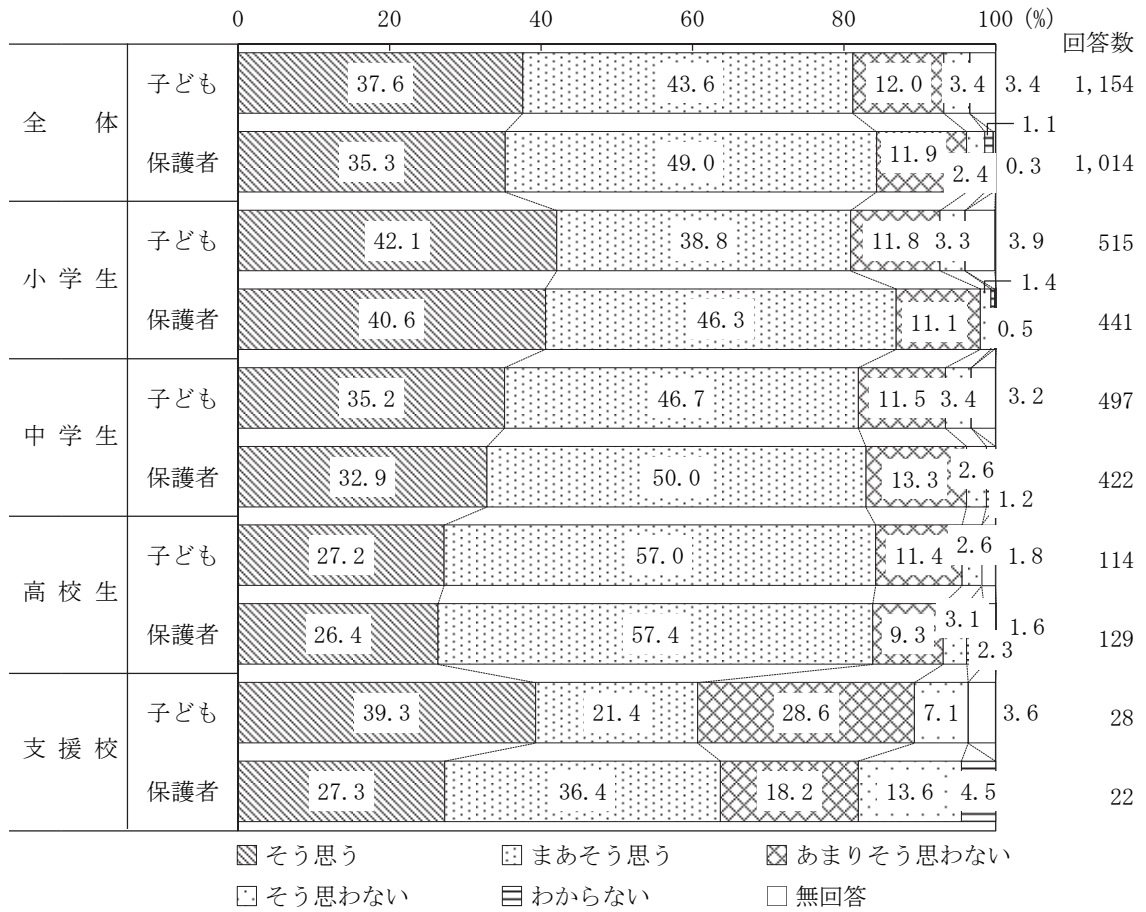
子どもの「自分の考えを話したり、仲間といっしょに活動したりできる」と「思う」（「思う思う」＋「まあそう思う」）率は、81.2%と高い率を示しています。この率は、性別では男子、学校別では特別支援学校が低くなっています（図表15）。

保護者の「思う」率も84.3%と、子どもと近い率です（図表16）。

図表15 自分の考えを話したり、仲間といっしょに活動したりできる（子ども：問3-⑤）



図表16 自分の考えを話したり、仲間といっしょに活動したりできる（子ども：問3-⑤）と子どもは自分の考えを話したり、仲間といっしょに活動したりできる（保護者：問4-⑤）の比較



(注) 「わからない」は子どもの選択肢にありません。

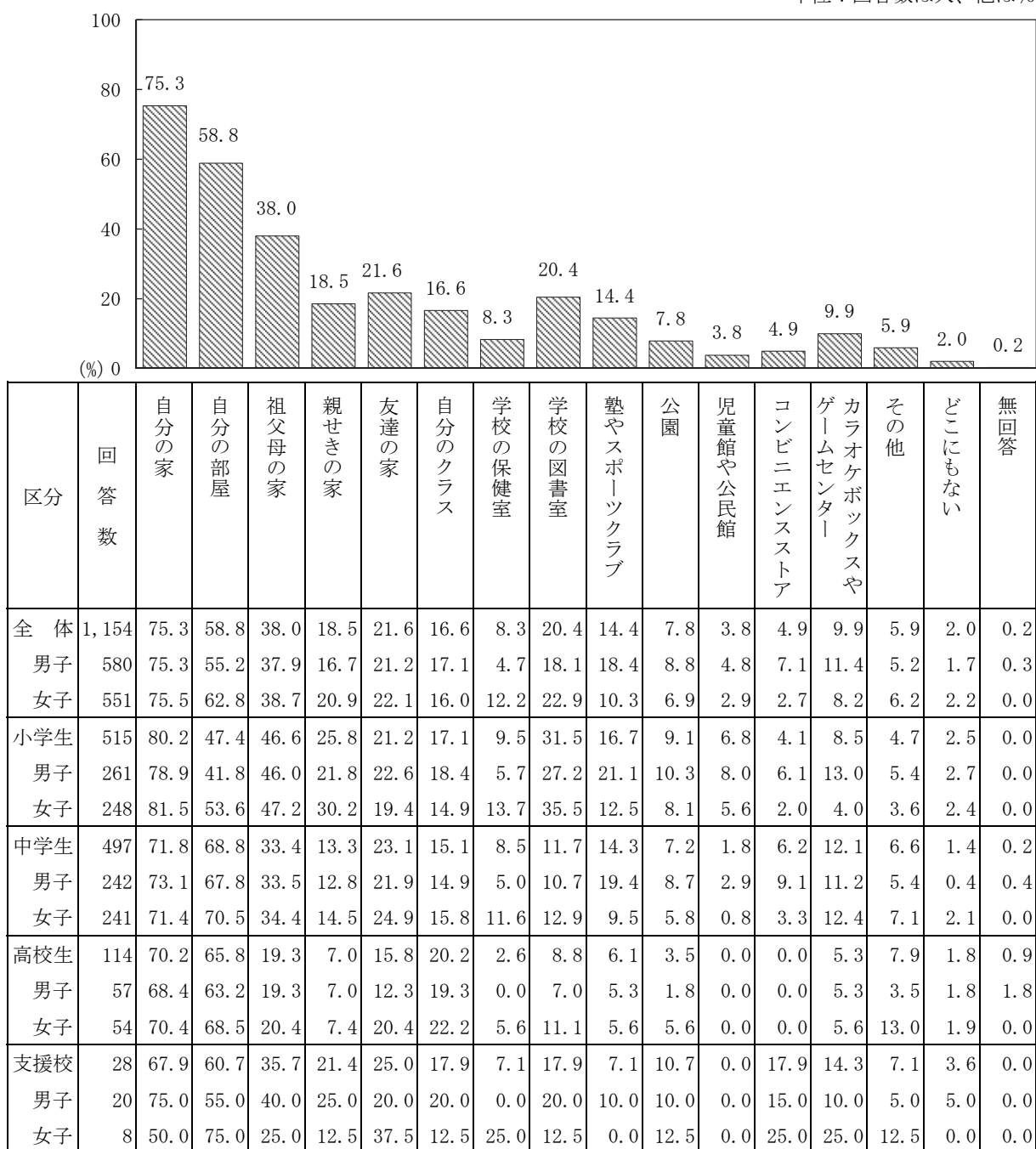
2 安心してホッとできる場所 (子ども：問4 保護者：問5)

子どもの安心してホッとできる場所は、「自分の家」(75.3%)、「自分の部屋」(58.8%)、「祖父母の家」(38.0%)、「友達の家」(21.6%)及び「学校の図書室」(20.4%)が、20%を超えています。「塾やスポーツクラブ」「カラオケボックスやゲームセンター」などは男子が高く、「自分の部屋」「学校の保健室」「学校の図書室」などは女子が高くなっています(図表17)。

図表18の保護者に聞いた子どもが安心してホッとできる場所と比較すると、「自分の家」「祖父母の家」以外の場所は、子どものほうが高くなっています。

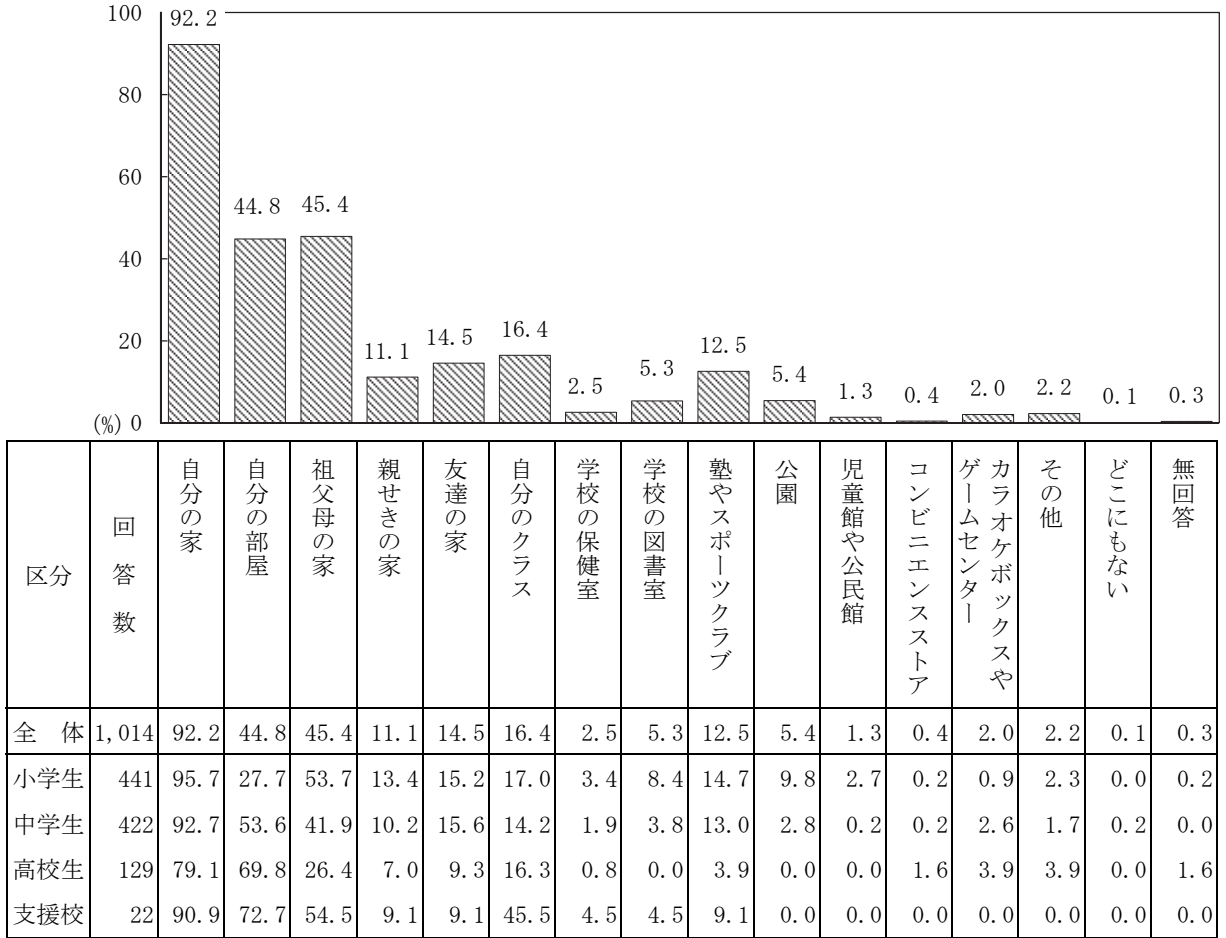
図表17 安心してホッとできる場所 (子ども：問4・複数回答)

単位：回答数は人、他は%



図表18 子どもが安心してホッとできる場所（保護者：問5・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



第1部 調査結果

図表19は、「その他」に記入されていた具体的な場所です。

図表19 子どもが安心してホッとできる「その他」の場所（子ども：問4-14 保護者：問5-14）

区分	子どもの学年	記 入 内 容	
子 ど も	小 学 校	4年生	県立図書館 自宅のトイレ お風呂 ホテル 県外の水族館 畳の部屋 こじんまりしている所 秘密基地 プロレス岐阜産業会館 自分の家の寝室 こたつの中
		5年生	図書館 楽しい所 学校の教室 学校の運動場 車の中 プール
		6年生	図書館 市外のショッピングセンター 電車 すみっこ 外 レストラン バッティングセンター
	中 学 校	1年生	本屋（2件） トイレ ベッド 布団の中 お風呂 寝室 自分の家のすみっこ 布団の中、段ボールの中 どこか友達と遊ぶところ 自然がたくさんあるところ すみっこなどの目立たない場所 映画館
		2年生	本屋（2件） コンサート（2件） 県立図書館 布団の中 ねること 大阪
		3年生	トイレ（2件） 県立図書館 コンサート ベッド 海、川、湖、池 押し入れの中 わからない（きまぐれ） 温泉、リラックスできる場所 駅 鳥取県 部活 市や県の図書館
	高 校	1年生	自宅のトイレ スキー場
		2年生	彼氏の家 自分以外の人がない場所 いろいろな場所 お母さんと会えること ショッピングセンター
		3年生	トイレ 岐阜市内
保 護 者	小 学 校	4年生	県図書館、科学館 お風呂 川、海 習い事 車の中、トイレ
		5年生	市立図書館 母の仕事場 学校のグラウンド
		6年生	バイオリン教室 本屋
	中 学 校	1年生	母と買い物
		2年生	同居している祖父の部屋、トイレ 市外のショッピングセンター 習い事
		3年生	部活（2件） 図書館
	高 校	1年生	部活（学校）
		2年生	下宿先のアパート（まだ下宿していませんが、早くひとり暮らししたいと常々言っているのです）
		3年生	部活の仲間といるとき 一般の相談所 トイレ

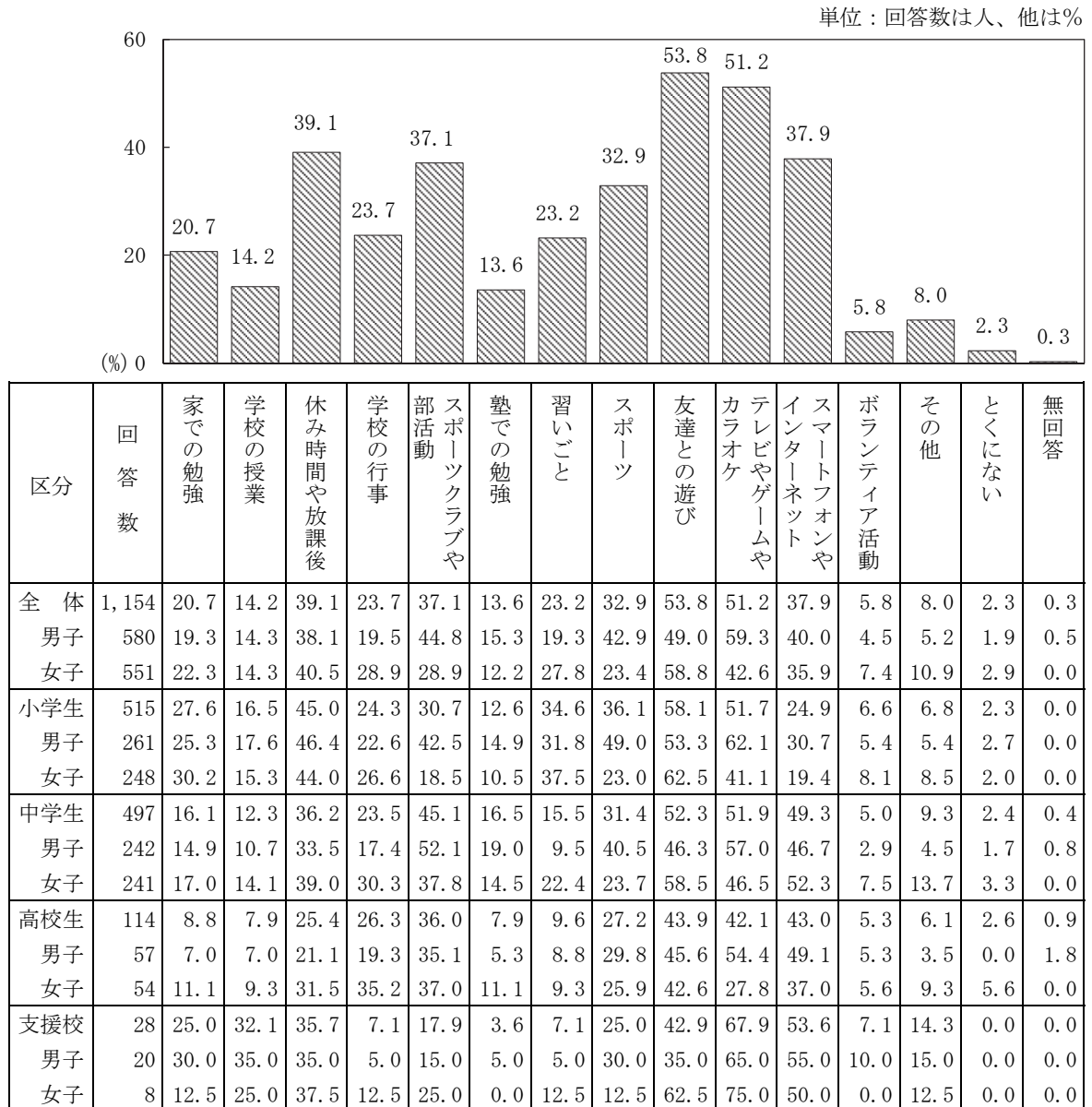
（注）特別支援学校は、高校に含めました。（以下「その他」の記入について同じ）

3 熱中したり、夢中になったりできるとき (子ども：問5 保護者：問6)

子どもの熱中したり、夢中になったりできるときについては、男子は「テレビやゲームやカラオケ」(59.3%)、「友達との遊び」(49.0%)、「スポーツクラブの活動や部活動」(44.8%)、「スポーツ」(42.9%)及び「スマートフォンやインターネット」(40.0%)、女子は「友達との遊び」(58.8%)、「テレビやゲームやカラオケ」(42.6%)及び「休み時間や放課後」(40.5%)が、40%を超えています。「友達との遊び」は小学生女子と特別支援学校女子が、「テレビやゲームやカラオケ」は特別支援学校の男女が高い率を示しています(図表20)。

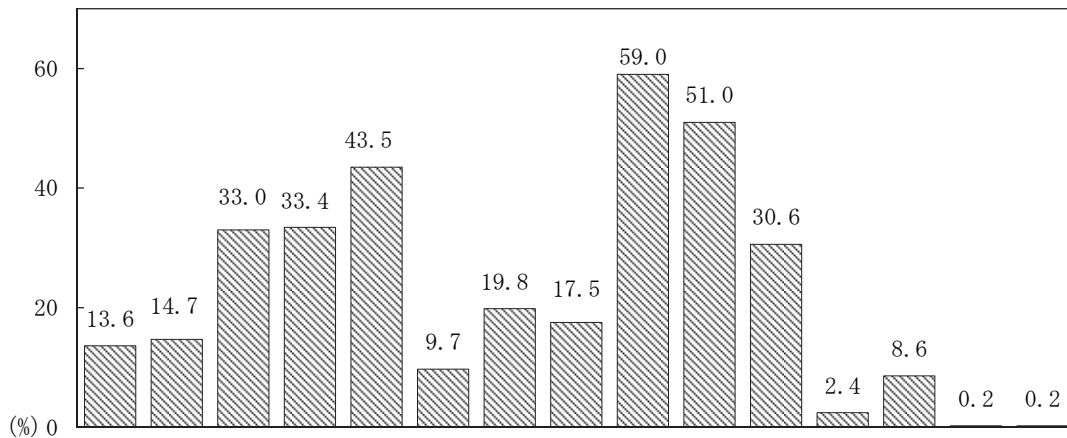
子どもが熱中したり、夢中になったりできるときを保護者に聞いた結果は、「友達との遊び」(59.0%)が最も高く、次いで「テレビやゲームやカラオケ」(51.0%)、「スポーツクラブの活動や部活動」(43.5%)などとなっています(図表21)。

図表20 熱中したり、夢中になったりできるとき (子ども：問5・複数回答)



図表21 子どもが熱中したり、夢中になったりできるとき（保護者：問6・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



区分	回答数	家での勉強	学校の授業	休み時間や放課後	学校の行事	部活動	スポーツクラブや	塾での勉強	習いごと	スポーツ	友達との遊び	カラオケ	テレビやゲームや	スマートフォンや	インターネット	ボランテニア活動	その他	とくにない	無回答
全体	1,014	13.6	14.7	33.0	33.4	43.5	9.7	19.8	17.5	59.0	51.0	30.6	2.4	8.6	0.2	0.2			
小学生	441	13.4	16.8	47.4	40.1	36.3	4.8	30.2	19.0	71.0	59.2	15.9	2.0	9.1	0.2	0.0			
中学生	422	12.8	12.6	24.4	28.0	52.8	16.1	12.8	17.8	51.2	47.6	37.2	2.4	8.3	0.2	0.2			
高校生	129	13.2	10.1	14.0	25.6	38.0	7.0	8.5	12.4	47.3	34.1	54.3	3.1	6.2	0.0	0.8			
支援校	22	36.4	40.9	22.7	50.0	40.9	0.0	13.6	9.1	36.4	50.0	59.1	4.5	18.2	0.0	0.0			

図表22は、「その他」に記入されていた子どもの熱中したり、夢中になったりできるときですが、子ども、保護者の多くが、「読書」をあげています。

図表22 子どもが熱中したり、夢中になったりできる「その他」のとき（子ども：問5-13 保護者：問6-13）

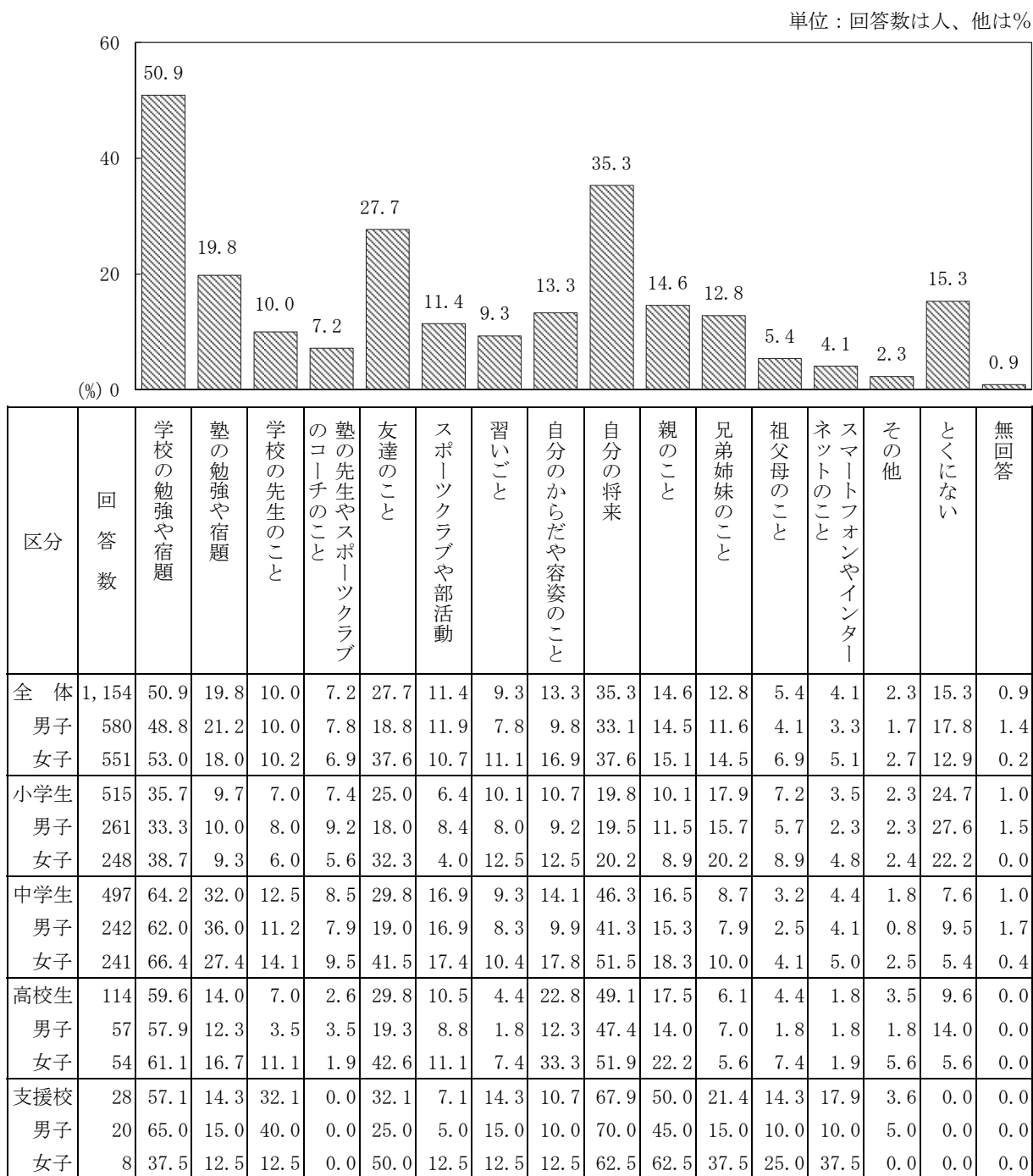
区分	子どもの学年	記 入 内 容	
子 ど も	小 学 校	4年生	読書（6件） 漫画 絵を描くこと 読書、ダンス、ピアノ 自宅でドールハウスで遊んでいるとき ブロックや鉄道玩具を組み立てているとき プラモデルを作るとき 家族と一緒にいるとき 自分の家でトイレをしているとき 虫を捕まえること
		5年生	読書（5件） 本・漫画を読むとき ショッピング 先生に怒られてむかむかするとき 静かなところで勉強 やる気になったこと
		6年生	読書（6件） 趣味のことをしているとき 手芸、編み物
	中 学 校	1年生	読書（5件） 料理 買い物や料理 工作 好きなアイドルを見ること 音楽鑑賞家であるかをやっているとき 男性アイドルグループのコンサートDVDを見る 好きなアニメやキャラクターができたとき 得意なことをゆつくりすること 歌手（音楽グループ）の歌 自転車に乗っているとき
		2年生	読書（2件） 絵を描くこと 料理 手芸、料理 コンサート 作業（ものづくり） 創作活動 自転車を改造すること 菓子作り ギター 切り絵 いろいろと プラモデル 歌を聴く、絵を描く
		3年生	読書（6件） 漫画 絵を描くこと 料理 コンサート 工作 テニスコート 釣り、折り紙 アイドル ラジオ
	高 校	1年生	読書（2件） 趣味 トイレ 水泳 電車
		2年生	趣味（2件） 読書 絵を描くこと 航空自衛隊のアクロバット飛行
		3年生	漫画、アニメ、お絵かき 美容（ヘアケアなど） 景色を眺める いとことのコミュニケーション
保 護 者	小 学 校	4年生	読書（3件） 絵を描くこと（3件） 家で図工をしたり絵を描いたりしているとき 自分の趣味など好きなことをしているとき プラモデル作り 家族でレジャー 好きなアイドルの動画を見て歌ったり踊ったりしているとき 犬 おしゃべりをしているとき 川、海 家での遊び
		5年生	読書（8件） 自分で思いついた遊びをしているとき ダンス 兄弟との遊び スケートボード 親子での遊びの時間 新聞記事をまとめる趣味 弟とボードゲーム
		6年生	読書（3件） 本、漫画（2件） 好きな音楽を聴くとき 趣味の時間 音楽 一人の時間 弟妹と遊ぶとき、親と遊ぶとき 趣味のラジコン
	中 学 校	1年生	読書（6件） 読書、本屋 絵を描くこと 自分の趣味（楽器） 家の中 漫画
		2年生	読書（4件） 絵を描くこと（2件） 読書や音楽を聴いているとき 自分の趣味 ギター
		3年生	読書（8件） 好きな音楽を聴くとき スマホで音楽を聴くこと ラジオ、ポータブルオーディオプレイヤー 合唱祭やそれに向けての練習 ファンの芸能人に関すること 家事 自由な時間 映画鑑賞、レンタルDVD
	高 校	1年生	放課後デイサービス
		2年生	読書（2件） 趣味（2件） アルバイト ピアノをひいているとき カードゲーム 釣り
		3年生	絵を描くこと アルバイト 鉄道の写真を撮ること 男性アイドルグループのTV

4 疲れたり、傷ついたり、不安に思うこと（子ども：問6 保護者：問7）

子どもの疲れたり、傷ついたり、不安に思うことは、「学校の勉強や宿題」（50.9%）が最も高く、次いで「自分の将来（進路や受験など）」（35.3%）となっています。「学校の勉強や宿題」は中学生が、「自分の将来（進路や受験など）」は特別支援学校生徒と高校生が高くなっています（図表23）。

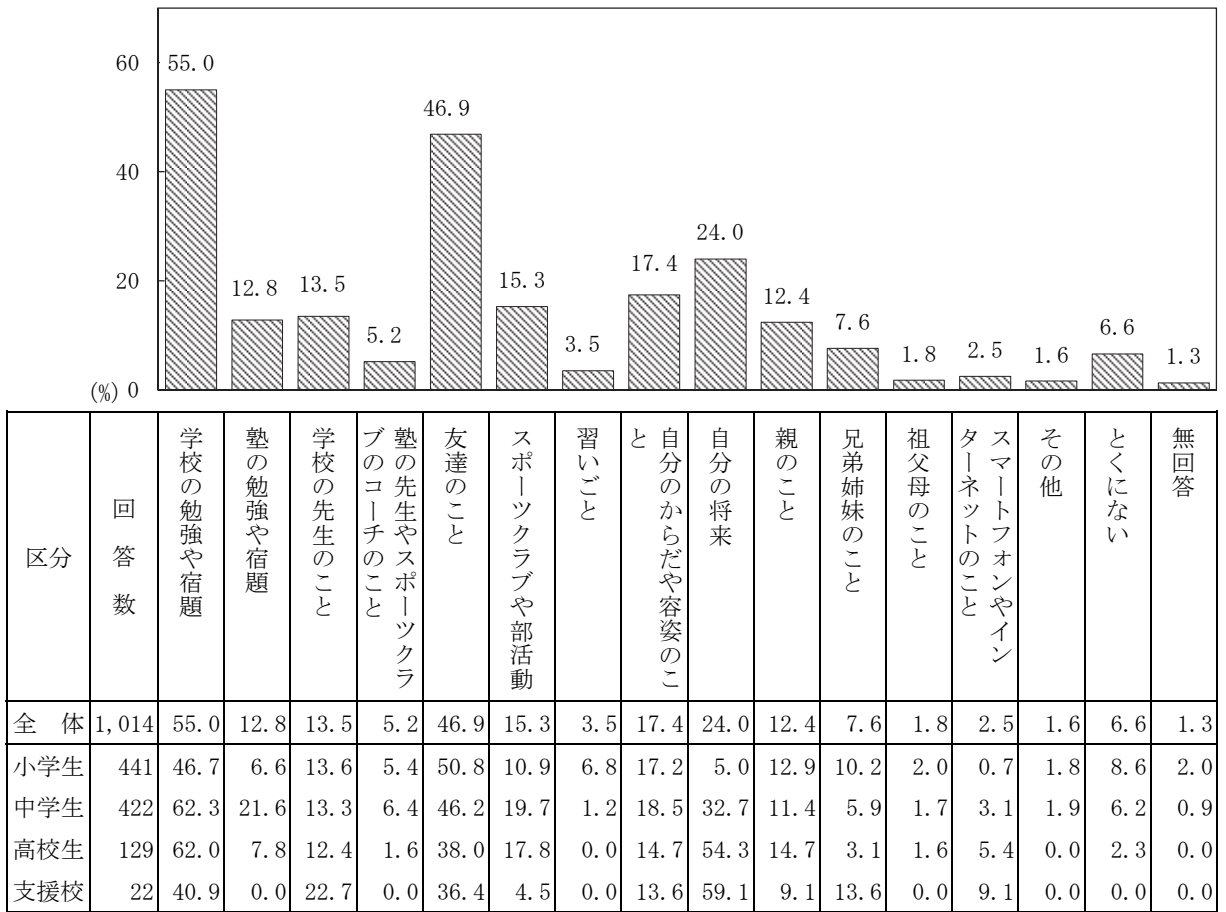
保護者も、「学校の勉強や宿題」（55.0%）が最も高くなっていますが、二番目は「友達のこと」（46.9%）です（図表24）。

図表23 疲れたり、傷ついたり、不安に思うこと（子ども：問6・複数回答）



図表24 子どもが疲れたり、傷ついたり、不安に思うこと（保護者：問7・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



図表25は、「その他」に記入されていた子どもが疲れたり、傷ついたり、不安に思うことです。

図表25 子どもが疲れたり、傷ついたり、不安に思う「その他」のこと（子ども：問6-14 保護者：問7-14）

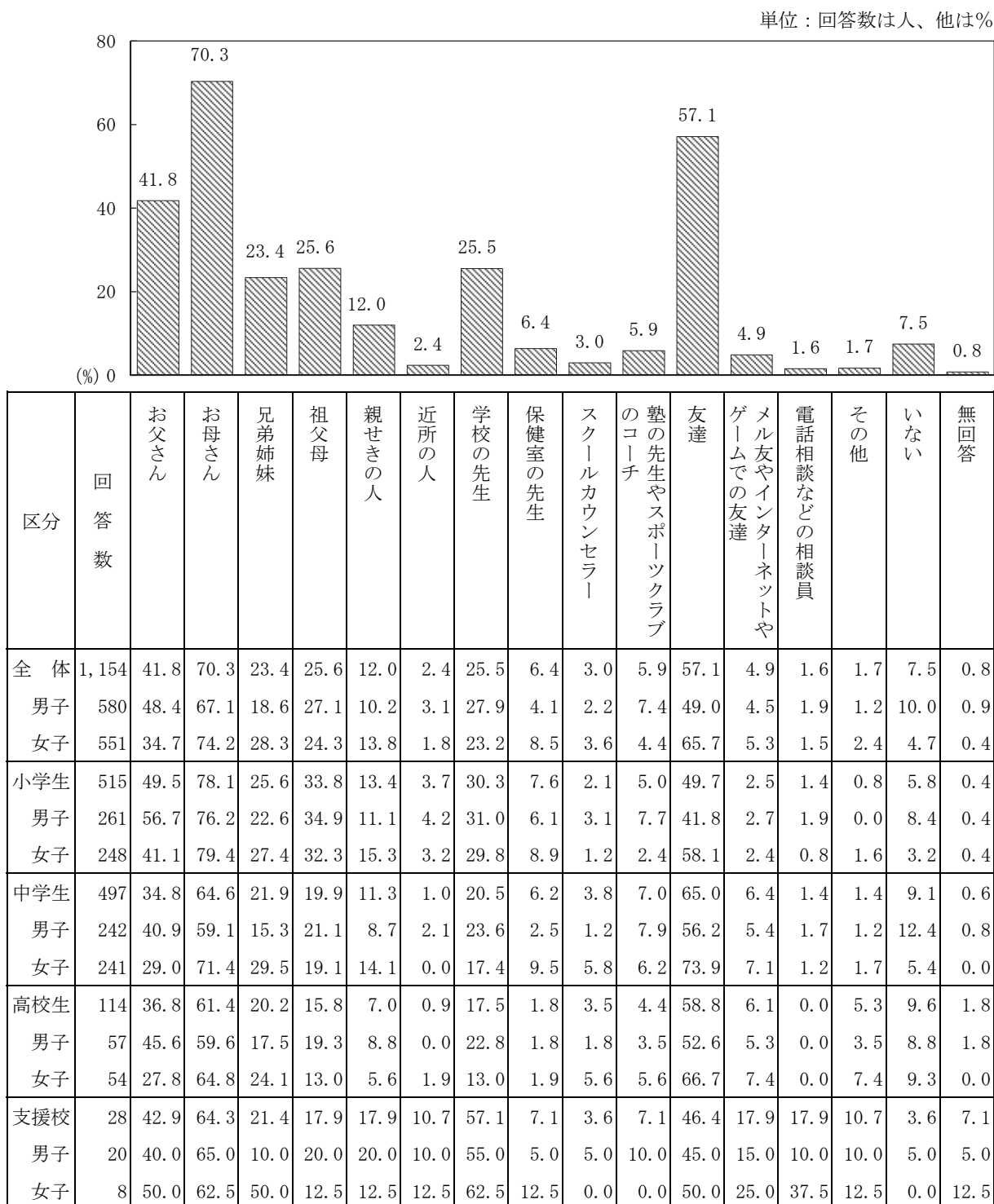
区分	子どもの学年	記入内容	
子ども	小学校	4年生	親が今どんな気分か 委員会のこと
		5年生	登下校（2件） 思い出し笑い
		6年生	自分は人から嫌な目で見られていないか 人間関係 中学校、学校 ちょっとしたいじめ 他の人の親 学校のこと
	中学校	1年生	先輩のこと クラスの人（特に男子） 生徒会の掲示 学校のこと
		2年生	病気のこと クラスメイト 同じクラスの人のこと 学校行事
	高校	2年生	バイト（2件） 人生について 仕事（傷つきはしないよ） クラスにいと疲れる
保護者	小学校	4年生	授業中クラスメイトがうるさいこと 部活の顧問に暴言を吐かれ傷ついた 土曜授業 地震、大洪水など災害、不審者
		5年生	クラスメイトの行動、言動 ゲームの時間を決めていること 上級生とのこと
		6年生	自然災害や戦争のニュースなどの番組
	中学校	1年生	クラスのこと 学校のテスト 人間関係 クラスの中で重要な役をまかされたとき（スポ少や部活の）先輩の言った言葉
		2年生	クラスのこと クラスの人間関係 学校生活全般

5 悩んだり、困ったりしたときの相談相手 (子ども：問7 保護者：問8)

子どもの相談相手としては、「お母さん」(70.3%)が最も高く、次いで「友達」(57.1%)、「お父さん」(41.8%)などとなっており、「いない」が7.5%ありました(図表26)。

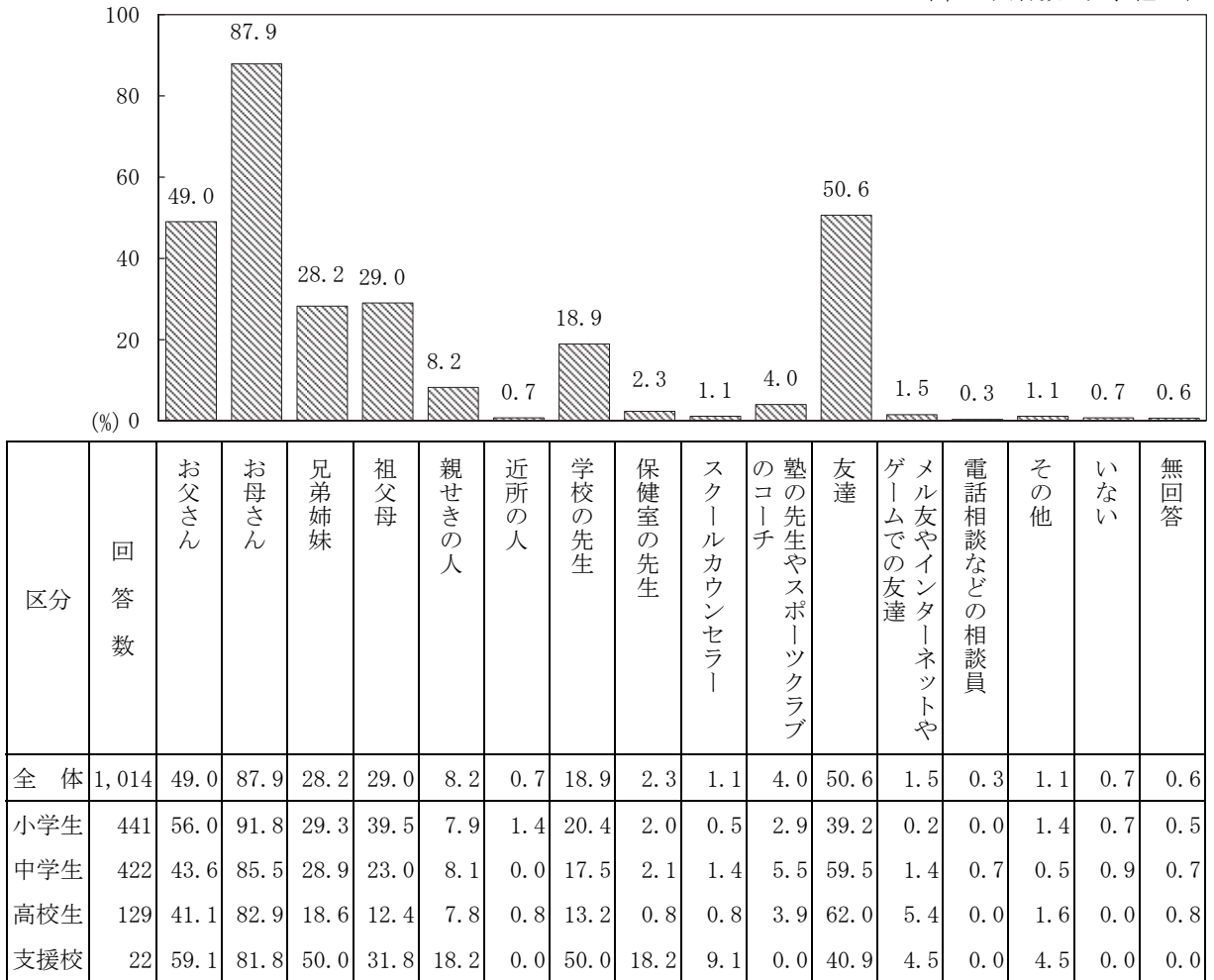
保護者に聞いた子どもの相談相手も、「お母さん」(87.9%)、「友達」(50.6%)、「お父さん」(49.0%)と、子どもと同じ順序ですが、「いない」は0.7%しかありません(図表27)。

図表26 子どもの相談相手 (子ども：問7・複数回答)



図表27 子どもの相談相手（保護者：問8・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



第1部 調査結果

図表28は、「その他」に記入されていた子どもの相談相手です。

図表28 「その他」の子どもの相談相手（子ども：問7-14 保護者：問8-14）

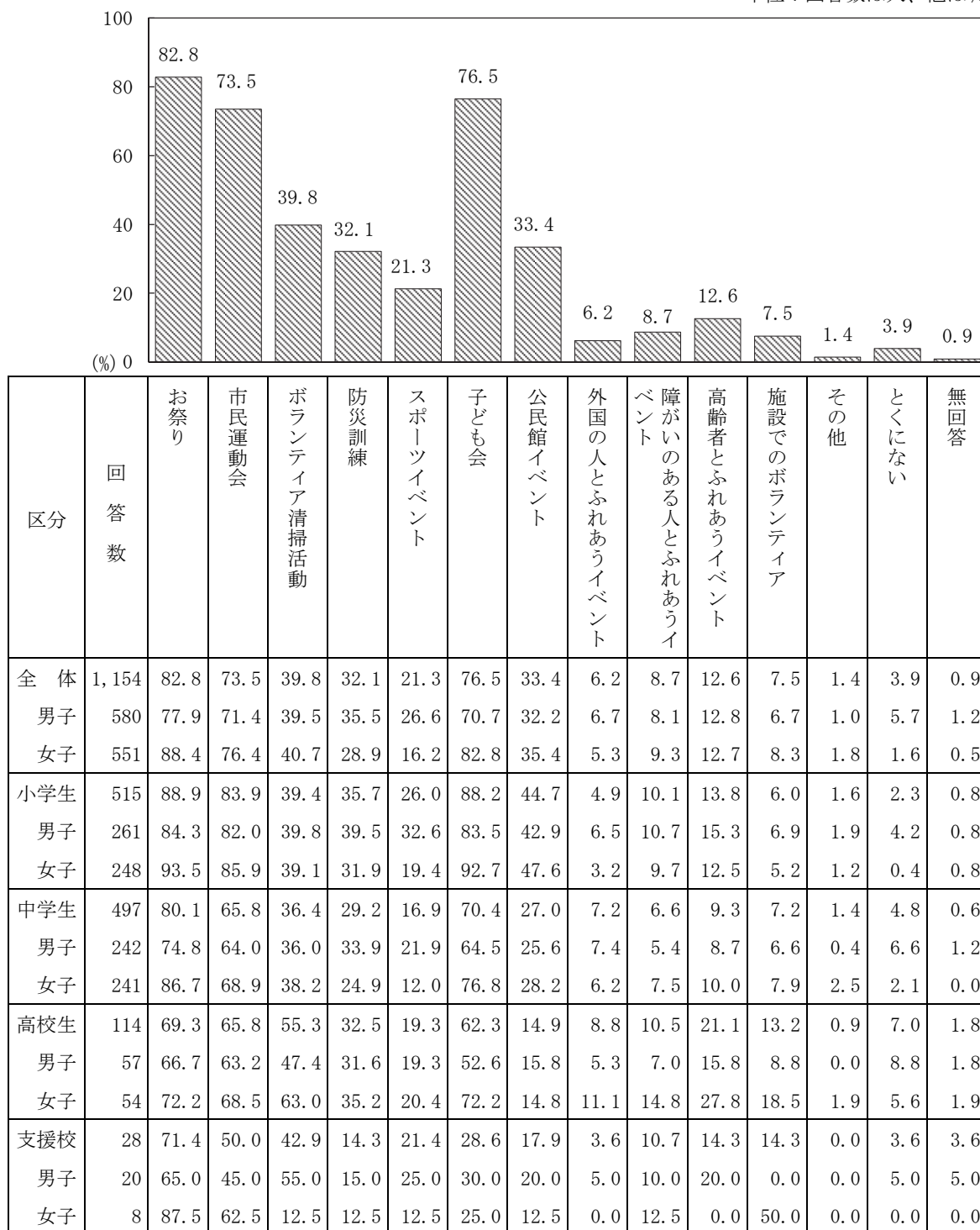
区分	子どもの学年	記 入 内 容	
子 ど も	小 学 校	4年生	図書館の先生 犬、自分の家の犬 知っている人ならみんなに
		6年生	SNS
	中 学 校	1年生	自分 小学校の時の保健室の先生
		2年生	勉強
		3年生	トイレ
	高 校	1年生	児童養護施設の大人
		2年生	彼氏 いろんな人 職員さん 先輩や先生
		3年生	彼氏
	保 護 者	小 学 校	4年生
5年生			キリスト教会のスタッフ（教会員）
6年生			友だちのお父さんとお母さん
中学		3年生	心療内科の先生とのカウンセリング
高 校		1年生	友達の親 施設職員
		3年生	一般の相談所のスタッフ

6 参加したことがある活動（子ども：問8）

子どもが参加したことがある活動は、「お祭り」（82.8%）、「子ども会」（76.5%）及び「市民運動会」（73.5%）が、70%以上の高い率です。この3つについては、年齢が上昇するにつれて低下する傾向がみられます。

図表29 参加したことがある活動（子ども：問8・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



第1部 調査結果

図表30は、「その他」に記入してあった子どもが参加したことがある活動です。

図表30 「その他」の参加したことがある活動（子ども：問8-12）

子どもの学年		記 入 内 容
小 学 校	4年生	市外のショッピングセンターの祭り
	5年生	ウォークラリー（3件） ラジオ体操 わんぱく相撲 小さい子とふれあう会（幼稚園より下）
	6年生	募金活動
中 学 校	1年生	地域のイベント
	2年生	小学校の行事にボランティアで参加した 資源回収
	3年生	地域活性化のイベント
高校	1年生	幼稚園児とのふれあい

第4 保護者やまわりのおとな

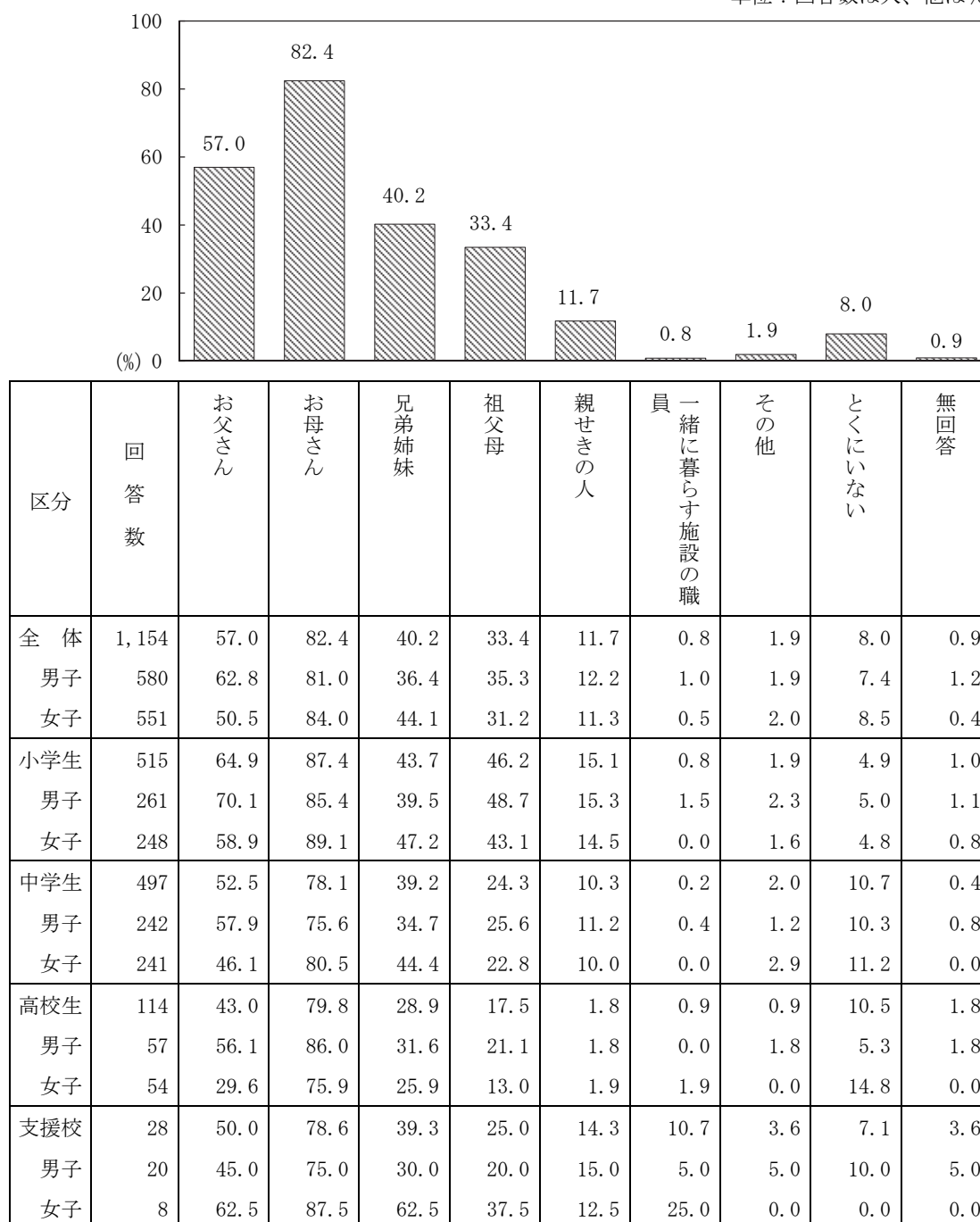
1 子どものことをよくわかってくれる人（子ども：問9 保護者：問9）

子どもと一緒に暮らしている人の中で、自分のことをよくわかってくれる人は、「お母さん」（82.4%）、「お父さん」（57.0%）、「兄弟姉妹」（40.2%）、「祖父母」（33.4%）の順になっています。「お父さん」は男子、「お母さん」は女子が高い傾向がみられます（図表31）。

同じ設問を保護者に聞いた結果が図表32ですが、子どもと同様の傾向が出ています。

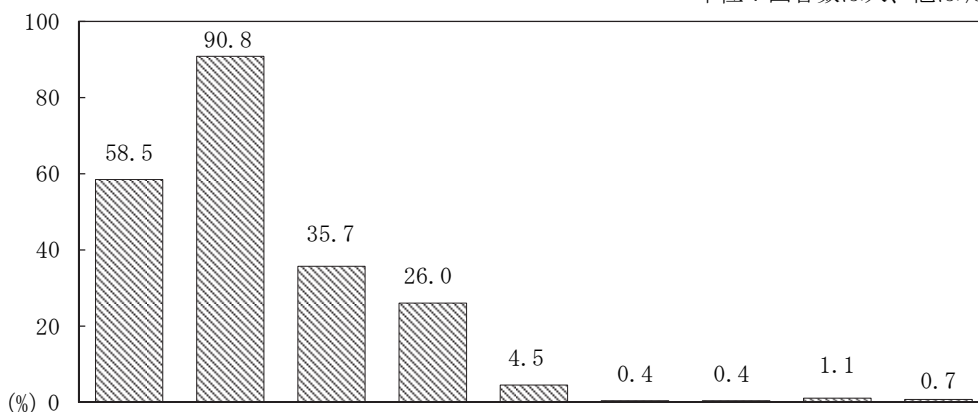
図表31 自分のことをよくわかってくれる人（子ども：問9・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



図表32 子どものことをよくわかってくれる人（保護者：問9・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



区分	回答数	お父さん	お母さん	兄弟姉妹	祖父母	親せきの人	一緒に暮らす施設の職員	その他	とくにいない	無回答
全体	1,014	58.5	90.8	35.7	26.0	4.5	0.4	0.4	1.1	0.7
小学生	441	64.4	90.0	35.4	31.3	5.4	0.2	0.7	0.9	0.9
中学生	422	56.9	91.7	36.5	21.6	3.8	0.0	0.2	1.4	0.5
高校生	129	44.2	90.7	30.2	23.3	3.1	0.8	0.0	0.8	0.8
支援校	22	54.5	90.9	59.1	22.7	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0

子どものことをよくわかってくれる人として、「その他」に記入されていたのは次のとおりです。

図表33 子どものことをよくわかってくれる「その他」の人（子ども：問9-7、保護者：問9-7）

区分	子どもの学年	記入内容
子ども	小学校	4年生 友達（3件） 学校の先生
		5年生 友達
		6年生 友達（4件）
	中学校	1年生 友達 犬
		2年生 友達（2件） 自分 犬
		3年生 自分（2件） トイレ
高校	3年生 学校の先生 金魚、インコなど	
保護者	小学	4年生 友達 祖母のお稽古仲間の方々 担任の先生
	中学	3年生 友達

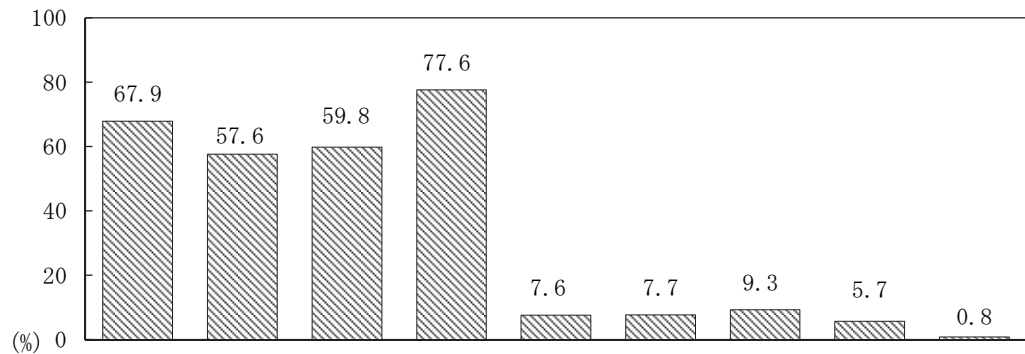
2 子どものまわりのおとなについて感じていること (子ども:問10 保護者:問11)

(1) 保護者

子どもが自分の保護者について感じていることとしては、「よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる」(77.6%)をはじめ、プラス評価の4選択肢が高く、マイナス評価の3選択肢は低くなっています(図表34)。図表35の保護者に聞いた結果と比較すると、「話をしっかり聞いてくれる」は子どもが高く、「意見を押しつけてくる」は保護者が高くなっています。

図表34 保護者について感じていること (子ども:問10-A・複数回答)

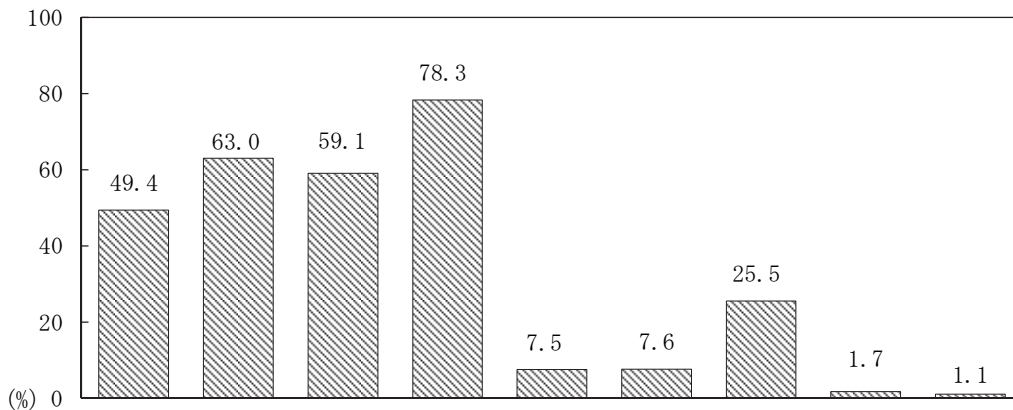
単位:回答数は人、他は%



区分	回答数	話をしっかり聞いてくれる	悩みや困りごとの相談にのってくれる	よいところを認めてくれる	よくないことをしたとき叱ったりして注意してくれる	相談にのったり話し相手になったりしてくれない	相談にのったり話し相手になったりしてくれない	意見を押し付けてくる	とくに感じていることはない	無回答
全体	1,154	67.9	57.6	59.8	77.6	7.6	7.7	9.3	5.7	0.8
男子	580	64.0	50.7	54.0	72.4	6.6	7.8	10.0	7.1	0.9
女子	551	72.2	65.2	66.2	83.5	8.3	7.8	8.5	4.4	0.4
小学生	515	74.0	64.9	67.6	83.7	7.2	7.0	5.6	4.1	0.8
男子	261	71.3	61.7	63.2	81.6	5.7	6.9	6.5	5.0	0.8
女子	248	76.2	67.7	72.2	85.9	8.5	7.3	4.8	3.2	0.8
中学生	497	63.6	51.5	56.3	75.1	8.2	7.4	10.9	6.8	0.4
男子	242	57.0	40.5	48.8	66.9	7.4	8.3	11.2	9.1	0.4
女子	241	70.5	63.1	63.9	84.2	8.3	6.6	10.4	4.6	0.0
高校生	114	59.6	50.9	44.7	64.9	4.4	11.4	14.9	7.9	1.8
男子	57	57.9	42.1	36.8	59.6	5.3	10.5	14.0	8.8	1.8
女子	54	63.0	61.1	55.6	70.4	3.7	13.0	16.7	7.4	0.0
支援校	28	67.9	60.7	39.3	60.7	17.9	10.7	25.0	7.1	3.6
男子	20	70.0	55.0	45.0	55.0	10.0	5.0	30.0	5.0	5.0
女子	8	62.5	75.0	25.0	75.0	37.5	25.0	12.5	12.5	0.0

図表35 子どもが保護者について感じていること（保護者：問11-A・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



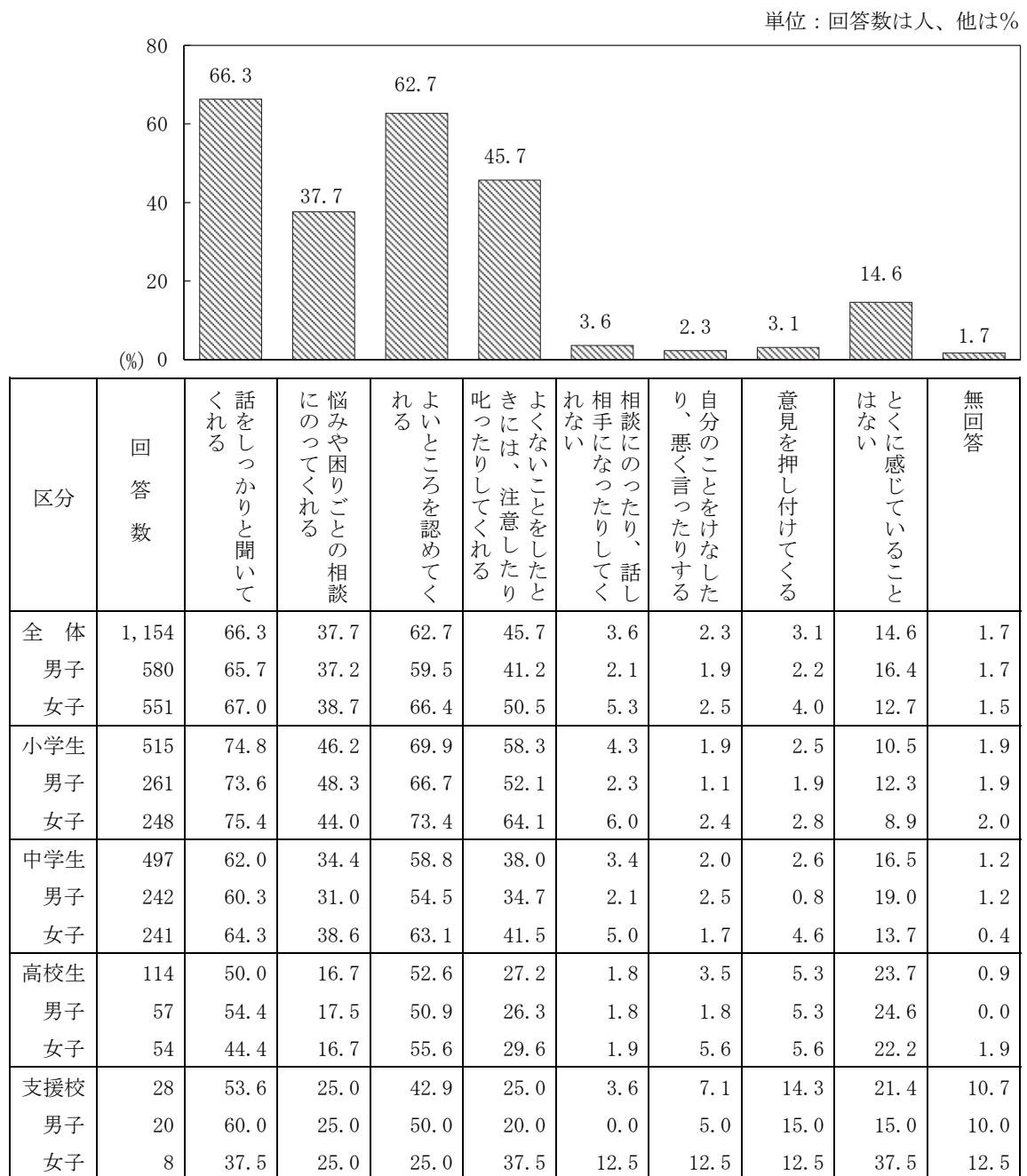
区分	回答数	話をしっかりと聞いてくれる	悩みや困りごとの相談にのってくれる	よいところを認めてくれる	叱ったりしてくれる	よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる	相談にのったり、話し相手になったりしてくれない	自分のことをけなしたり、悪く言ったりする	意見を押し付けてくる	とくに感じていることはない	無回答
全体	1,014	49.4	63.0	59.1	78.3	7.5	7.6	25.5	1.7	1.1	
小学生	441	50.8	66.7	64.6	84.4	8.4	6.1	21.8	0.7	0.7	
中学生	422	50.7	60.4	55.9	79.1	7.6	8.5	28.0	1.7	1.2	
高校生	129	38.0	58.1	49.6	57.4	4.7	8.5	27.9	5.4	2.3	
支援校	22	63.6	68.2	63.6	63.6	4.5	13.6	40.9	0.0	0.0	

(2) 祖父母・親せきの人

子どもが祖父母や親せきの人について感じていることとしては、「話をしっかりと聞いてくれる」(66.3%)と「よいところを認めてくれる」(62.7%)が高い率です。この2つをはじめ多くの選択肢が、年齢が高くなるほど低下する傾向がみられ、「とくに感じていることはない」は、年齢が高くなるほど上昇する傾向がみられます(図表36)。

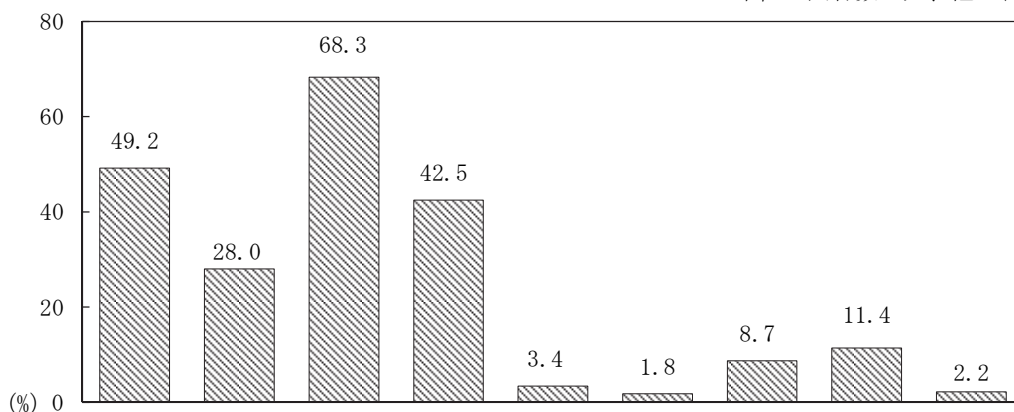
保護者は、「よいところを認めてくれる」(68.3%)が最も高くなっています。「意見を押し付けてくる」「とくに感じていることはない」は子どもの年齢が高くなるほど上昇する傾向がみられ、それ以外の選択肢は逆の傾向がみられます(図表37)。

図表36 祖父母や親せきの人について感じていること(子ども:問10-B・複数回答)



図表37 子どもが祖父母や親せきの人について感じていること（保護者：問11-B・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



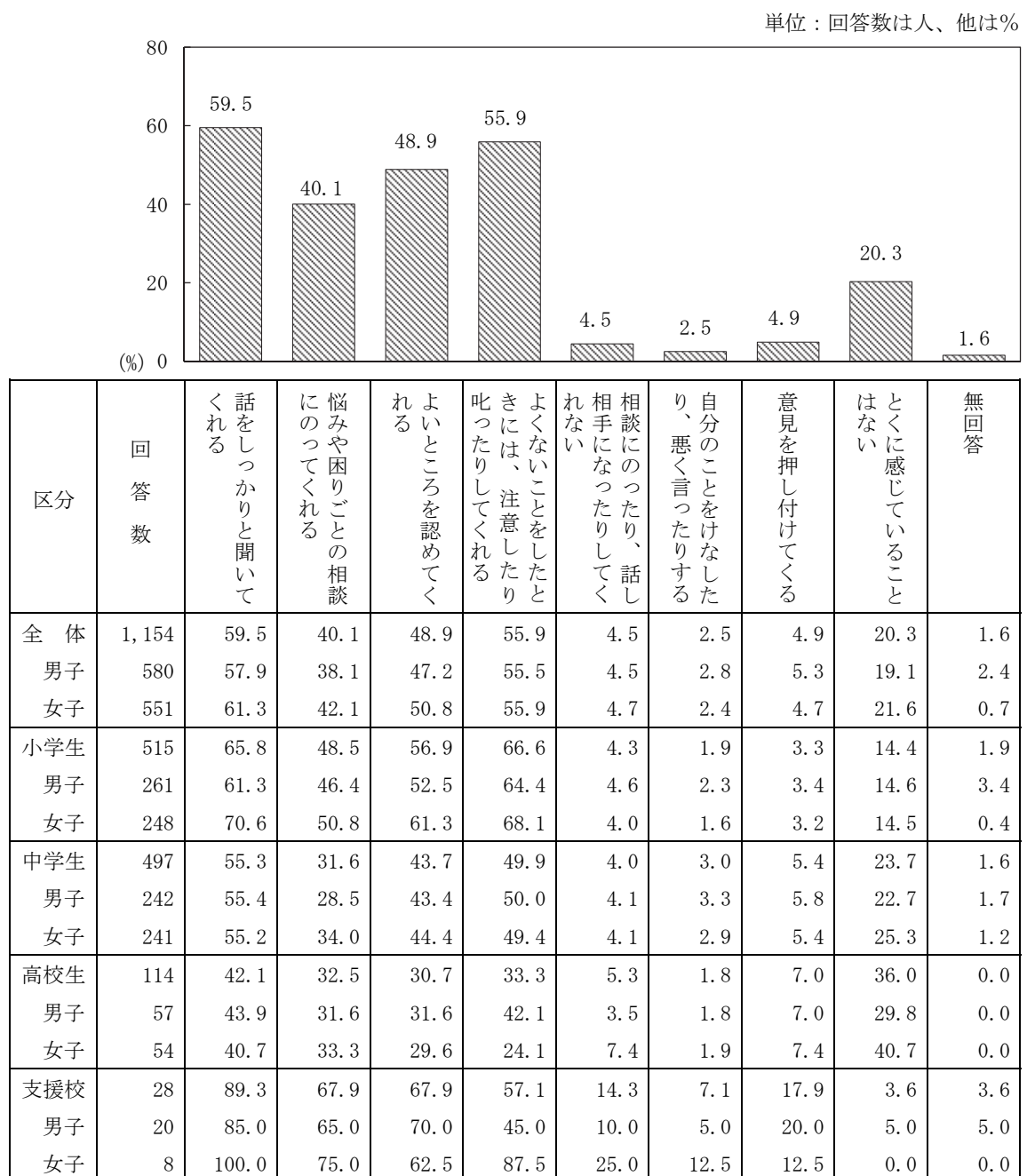
区分	回答数	話をしっかりと聞いてくれる	悩みや困りごとの相談にのってくれる	よいところを認めてくれる	きには、注意したり叱ったりしてくれる	相談にのったり、話し相手になったりしてくれない	相談にのったり、話し相手になったりしてくれない	自分のことをけなしたり、悪く言ったりする	意見を押し付けてくる	とくに感じていることはない	無回答
全体	1,014	49.2	28.0	68.3	42.5	3.4	1.8	8.7	11.4	2.2	
小学生	441	56.5	31.3	75.5	47.4	4.1	1.4	7.5	7.3	2.3	
中学生	422	45.5	27.3	66.8	42.4	2.8	1.4	8.8	12.8	2.4	
高校生	129	35.7	20.2	52.7	25.6	1.6	3.1	13.2	19.4	1.6	
支援校	22	54.5	22.7	45.5	45.5	9.1	9.1	4.5	22.7	0.0	

(3) 学校や施設などの先生について

子どもが学校や施設などの先生について感じていることとしては、「話をしっかりと聞いてくれる」(59.5%)、「よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる」(55.9%)、「よいところを認めてくれる」(48.9%) などとなっています。多くの選択肢は年齢が高くなるほど低下する傾向を示していますが、「とくに感じていることはない」は逆の傾向を示しており、高校生では36.0%にもなっています(図表38)。

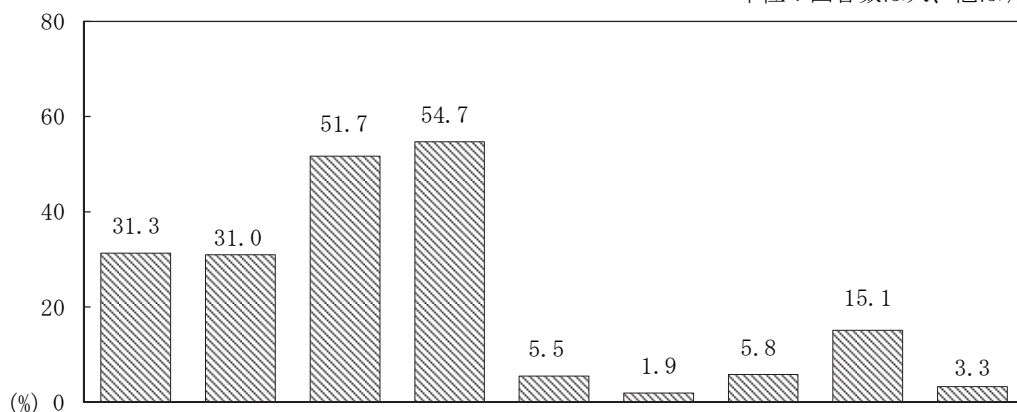
「話をしっかりと聞いてくれる」は、子どもが最も高い59.5%なのに対し、保護者は31.3%と低くなっています(図表39)。

図表38 学校や施設などの先生について感じていること(子ども:問10-C・複数回答)



図表39 子どもが学校や施設などの先生について感じていること（保護者：問11-C・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



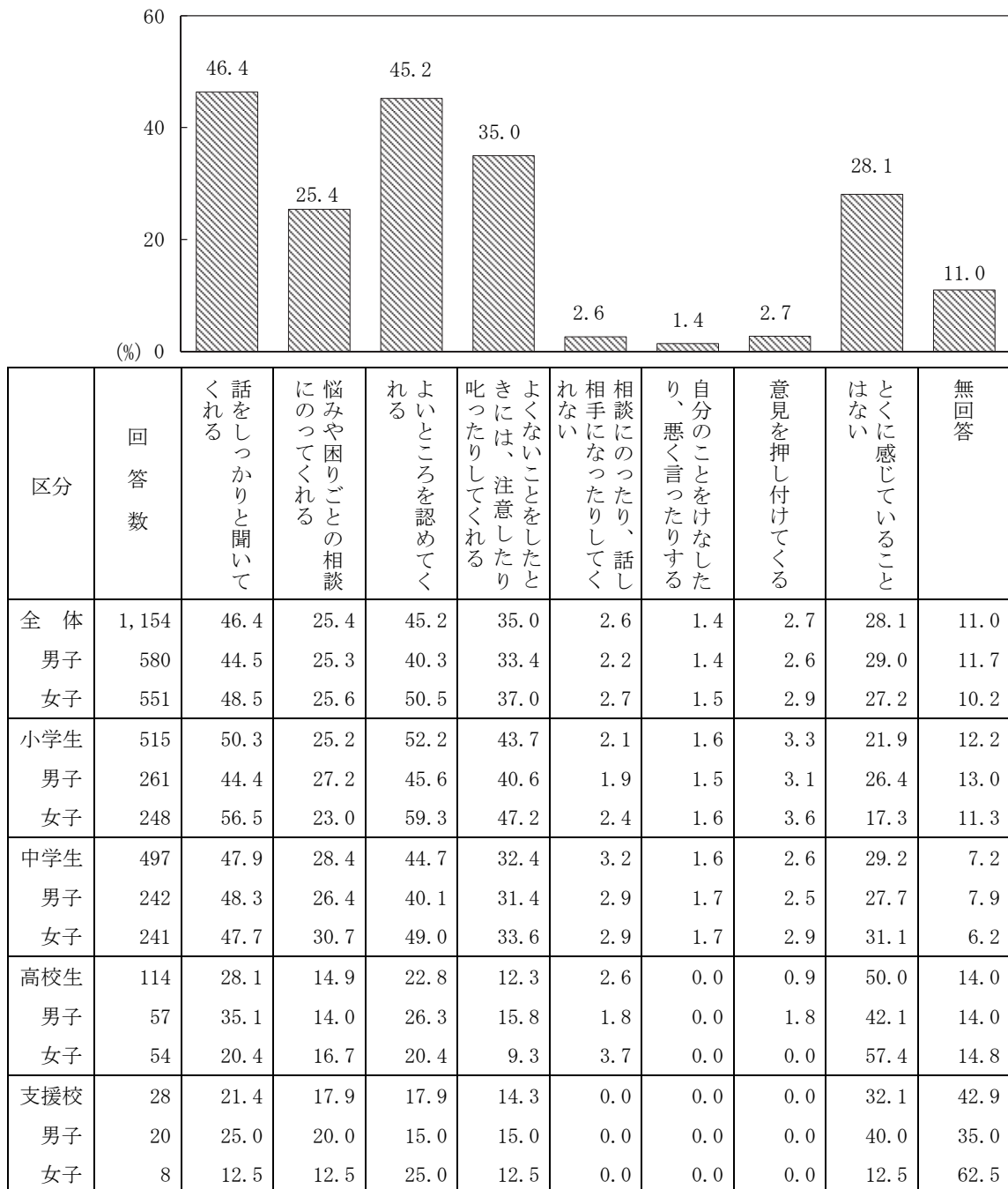
区分	回答数	話をしっかりと聞いてくれる	悩みや困りごとの相談にのってくれる	よいところを認めてくれる	叱ったりしてくれる	よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる	相談にのったり、話し相手になったりしてくれない	相談にのったり、話し相手になったりしてくれない	自分のことをけなしたり、悪く言ったりする	意見を押し付けてくる	とくに感じていることはない	無回答
全体	1,014	31.3	31.0	51.7	54.7	5.5	1.9	5.8	15.1	3.3		
小学生	441	32.7	27.7	60.1	63.3	5.9	1.4	4.1	10.2	2.7		
中学生	422	28.9	30.1	46.7	51.2	5.5	2.1	7.1	18.2	4.5		
高校生	129	28.7	39.5	35.7	34.1	3.9	2.3	6.2	24.0	1.6		
支援校	22	63.6	63.6	72.7	72.7	9.1	4.5	13.6	0.0	0.0		

(4) 塾や習いごとなどの先生

図表40と図表41は、子どもが塾や習いごとなどの先生について感じていることを、子どもと保護者に聞いた結果です。子どもの「話をしっかり聞いてくれる」(46.4%)及び「よいところを認めてくれる」(45.2%)、保護者の「よいところを認めてくれる」(49.3%)が、40%を超える高い率を示しています。子ども、保護者とも、「とくに感じていることはない」と無回答が比較的高い率ですが、塾や習いごとなどに通っていない子どもがいるのではないかと推察されます。

図表40 塾や習いごとなどの先生について感じていること（子ども：問10-D・複数回答）

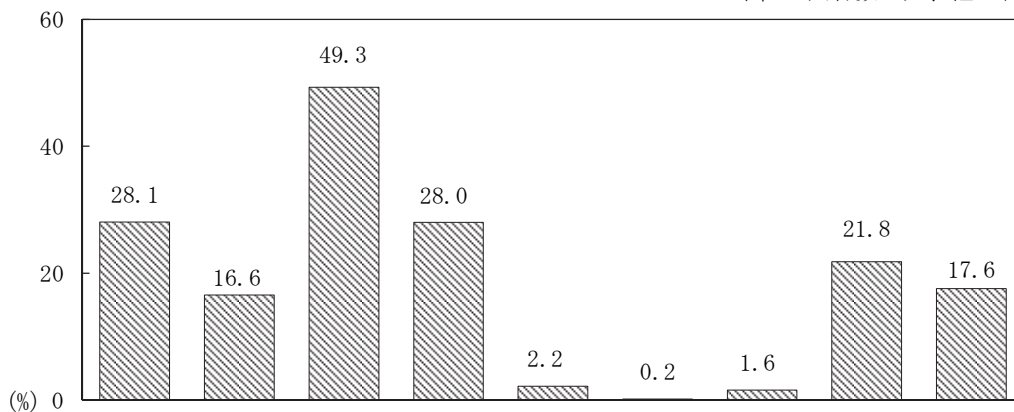
単位：回答数は人、他は%



第1部 調査結果

図表41 子どもが塾や習いごとなどの先生について感じていること（保護者：問11-D・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



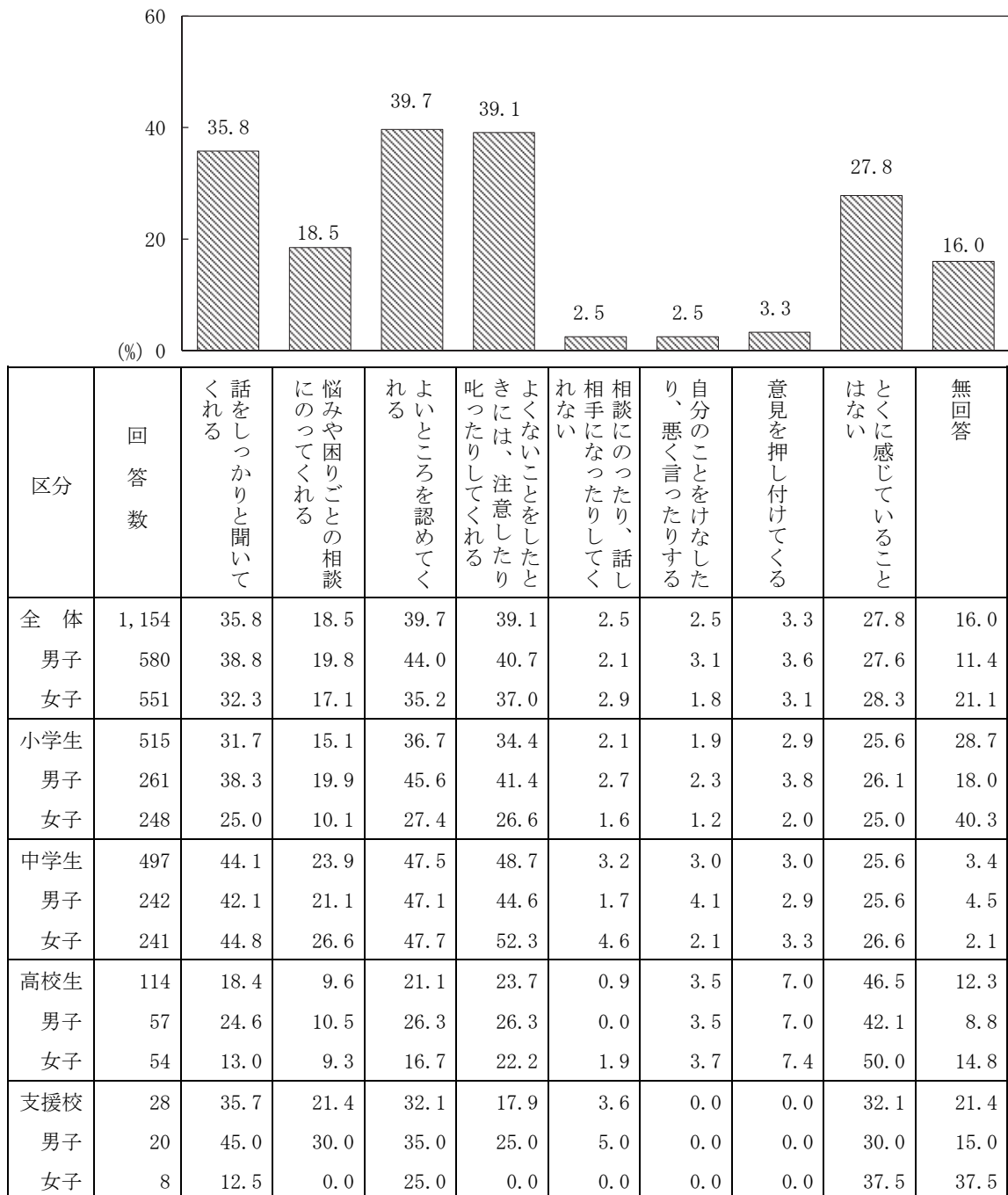
区分	回答数	話をしっかりと聞いてくれる	悩みや困りごとの相談にのってくれる	よいところを認めてくれる	叱ったりしてくれる	相談にのったり、話し相手になったりしてくれない	自分のことをけなしたり、悪く言ったりする	意見を押し付けてくる	とくに感じていることはない	無回答
全体	1,014	28.1	16.6	49.3	28.0	2.2	0.2	1.6	21.8	17.6
小学生	441	28.3	10.7	59.6	35.4	2.0	0.0	0.7	17.2	15.4
中学生	422	31.3	22.0	47.4	27.3	2.8	0.5	3.1	22.3	14.7
高校生	129	19.4	21.7	26.4	9.3	0.8	0.0	0.0	34.9	28.7
支援校	22	13.6	0.0	13.6	4.5	0.0	0.0	0.0	27.3	50.0

(5) スポ少や部活動のコーチ

子どもがスポ少や部活動のコーチについて感じていることは、子ども、保護者とも、「よいところを認めてくれる」が最も高く、次いで「よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる」となっています。前問同様、「とくに感じていることはない」と無回答が比較的高い率ですが、スポ少や部活動に参加していない子どもがいるものと推察されます（図表42・43）。

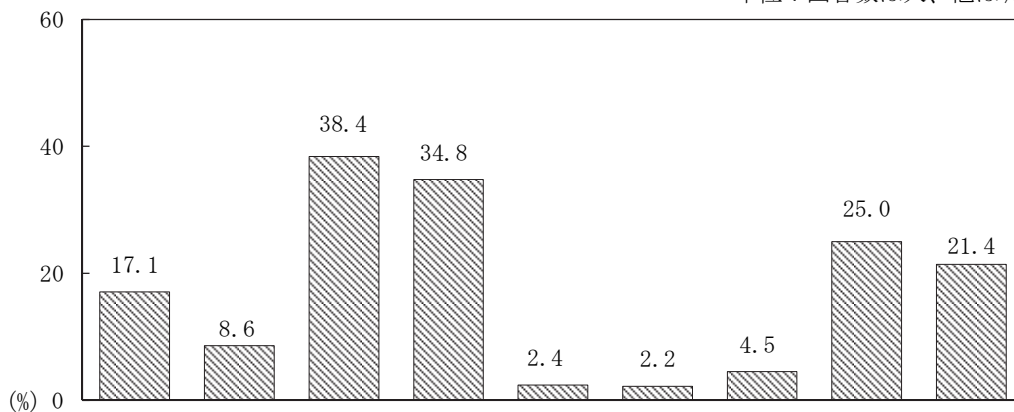
図表42 スポ少や部活動のコーチについて感じていること（子ども：問10-E・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



図表43 子どもがスポ少や部活動のコーチについて感じていること（保護者：問11-E・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



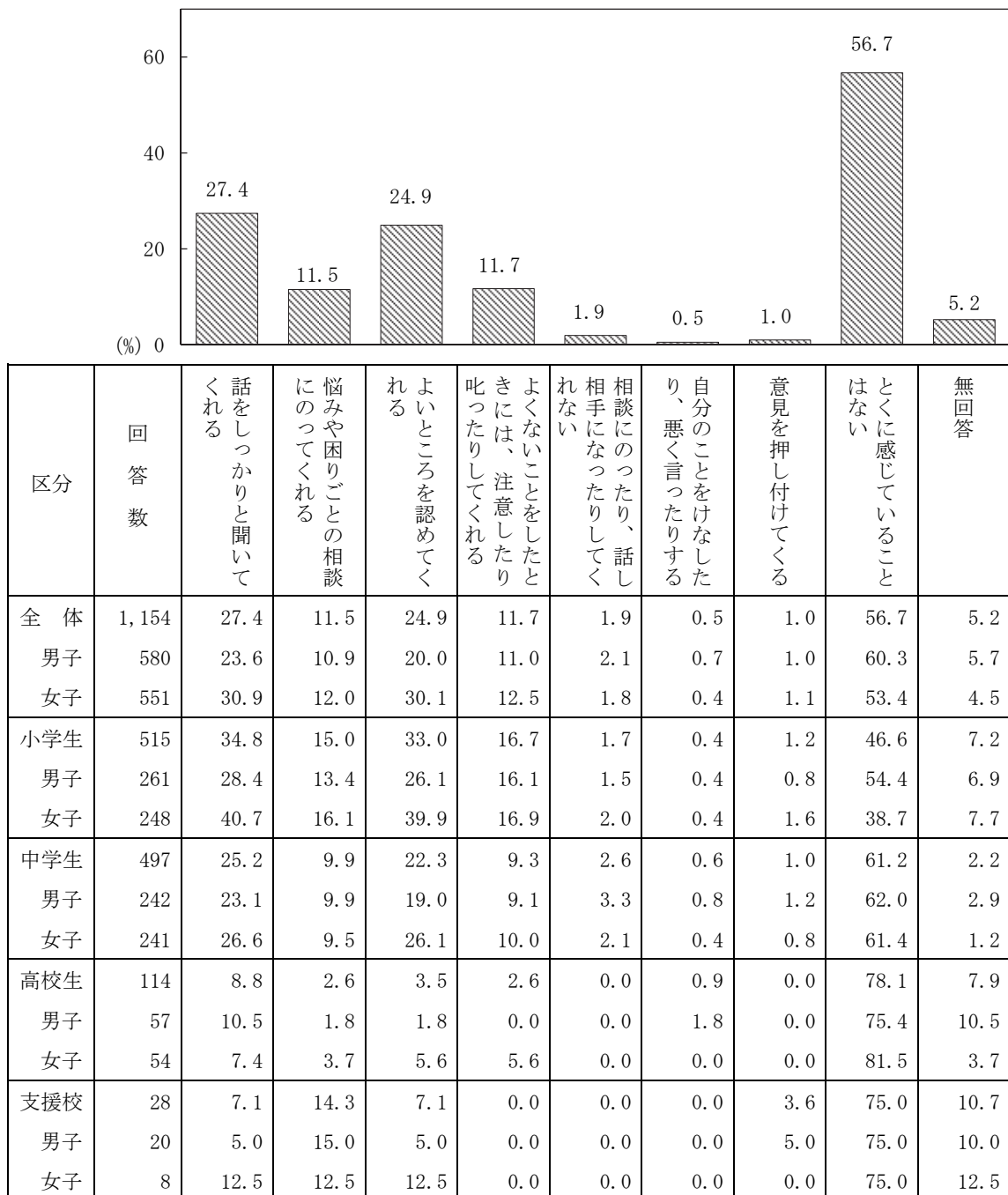
区分	回答数	話をしっかりと聞いてくれる	悩みや困りごとの相談にのってくれる	よいところを認めてくれる	きには、注意したり叱ったりしてくれる	相談にのったり、話し相手になったりしてくれない	相談にのったり、話し相手になったりしてくれない	自分のことをけなしたり、悪く言ったりする	意見を押し付けてくる	とくに感じていることはない	無回答
全体	1,014	17.1	8.6	38.4	34.8	2.4	2.2	4.5	25.0	21.4	
小学生	441	13.2	4.5	35.4	33.6	1.1	2.0	3.4	19.5	35.1	
中学生	422	22.0	11.8	46.7	42.2	3.3	2.1	5.0	26.8	6.9	
高校生	129	13.2	11.6	20.2	18.6	3.1	3.1	7.8	39.5	19.4	
支援校	22	22.7	9.1	45.5	13.6	4.5	0.0	0.0	13.6	36.4	

(6) その他のおとな（近所の人など）

その他のおとな（近所の人など）について感じていることは、子ども、保護者とも、「とくに感じていることはない」が最も高い率を占めています。少子高齢化、家族形態の変化、職住分離、人口の流出入などの影響によって、かつてあったご近所の密接なかかわりが薄くなってきたため、子どもが近所のおとなとかかわる機会も少なくなった結果と考えられます（図表44・45）。

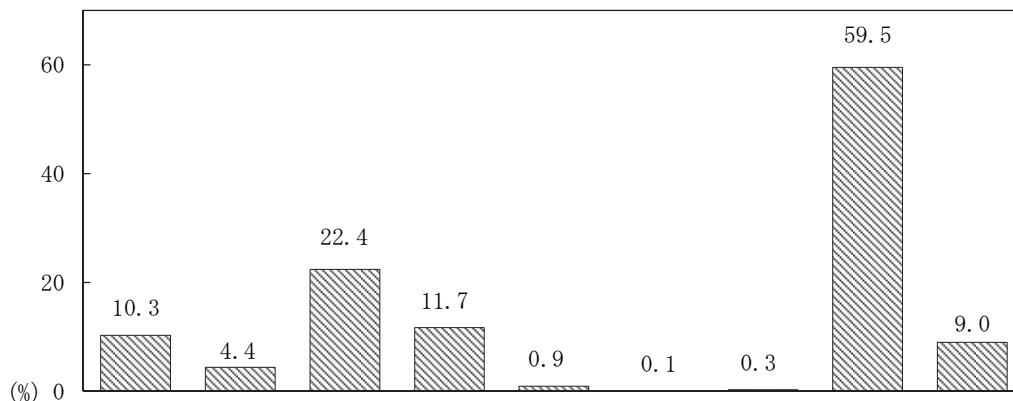
図表44 その他のおとなについて感じていること（子ども：問10-F・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



図表45 子どもがその他のおとなについて感じていること（保護者：問11-F・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



区分	回答数	話をしっかりと聞いてくれる	悩みや困りごとの相談にのってくれる	よいところを認めてくれる	きには、注意したり叱ったりしてくれる	よくないことをしたと相手がなったりしてくれない	相談にのったり、話し相手がなったりして、悪く言ったりする	自分のことをけなしたり、意見を押し付けてくる	とくに感じていることはない	無回答
全体	1,014	10.3	4.4	22.4	11.7	0.9	0.1	0.3	59.5	9.0
小学生	441	13.4	4.5	26.3	14.3	1.1	0.0	0.0	50.6	11.8
中学生	422	8.5	4.0	21.8	11.4	0.9	0.0	0.2	63.7	5.9
高校生	129	3.9	3.1	9.3	3.1	0.0	0.0	0.8	78.3	7.8
支援校	22	18.2	18.2	31.8	18.2	0.0	4.5	4.5	45.5	18.2

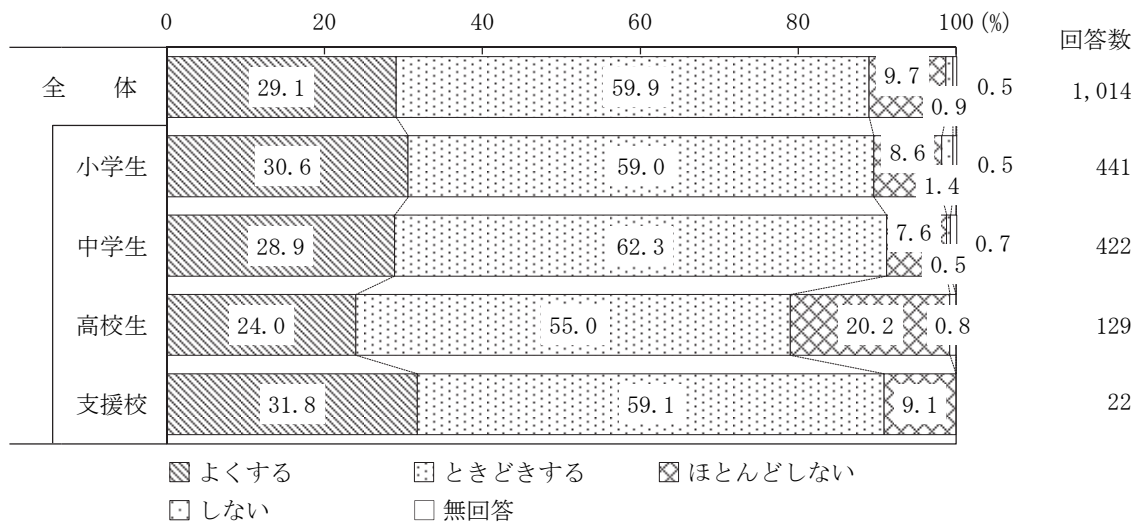
3 子どもに対するしつけの方法（保護者：問10）

本項は、子どもが言うことを聞かない時などに、子どもに対してどのような方法でしつけをしているかを保護者に聞いた結果です。

(1) 諭すように、冷静に口で伝えて注意する

子どもが言うことを聞かない時などに、「諭すように、冷静に口で伝えて注意する」保護者（「よくする」と「ときどきする」保護者）は、小学生89.6%、中学生91.2%、高校生79.0%、特別支援学校生90.9%となっています。

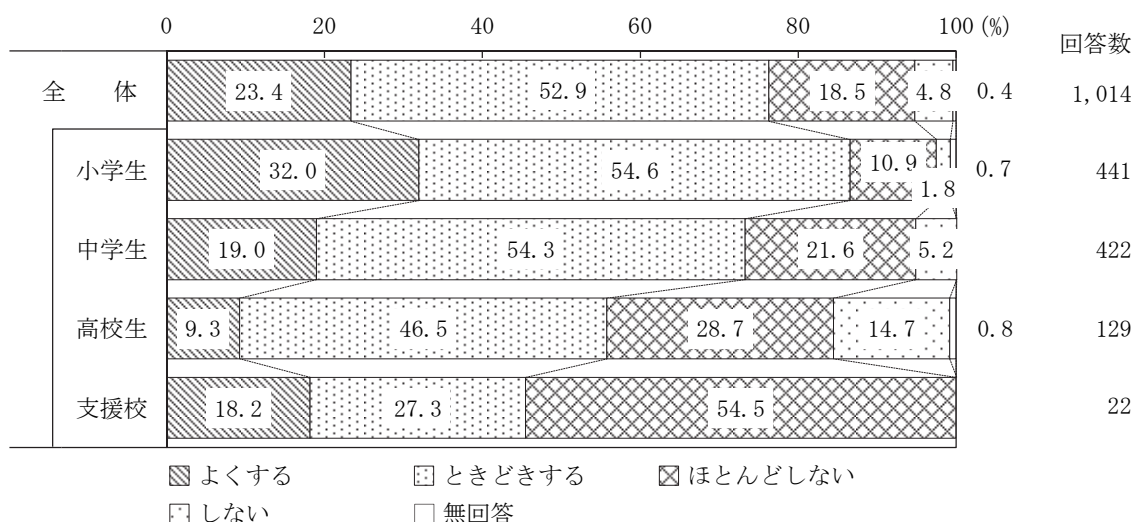
図表46 諭すように、冷静に口で伝えて注意する（保護者：問10-①）



(2) 大きな声で注意したり、しかったりする

子どもが言うことを聞かない時などに、「大きな声で注意したり、しかったりする」保護者（「よくする」と「ときどきする」保護者）は、小学生86.6%、中学生73.3%、高校生55.8%、特別支援学校生45.5%と、高学年の保護者ほど低下しています。

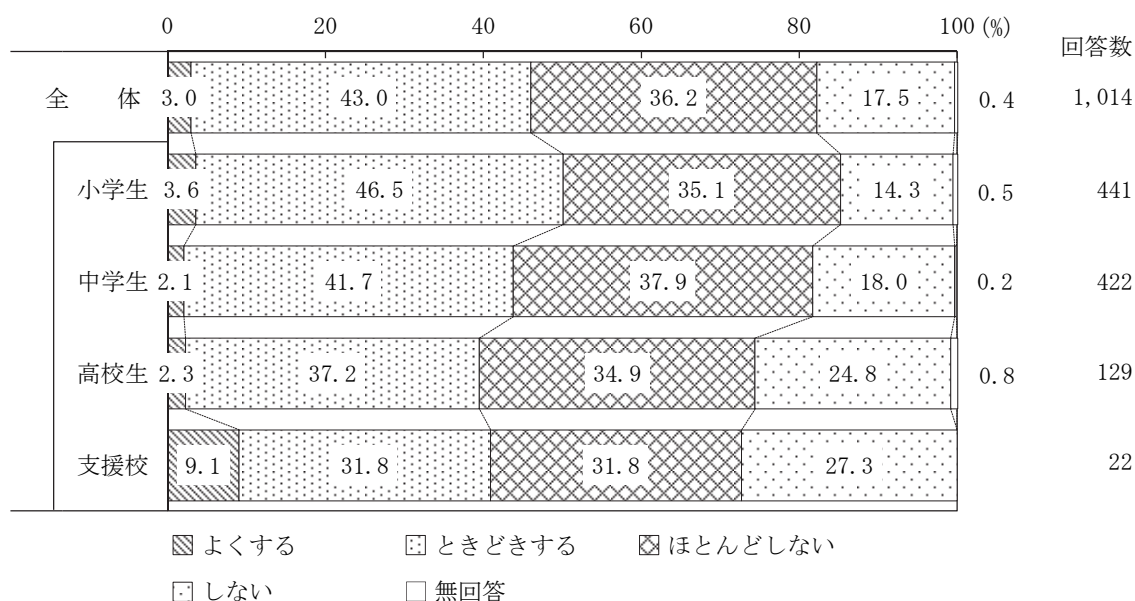
図表47 大きな声で注意したり、しかったりする（保護者：問10-②）



(3) 子どもを傷つけるようなことを言う

子どもが言うことを聞かない時などに、「子どもを傷つけるようなことを言う」保護者（「よくする」と「ときどきする」保護者）は、小学生50.1%、中学生43.8%、高校生39.5%、特別支援学校生40.9%ですが、「よくする」保護者の率は、さほど高くありません。

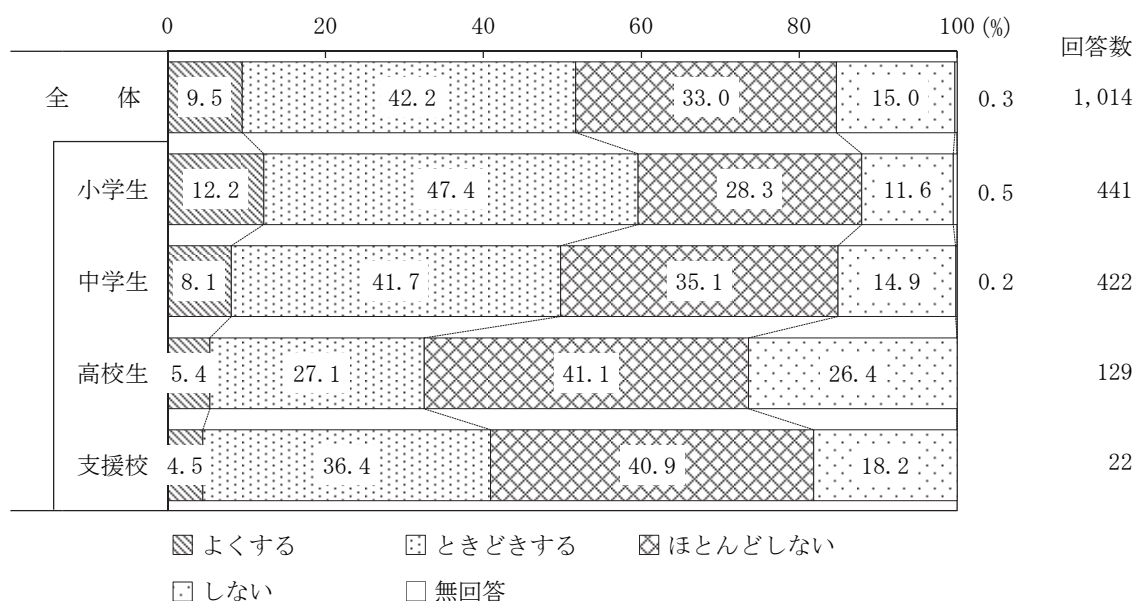
図表48 子どもを傷つけるようなことを言う（保護者：問10-③）



(4) テレビ、ゲーム、スマホなどを禁止する

子どもが言うことを聞かない時などに、「テレビ、ゲーム、スマホなどを禁止する」保護者（「よくする」と「ときどきする」保護者）は、小学生59.6%、中学生49.8%、高校生32.5%、特別支援学校生40.9%と、高学年の保護者ほど低下しています。

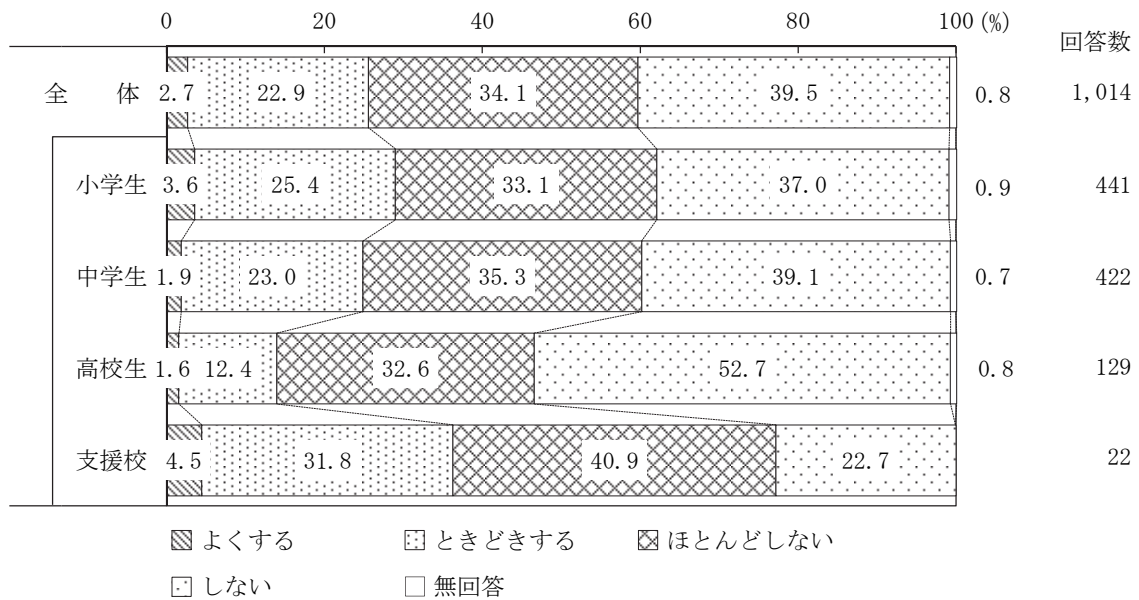
図表49 テレビ、ゲーム、スマホなどを禁止する（保護者：問10-④）



(5) 家や部屋の中で（または、家の外で）反省させる

子どもが言うことを聞かない時などに、「家や部屋の中で（または、家の外で）反省させる」保護者（「よくする」と「ときどきする」保護者）は、小学生29.0%、中学生24.9%、高校生14.0%、特別支援学校生36.3%ですが、「よくする」保護者の率は非常に低い率です。

図表50 家や部屋の中で（または、家の外で）反省させる（保護者：問10-⑤）

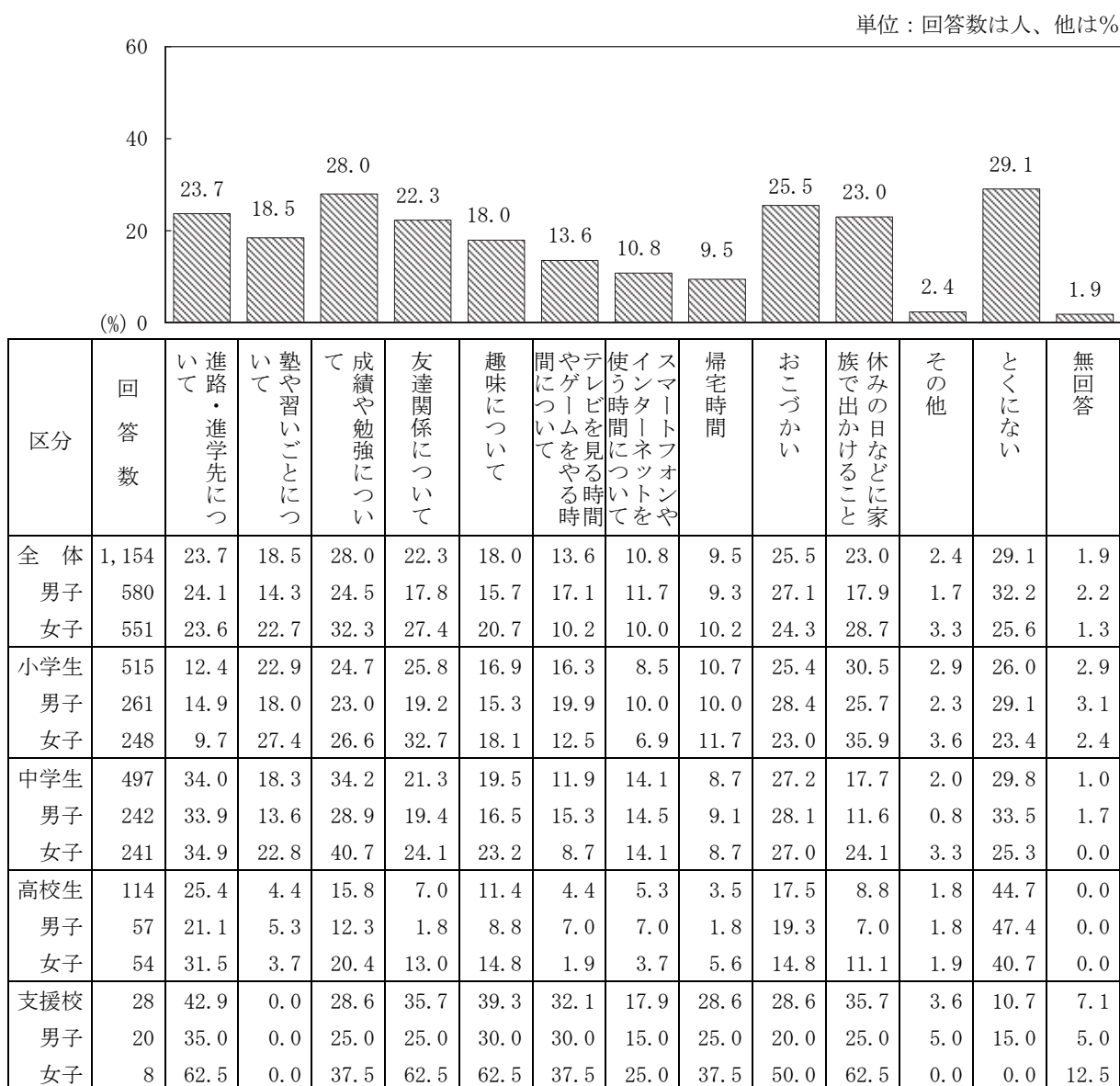


第5 子どもの意見表明、参加の機会

もっと気持ちや意見を聞いてほしいと思うこと(子ども：問11 保護者：問12)
 子どもが、いっしょに暮らしているおとなに、もっと気持ちや意見を聞いてほしいと思うこととしては、全体の各選択肢が30%以下となっています。小学生は「休みの日などに家族で出かけること」(30.5%)、中学生は「成績や勉強について」(34.2%)、高校生は「とくにない」(44.7%)、特別支援学校生は「進路・進学先について」(42.9%)が、最も高くなっています(図表51)。

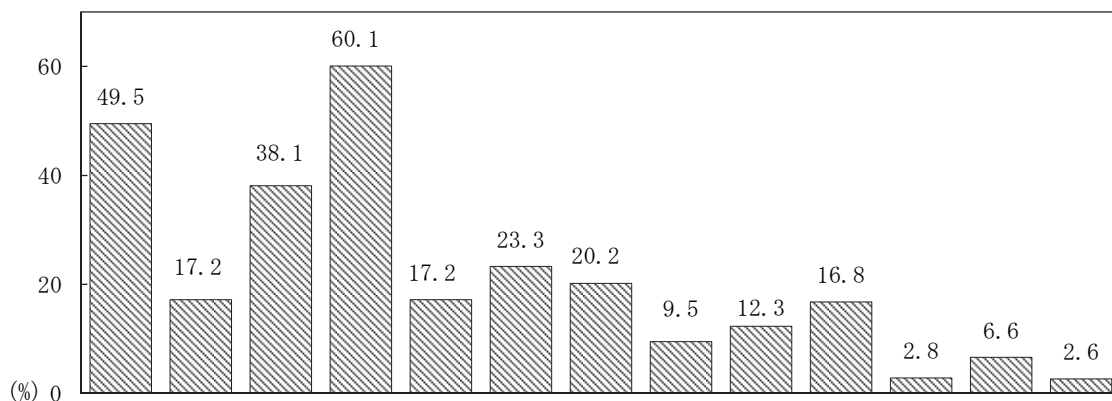
図表52は、保護者に「あなたは家庭生活等の中で、あなたやほかの家族などが、どのようなことで、もっと子どもの気持ちや意見を聞くようにした方がいいと思いますか」と聞いた結果です。最も高い「友達関係について」は低学年ほど高く、次いで高い「進路・進学先について」は高学年ほど高くなっています。

図表51 もっと気持ちや意見を聞いてほしいと思うこと(子ども：問11・複数回答)



図表52 もっと子どもの気持ちや意見を聞いた方がいいと思うこと（保護者：問12・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



区分	回答数	進路・進学先について	塾や習いごとについて	成績や勉強について	友達関係について	趣味について	テレビを見る時間やゲームをやる時間について	スマートフォンやインターネットを使う時間について	帰宅時間	おこづかい	休みの日などに家族で出かけること	その他	とくにない	無回答
全体	1,014	49.5	17.2	38.1	60.1	17.2	23.3	20.2	9.5	12.3	16.8	2.8	6.6	2.6
小学生	441	26.8	20.2	37.0	66.9	19.3	27.4	15.4	9.1	13.2	20.0	2.7	6.3	3.6
中学生	422	66.8	18.0	43.8	58.8	17.3	23.0	22.7	9.7	12.3	14.5	2.4	6.6	1.4
高校生	129	69.0	7.0	27.9	41.9	8.5	11.6	28.7	11.6	10.1	12.4	3.1	7.0	3.1
支援校	22	59.1	0.0	9.1	54.5	22.7	13.6	18.2	0.0	9.1	22.7	9.1	9.1	0.0

第1部 調査結果

図表53は、もっと子どもの気持ちや意見を聞いてほしいと思うこととして、「その他」に記入されていたことをまとめたものです。

図表53 もっと子どもの気持ちや意見を聞いてほしいと思う「その他」のこと(子ども:問11-11、保護者:問12-11)

区分	子どもの学年	記 入 内 容	
子 ど も	小 学 校	4年生	友だちと遊びに行くこと(2件) スポ少のこと もっと僕のことを教えてほしい 学校のこと 動物を飼いたい 言葉について ○○さんたちに悪口を言われていること
		5年生	スポ少のこと 引っ越すことについて ケンカしているとき、怒っているとき 学校の出来事 寝る時間
		6年生	部活はどうするか 友達と遊ぶ日 モデルになりたいという夢
	中 学 校	1年生	部活について 自分の意見や話 姉の病気について 男の子(恋愛)について
		2年生	自己 家庭の環境について、精神状態について 家族と仲良くしてほしい
		3年生	聞いてほしくない
高 校	3年生	東京のオープンキャンパスに行きたい 自閉症の思い	
保 護 者	小 学 校	4年生	将来のこと、たわいもないこと 子どもの興味のあること 成人していないのに必要以上に媚びを売る必要はないと思う。子ども様々にしている習慣は反対 1日の生活リズム
		5年生	睡眠時間 心配ごと・悩みごと・つらいこと 学校での出来事
		6年生	寝る時間について(2件) 日常生活の様々な場面での会話の中で、考え方や価値観の交流をすること 学校生活、担任などの話
	中 学 校	1年生	今、何を悩んでいるのか?ということ 家族関係について
		2年生	将来について
		3年生	子どもの気持ちや意見は、どれも重要 現状のままでいいと思う 雑談や、たわいもない話 どれとかではなく、すべて話して親子で決めていくべきだと思うから、話せる関係であることが一番だと思う 子どもの話を聞いてあげる 家でどうリラックスしたいのか、その方法。学校や部活で疲れて帰宅する子どもがくつろぐために、親が手伝えることはあるのか? あるなら教えてほしい
	高 校	1年生	日々のニュースについて 子どもが話したいことについて気持ちや意見を聞けばよいと思う
		2年生	どんなこともまず子どもの意見から。子どもの意見を尊重します 子どもが最も望んでいることは、話を聞いたりすることよりも、とにかく父と母が仲良くすることにつきます
		3年生	十分できている 障害のある子の就労先 好きなこと、話したいタイミングで話を聞いてあげる

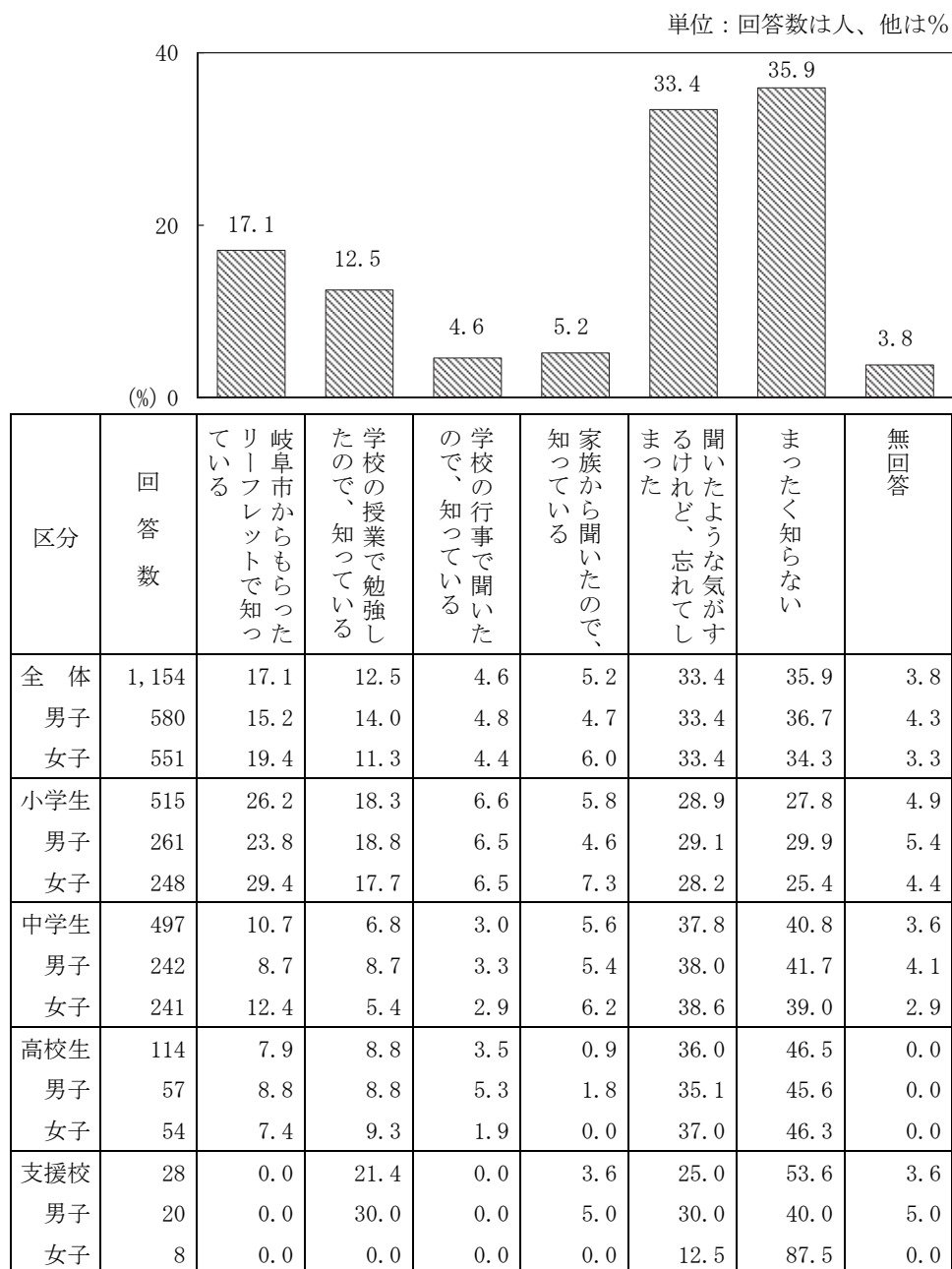
第6 子どもの人権を守る条例や相談機関

1 岐阜市子どもの権利に関する条例の認知度（子ども：問12 保護者：問13）

「岐阜市子どもの権利に関する条例について知っていますか」という設問に対して、子どもは「まったく知らない」（35.9%）が最も高く、次いで「聞いたような気がするけれど、忘れてしまった」（33.4%）となっています（図表54）。

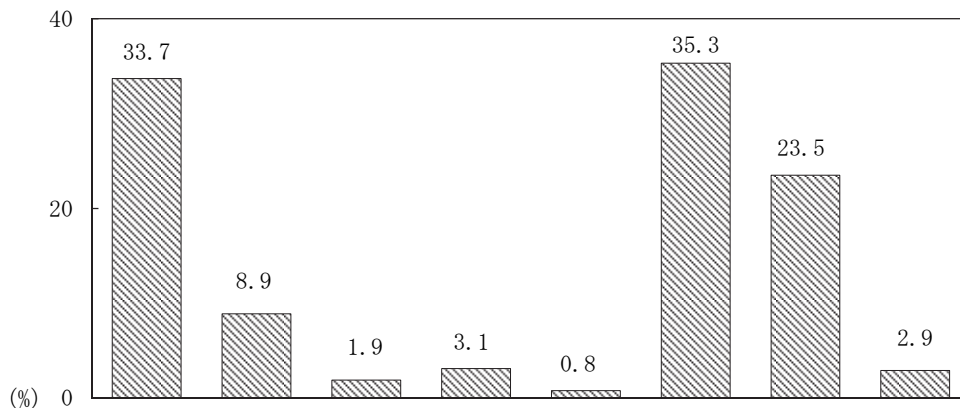
同じ設問に対して、保護者は「聞いたような気がするけれど、忘れてしまった」（35.3%）が最も高く、次いで「岐阜市から配布されたリーフレットを見て、知っている」（33.7%）となっています（図表55）。

図表54 岐阜市子どもの権利に関する条例の認知度（子ども：問12・複数回答）



図表55 岐阜市子どもの権利に関する条例の認知度（保護者：問13・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



区分	回答数	岐阜市から配布されたリーフレットを見て、知っている	学校の保護者会で聞いたので、知っている	学校の行事で聞いたので、知っている	子どもから聞いたので、知っている	行政等が主催する研修会で聞いたので、知っている	聞いたような気がするけれど、忘れてしまった	まったく知らない	無回答
全体	1,014	33.7	8.9	1.9	3.1	0.8	35.3	23.5	2.9
小学生	441	33.6	8.2	1.4	2.9	0.5	37.6	20.0	3.4
中学生	422	34.8	9.5	1.4	2.8	1.4	34.8	23.7	2.4
高校生	129	31.0	8.5	3.9	3.9	0.0	29.5	34.1	2.3
支援校	22	31.8	13.6	9.1	4.5	0.0	31.8	27.3	4.5

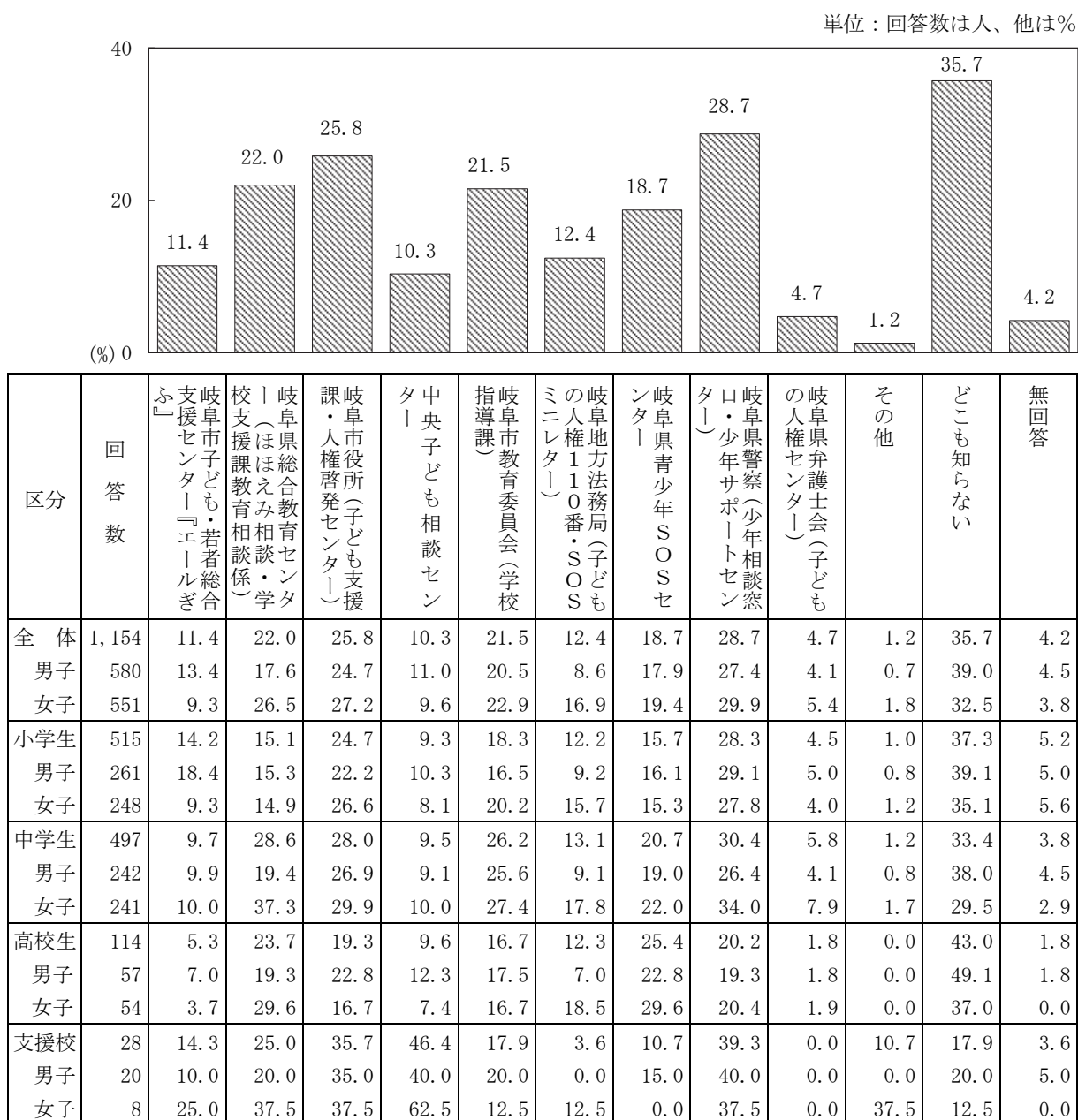
2 子どもの相談機関（子ども：問13 保護者：問14）

(1) 知っている子どもの相談機関

子どもの相談機関のうち、子どもが知っているのは、「岐阜県警察（少年相談窓口・少年サポートセンター）」（28.7%）、「岐阜市役所（子ども支援課・人権啓発センター）」（25.8%）などが比較的高い率ですが、「どこも知らない」（35.7%）が最も高い率となっています（図表56）。

一方、保護者は、「岐阜県総合教育センター（ほほえみ相談・学校支援課教育相談係）」（35.9%）、「岐阜市役所（子ども支援課・人権啓発センター）」（30.7%）など、子どもより高い相談機関が多く、「どこも知らない」は14.1%にとどまっています（図表57）。

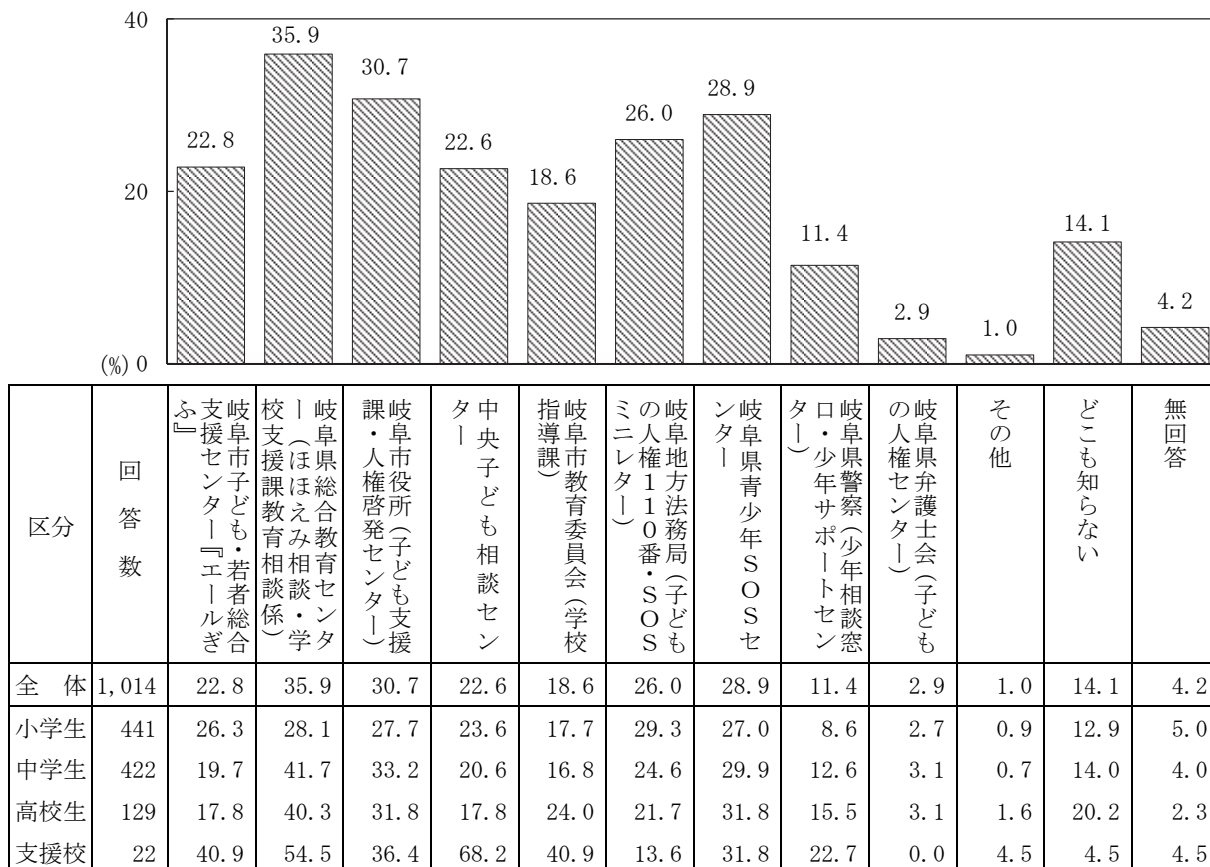
図表56 知っている子どもの相談機関（子ども：問13・複数回答）



第1部 調査結果

図表57 知っている子どもの相談機関（保護者：問14・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



図表58は、「その他」に記入されていた回答者の知っている相談機関です。

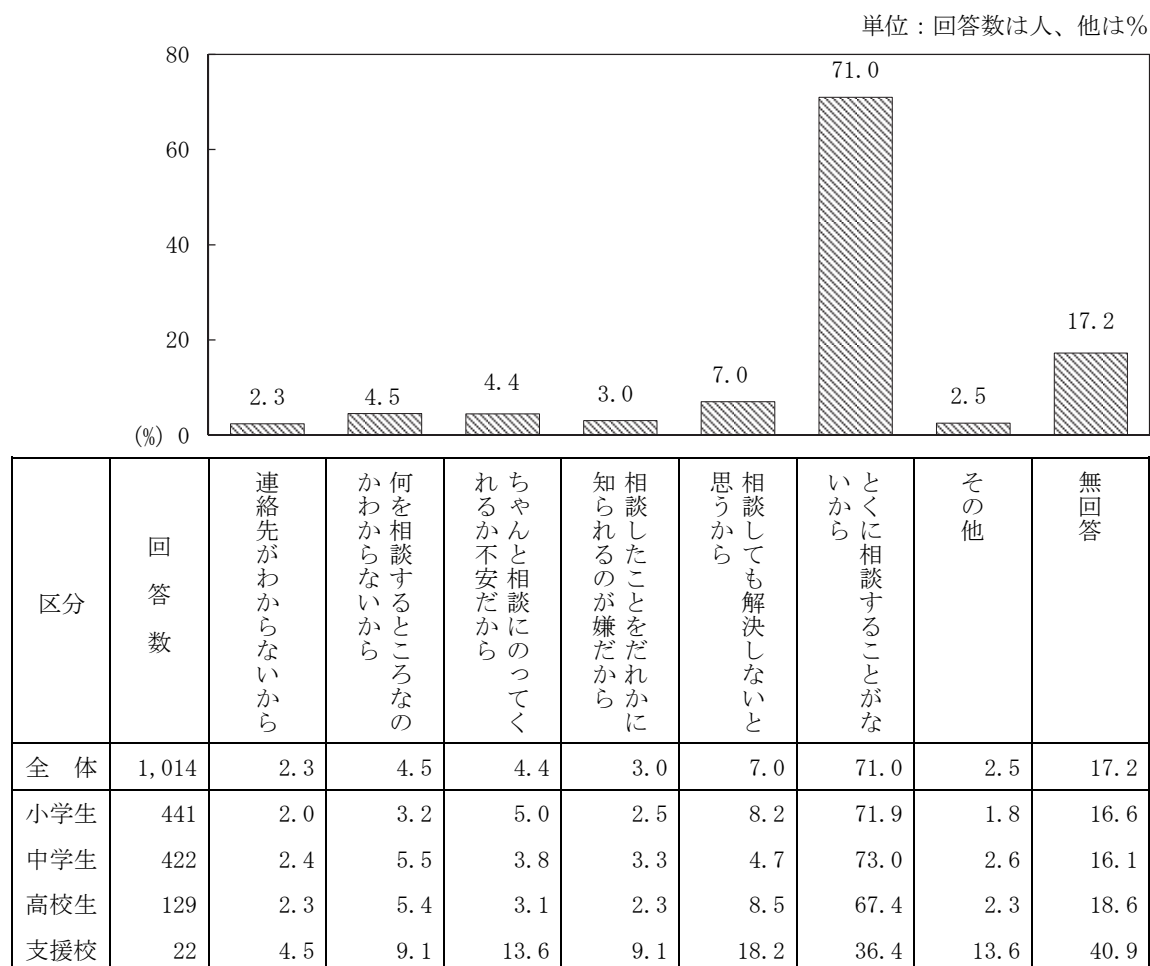
図表58 知っている「その他」の相談機関（子ども：問13-10 保護者：問14-10）

区分	子どもの学年	記入内容	
子ども	小学 4年生	カウンセリング 110番	
	中学 1年生	あるのは知っているけど、その場所の名前までは知らない	
	高校	2年生	東濃子ども相談センター、多治見市役所
		3年生	ハローワーク 子ども流通センター
保護者	小学校	4年生	電話相談
		5年生	相談を受けつけてくれる所がいろいろあるのは知っているが、名称までは覚えていない ふれあい会館西側隣の…
		6年生	いじめ相談24、教育相談ほほえみダイヤル
	中学校	1年生	市民健康センター
		3年生	学校から配られたものは見て、知っている
		高校	2年生
3年生	学校の相談室		

(2) 相談機関を利用したことがない理由（保護者：問14-2）

図表59は、問14で「○」をつけたけれど（相談を受けてくれるところがあると知っているけれど）相談機関を利用したことがない保護者に、利用したことがない理由を聞いた結果ですが、「とくに相談することがないから」が71.0%あります。

図表59 相談機関を利用したことがない理由（保護者：問14-2・複数回答）



図表60は、「その他」に記入されていた相談機関を利用したことがない理由です。

図表60 相談機関を利用したことがない「その他」の理由（保護者：問14-2-7）

子どもの学年		記 入 内 容
小 学 校	4年生	<ul style="list-style-type: none"> ・今のところは、家庭内や先生に相談して解決しているから ・行政の介入できる範囲は決まっている。個人で相談しても親身になってくれないが、医者からのアポがあると、対応が変わった ・いくつもありすぎて、どこに相談するのが適切かわからないから ・まだ子どもが解決できることだと思うから
	5年生	<ul style="list-style-type: none"> ・どういうことをどのくらい相談していいか程度がわからない
	6年生	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事を理解してもらえないか不安だから ・親身になってはくれないと思うから
中 学 校	1年生	<ul style="list-style-type: none"> ・知らない人に相談しても、信用できないから ・相談しても本当に親身になって解決してくれると思えないから ・自分と同じ親（ママ友達）などに相談している ・一人で悩んでいないから
	2年生	<ul style="list-style-type: none"> ・家で解決できていると思うから
	3年生	<ul style="list-style-type: none"> ・相談する時間がないから ・相談することによって、「この親はダメだ」と思われるのではないかと思うから ・必要じゃない ・どこに何を相談すればいいのかわからない（困りごと別） ・家族で解決できるため ・相談しなくても、親戚、友人たちに相談できるので利用する必要がない。子どもは周りの人・友人に守られています
高 校	1年生	<ul style="list-style-type: none"> ・相談する時間がないから ・中学の時は特別支援で、ほほえみとはかなり関わりがあったので、特別に相談したことはない ・参加する勇気がないから
	2年生	<ul style="list-style-type: none"> ・電話が繋がらないと子どもは言っていた。電話の利用者が多いからでしょうか
	3年生	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の先生のことなので、子どもが学校での立場をなくすといけないから

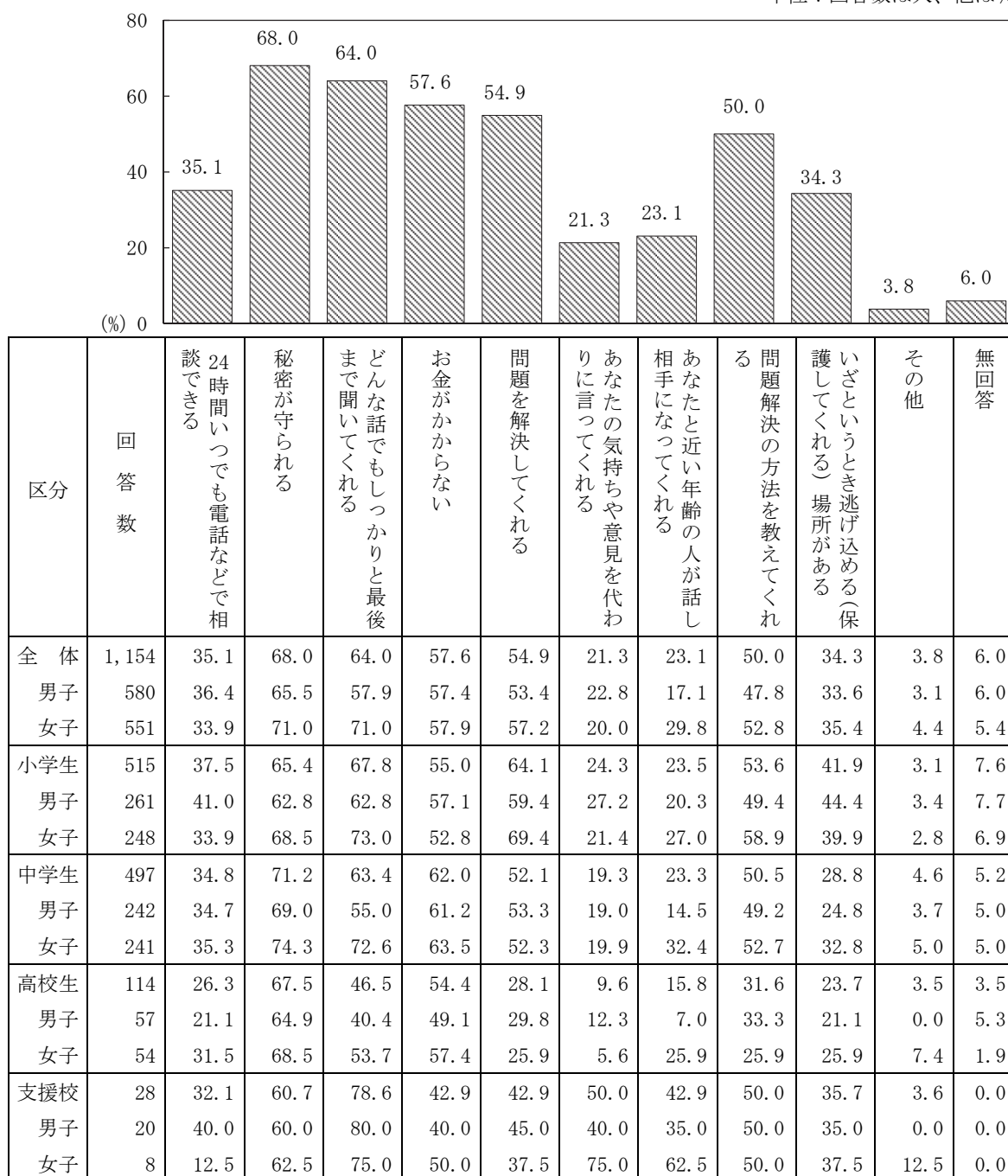
3 どんな相談窓口なら利用したいか (子ども：問14 保護者：問15)

悩みや困ったことがあったとき、どんな相談窓口なら利用したいかという設問に対して、子どもは「秘密が守られる」(68.0%)、「どんな話でもしっかりと最後まで聞いてくれる」(64.0%)など、多くの選択肢が高い率を示しています(図表61)。

一方、保護者は、「プライバシー(秘密)が守られる」(65.4%)、「どんな話でもしっかりと最後まで聞いてくれる」(57.1%)及び「問題解決の具体的な方法を教えてくれる」(53.7%)の3選択肢が50%を超えています(図表62)。

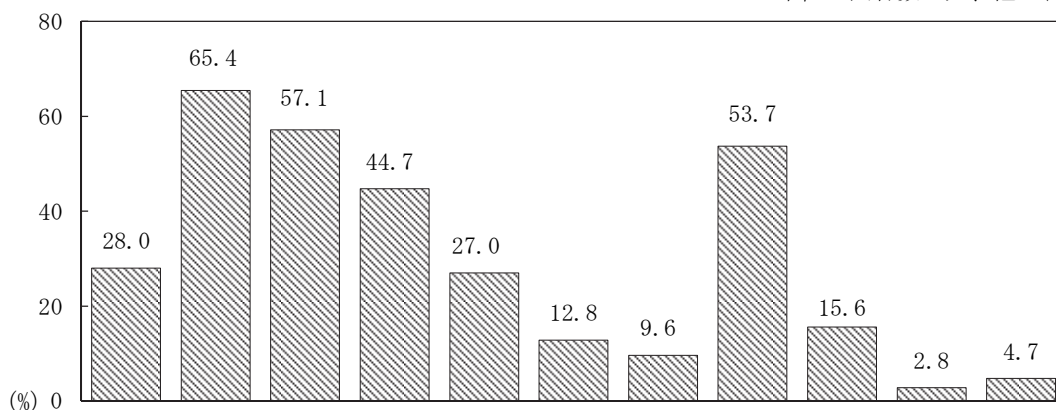
図表61 どんな相談窓口なら利用したいか (子ども：問14・複数回答)

単位：回答数は人、他は%



図表62 どんな相談窓口なら利用したいか（保護者：問15・複数回答）

単位：回答数は人、他は%



区分	回答数	24時間いつでも電話などで相談できる	プライバシー(秘密)が守られる	どんな話でもしつかりと最後まで聞いてくれる	お金がかからない	問題を解決してくれる	あなたの気持ちや意見を代わりに言ってくれる	あなたと近い年齢の人が話し相手になってくれる	問題解決の方法を教えてくれる	いざというとき逃げ込める(保護してくれる)場所がある	その他	無回答
全体	1,014	28.0	65.4	57.1	44.7	27.0	12.8	9.6	53.7	15.6	2.8	4.7
小学生	441	27.9	66.0	56.2	45.8	27.9	12.0	8.6	57.1	15.0	2.9	4.3
中学生	422	27.7	64.7	56.9	43.8	27.7	12.8	10.2	50.9	16.4	1.9	6.6
高校生	129	28.7	66.7	59.7	41.1	20.2	13.2	9.3	48.1	14.0	4.7	0.8
支援校	22	31.8	59.1	63.6	59.1	36.4	27.3	18.2	72.7	22.7	4.5	0.0

どんな相談窓口なら利用してみたいか、「その他」として多くの記入がありました。

図表63 どんな相談窓口なら利用してみたいか、「その他」(子ども：問14-10 保護者：問15-10)

区分	子どもの学年	記 入 内 容	
子 ど も	小 学 校	4年生	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力（2件） ・相談しない（どんな所でも相談しない 思わない） ・自分の気持ちをしっかりわかってくれる ・おばあちゃんやおじいちゃんみたいな優しい人 ・いやなことを言われなくなったり、いやなことをされなくなる
		5年生	<ul style="list-style-type: none"> ・特に相談しない ・そう思わない ・女の人が聞いてくれる ・わかりやすく教えてくれる
		6年生	<ul style="list-style-type: none"> ・どんなことでも、誰にも話したくない
	中 学 校	1年生	<ul style="list-style-type: none"> ・同性の人が話し相手になってくれる ・女性で相づちをうちながら優しく接してくださる方がいらっしやる場所 ・やさしく話してくれる ・信用できる人。知らない人は信用できない ・皆がやさしい人がいる場所
		2年生	<ul style="list-style-type: none"> ・相談しない（他人には相談しない 相談しようと思わない どこにも相談しない 大人が信用できないのでない 困ることがない） ・どんな小さいことでも聞いてくれる ・SNSで相談したい ・優しい ・けんかだと間に入ってくれるような人 ・ほめてくれる ・いじめとか以外に不安なこと（恋愛、家族のこと）とかも聞いてくれる ・頼りになる人
		3年生	<ul style="list-style-type: none"> ・相談しない（特に相談したいと思わない 信用できないから相談しない） ・親切に接してくれる
	高 校	2年生	<ul style="list-style-type: none"> ・特に悩みがないので相談しなくていい ・電話相談とかよりメールの方が相談しやすい ・1対1で会話
		3年生	<ul style="list-style-type: none"> ・電話だけでなくメールでも受けつけてくれる
	保 護 者	小 学 校	4年生
5年生			<ul style="list-style-type: none"> ・特になし（2件） ・相談しない（相談しようと思わない 利用しない。自分で考え続けるのが育児） ・学校側との仲介もしてくれる ・相談までの手続きが簡単でタイムリーに相談に乗ってくれる ・事務的な対応でない窓口 ・24時間とは言わないが、仕事をしているので夜9時頃まで相談できるといいと思います

第1部 調査結果

区分	子どもの学年	記 入 内 容
保 護 者	中 学 校	1年生 <ul style="list-style-type: none"> ・上から目線ではなく親身になってくれる人なら相談する ・母子保護シェルターや虐待からの保護は、24時間365日対応してほしい。経験者の声を活かしてほしい ・今は、場所もわからず、堅いイメージがあります。図書館のような大きな窓口から、絞り込んで相談窓口に行けるような、気軽な場所であってもいいのではと思います。余程せつぱつまった状況でしか頼れない所だと思っているので、利用するにはハードルが高く感じます ・管轄外だとか、対象外だとか、行政の区分にとらわれず、最後まで相談に対する責任を持ってもらいたい ・信頼できる人にしか話そうと思わない
		2年生 <ul style="list-style-type: none"> ・相談しない（相談しないと思う 悩んでいない。悩んだら友達に相談する）
		3年生 <ul style="list-style-type: none"> ・時間制限がなく、相談する側と同じ経験をしている人や体験したことがある人が対応してくれる ・自分のまわりの人に相談できない人は、話を聞いてくれるだけで違うので、電話による相談はフリーダイヤルにしてあげると何度も相談できると思います。何度も電話で相談する人は、担当の人が決まると安心できるのではないかと思います。最後まで相談できるといいと思います
	高 校	1年生 <ul style="list-style-type: none"> ・どんなことでも相談できる
		2年生 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口はいらない。学校内で解決してほしい。外の人に、他の人に話をしても信用できない ・その方個人の意見を押しつけない。子どもはそれぞれ性格も違うので、型通りのアドバイスは当てはまらないことがある ・性格の合う合わないがあるので話してみないとわからない。話して合わない時には別の方（考え方）に変わってくれるような所だ之行ってみてもいいかなと思います ・もっといろいろな子どもがいることをわかってくれる ・（問題解決の方法について）とりあえずできること→少したったらできること→評価 ここをやってくれると安心
		3年生 <ul style="list-style-type: none"> ・相談しない（利用しない 相談しようと思わない）

第 2 部

まとめと考察

第1 子どもの思いやふだんの生活

1 自分について、どのように感じているか

8頁～17頁に、「自分について、どのように感じているか」に関する5項目（「自分のことが好きだ」「自分は周りの人から大切にされている」「自分はだれかの役に立っている」「自分の考えや行動に自信がある」「自分の考えを話したり、仲間といっしょに活動したりできる」）の調査結果が掲載されています。この5項目のうち、「自分の考えを話したり、仲間といっしょに活動したりできる」以外の4項目は、子どもと保護者の感じていることに、かなりの乖離がみられます。図表64～図表68は、5項目において否定的に感じている（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）率をそれぞれの項目ごとに学校別にまとめたものです。

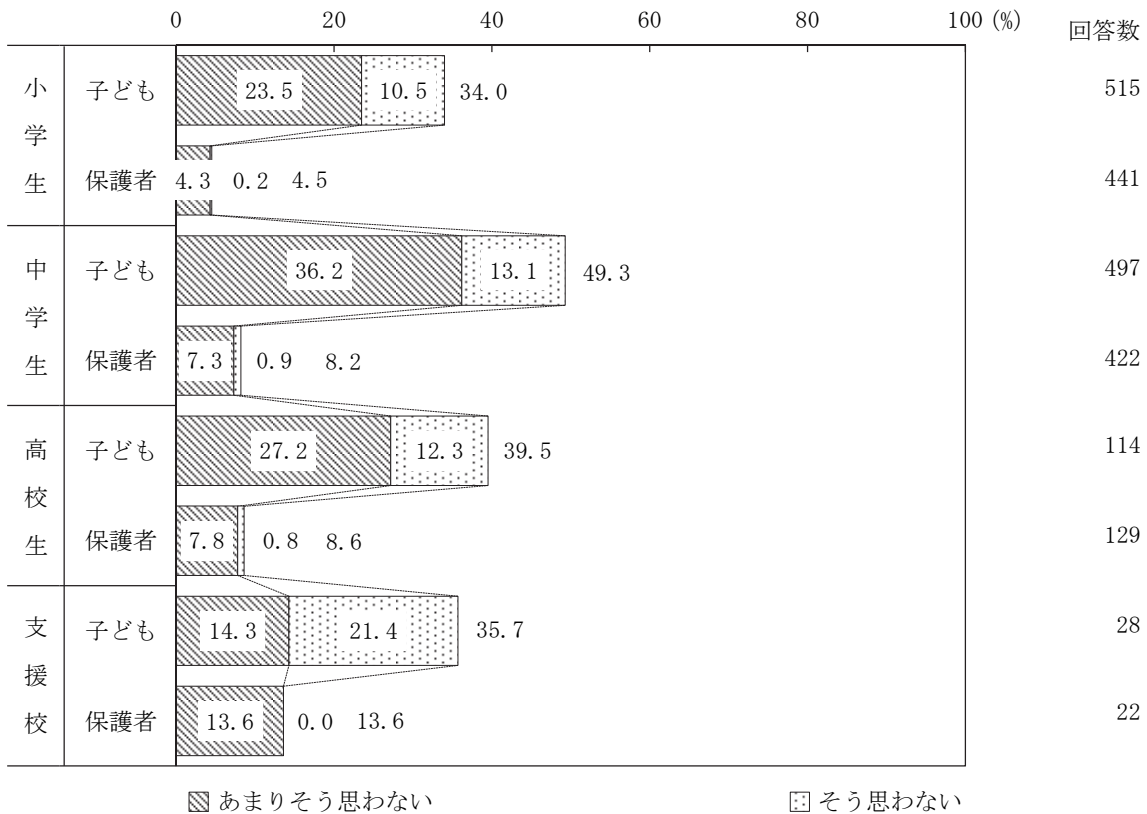
図表64は、上記5項目のうち、子どもと保護者で最も乖離がみられた「自分のことを好きだと思わない率」について比較したものです。小学生では、子ども34.0%に対して保護者4.5%、中学生では、子ども49.3%に対して保護者8.2%、高校生では、子ども39.5%に対して保護者8.6%、特別支援学校生では、子ども35.7%に対して保護者13.6%と、かなりの差があります。つまり、保護者の多くは、自分の子どもが自己否定的になっただけでもそれに気付いていないこととなります。

図表65は、他の質問項目とのクロス集計を行った結果、特徴的な傾向がみられた（66頁～69頁参照）「自分は周りの人から大切にされていると思わない率」について、子どもと保護者を比較したものです。小学生では、子ども21.5%に対して保護者4.4%、中学生では、子ども28.5%に対して保護者4.7%、高校生では、子ども12.3%に対して保護者3.9%、特別支援学校生では、子ども25.0%に対して保護者18.1%と、この項目も、かなりの差があります。つまり、保護者の多くは、自分の子どもは自分を含めた周りの人から大切にされていると思っているのに、かなりの子どもがそう思っていないこととなります。

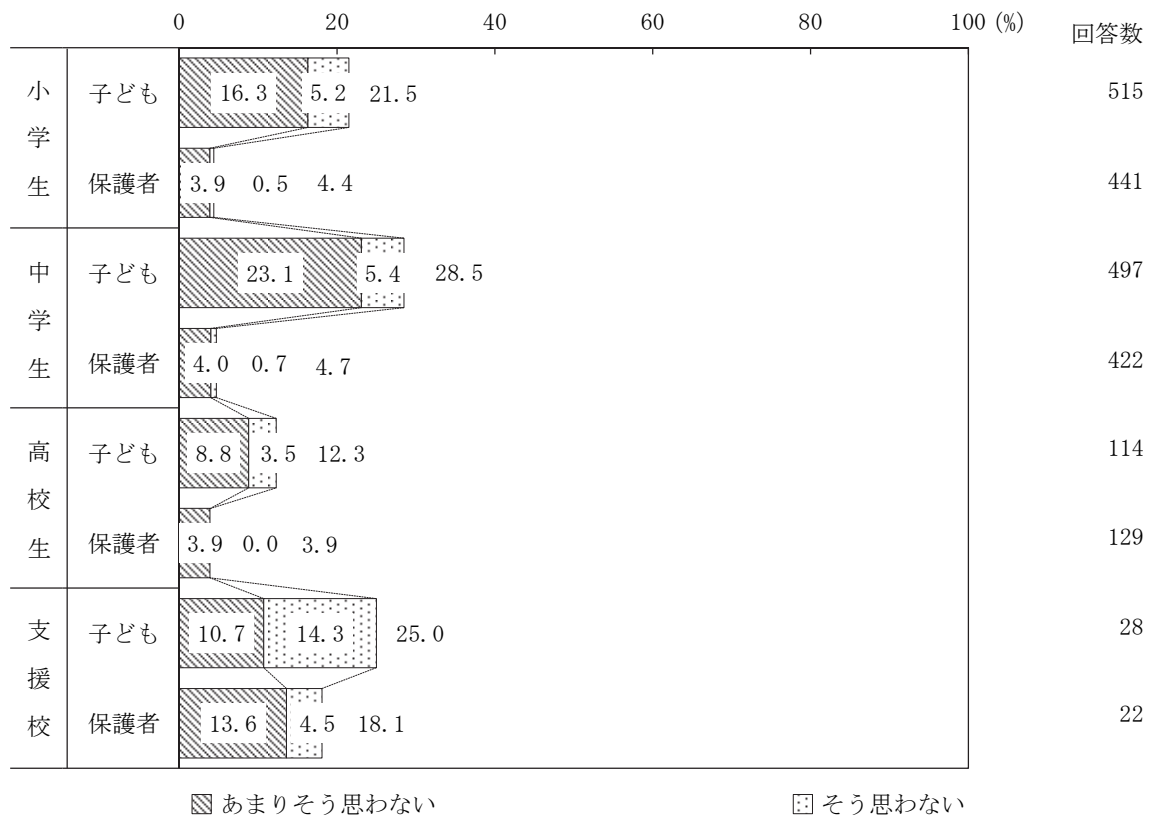
子どもと保護者の差が大きいのは中学生です。中学生は青年前期に該当しますが、青年期（13歳から19歳頃）は、身体や体重の増加などの身体的発達や性的発達が著しい時期であり、自らの性にめざめるとともに、自立をしたいという欲求の高まりとともに始まると言われています。親の決まりに従うのではなく、自らの意志によって行動を決定していくことができるので、人生についても考えるようになります。そのため、青年期は、理性で抑制できない激情の時期「疾風怒濤の時代」とも言われています。

中学生は反抗期に重なる子どもも多いので、保護者はこれらのことを理解して対応する必要があります。

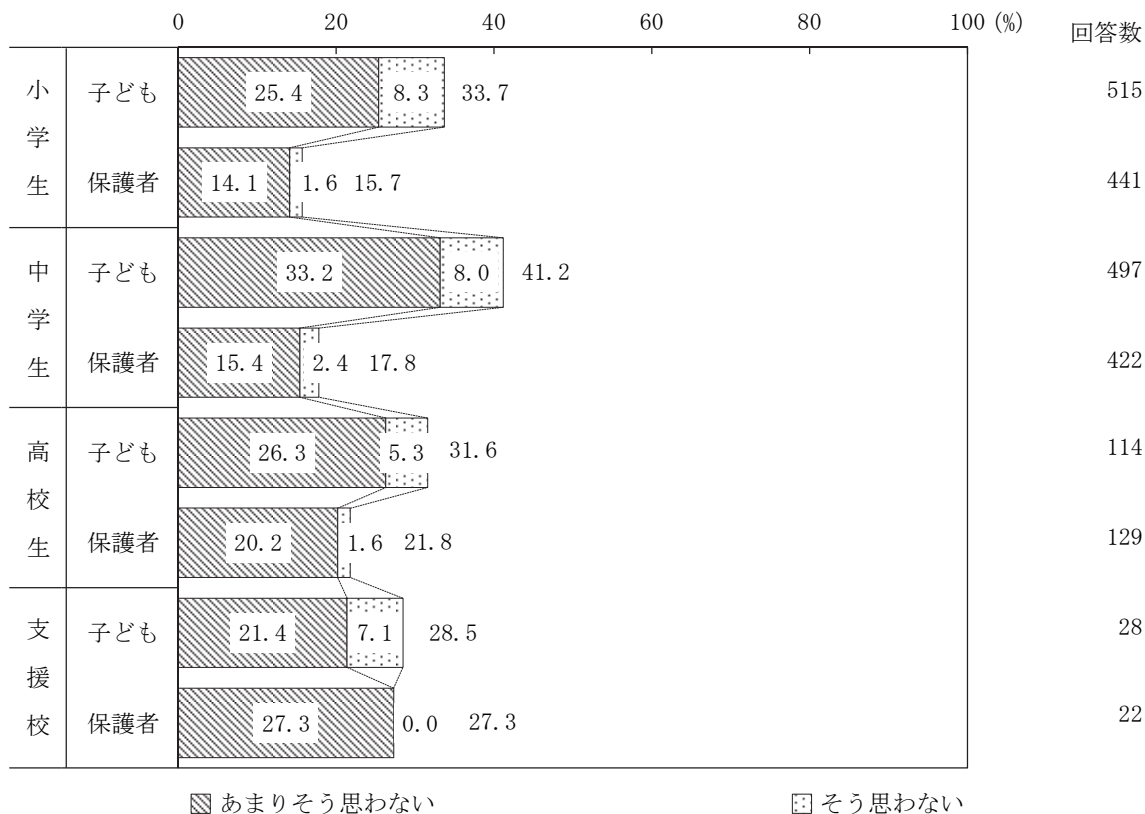
図表64 子どもが自分のことを好きだと思わない率（子ども：問3-① 保護者：問4-①）



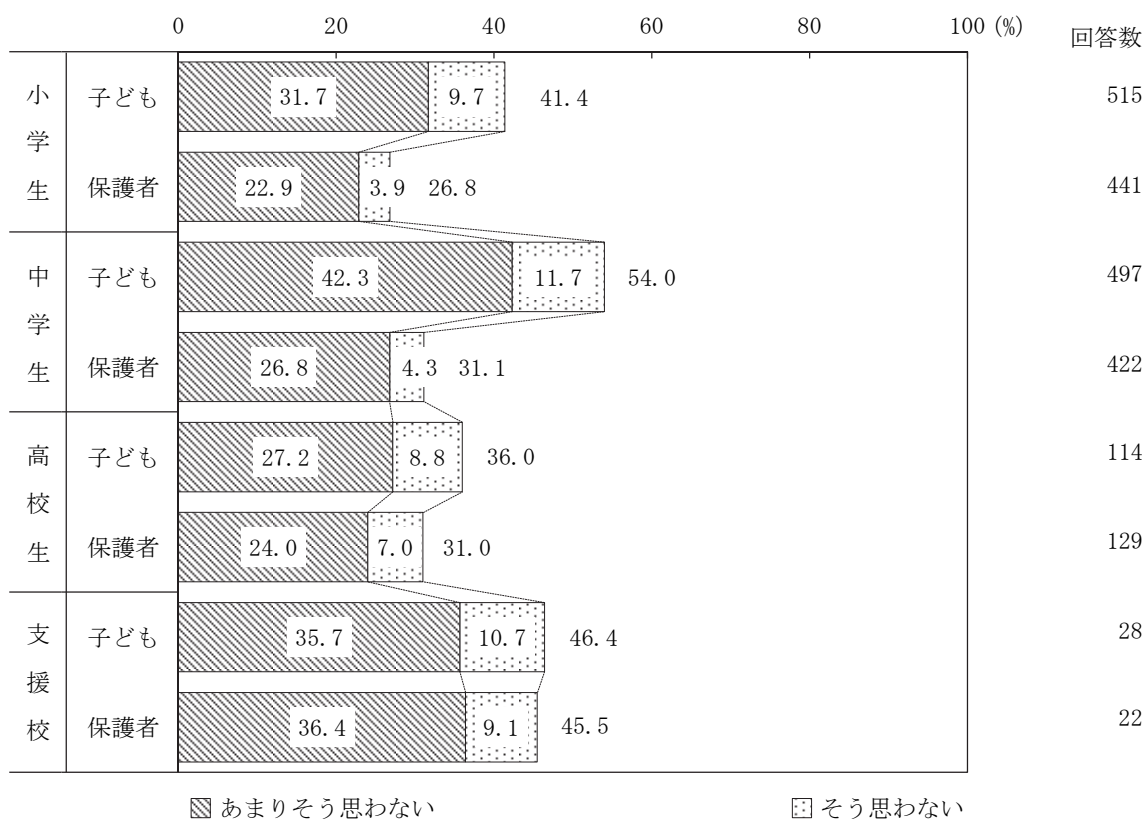
図表65 子どもが自分は周りの人から大切にされていないと思わない率（子ども：問3-② 保護者：問4-②）



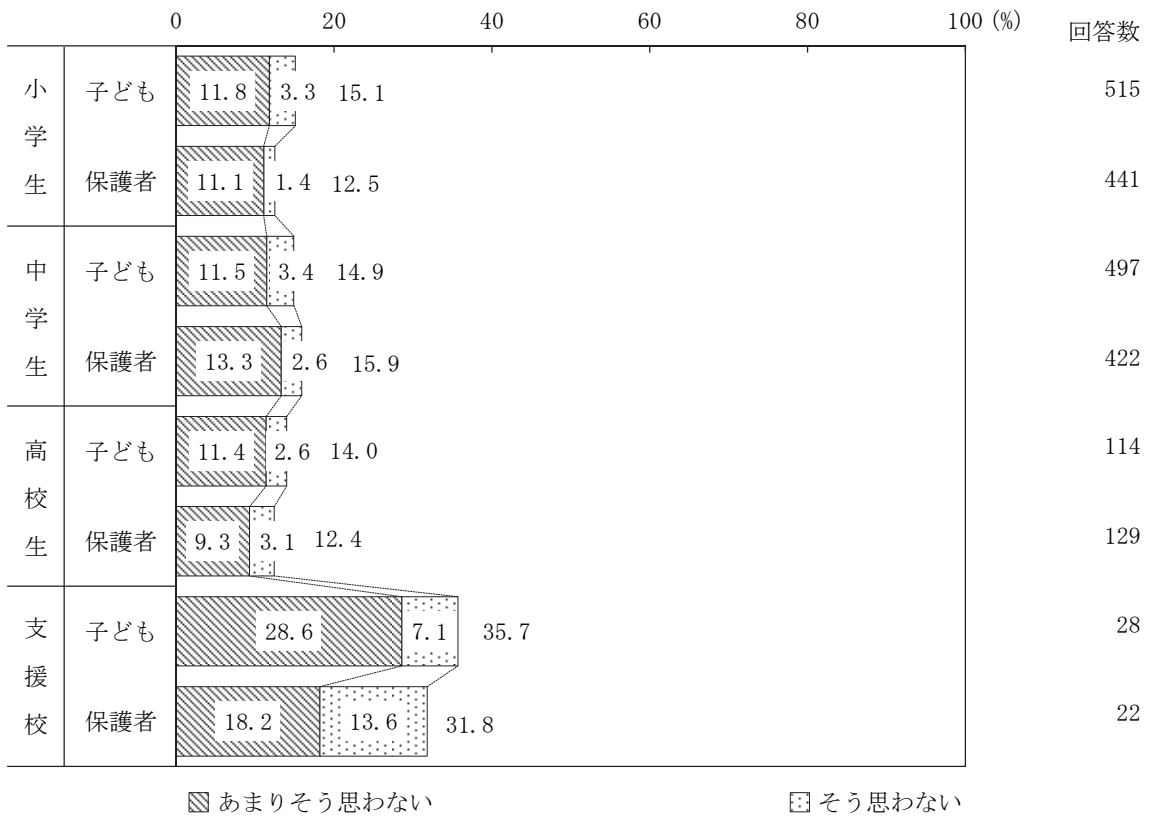
図表66 子どもが、自分は何らかの役に立っていると思わない率（子ども：問3-③ 保護者：問4-③）



図表67 子どもが、自分の考えや行動に自信があると思わない率（子ども：問3-④ 保護者：問4-④）



図表68 子どもが、自分の考えを話したり、仲間といっしょに活動したりできると思わない率（子ども：問3-⑤ 保護者：問4-⑤）



2 安心してホッとできる場所

18頁の図表17により、子どもの安心してホッとできる場所をみると、「自分の家」(75.3%)が最も高く、次いで「自分の部屋」(58.8%)、「祖父母の家」(38.0%)、「友達の家」(21.6%)、「学校の図書室」(20.4%)などとなっています。「自分の家」「祖父母の家」「学校の図書室」は低学年ほど高く、「自分の部屋」「友達の家」は中学生が高くなっています。

また、保護者の自分の子どもが安心してホッとできる場所は、「自分の家」(92.2%)が非常に高く、次いで「祖父母の家」(45.4%)、「自分の部屋」(44.8%)と続いており、それ以外の場所は20%以下の低い率です(19頁図表18参照)。

図表69は、子どもの安心してホッとできる場所と「自分は周りの人から大切にされている」をクロス集計して、図に表したものです。

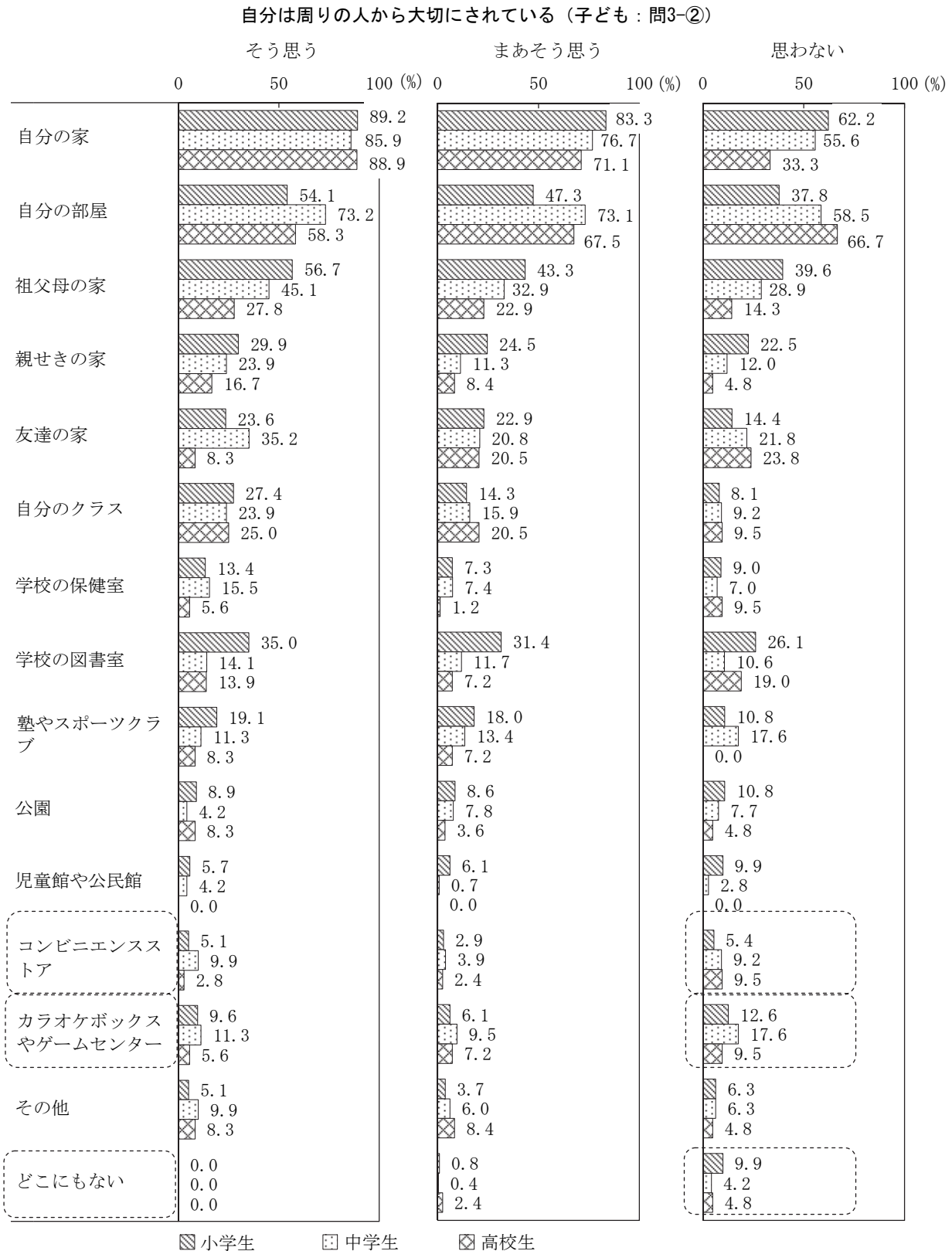
「自分の家」「祖父母の家」「親せきの家」「友達の家」「自分のクラス」「学校の図書室」など、多くの選択肢が「そう思う」「まあそう思う」「思わない」の順に少なくなっています。

一方、「思わない」が「そう思う」「まあそう思う」より高いのは、「コンビニエンスストア」「カラオケボックスやゲームセンター」「どこにもない」などです。特に、「どこにもない」は、「そう思う」という回答者にはなく、「思わない」と答えた小学生の9.9%にもなっています。

つまり、コンビニエンスストアやゲームセンター等が安心してホッとできる場所である子どもは、周りの人から大切にされていないと感じている傾向があり、安心できる場所がない子どもは、特に、その傾向が強いことがわかります。

安心してホッとできる場所が「どこにもない」、つまり居場所が家庭をはじめとした「どこにもない」というのは憂慮すべきことです。この「どこにもない」という子どもをなくすためには、子どもに「自分は周りの人から大切にされている」と実感できるよう、おとなが愛情を持って接する必要があるのではないのでしょうか。

図表69 安心してホッとできる場所（子ども：問4・複数回答）



小学生 中学生 高校生

回答数 「そう思う」 小学生157 中学生71 高校生36 「まあそう思う」 小学生245 中学生283 高校生83 「思わない」 小学生111 中学生142 高校生21

- (注) 1 無回答は除きました。
 2 「思わない」は、「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計です。
 3 特別支援学校は、高校生に含めました。

3 悩んだり、困ったりしたときの相談相手

26頁の図表26により、子どもの相談相手をみると、「お母さん」(70.3%)、「友達」(57.1%)、「お父さん」(41.8%)などが高い率でした。「いない」と答えたのは、小学生5.8%、中学生9.1%、特別支援学校高等部を含めた高校生8.5%となっています。「お母さん」「兄弟姉妹」「祖父母」「親せきの人」「学校の先生」などは低学年ほど高く、「友達」は中学生が最も高くなっています。性別にみると、男子は女子より「お父さん」「学校の先生」「いない」などが高く、女子は男子より「お母さん」「兄弟姉妹」「友達」などが高くなっています。

子ども、特に思春期の中学生や高校生は、多くの悩みを抱えています。その悩みを相談する相手としては、例えば、勉強のことなら親や学校の先生、遊びのことなら友達、異性のことから同性の親や友達というように、悩みや困りごとによって相談相手が変わります。そのため、大多数の子どもには複数の相談相手がいることがうかがえます。

図表70は、相談相手と「自分は周りの人から大切にされている」をクロス集計して、図に表したものです。

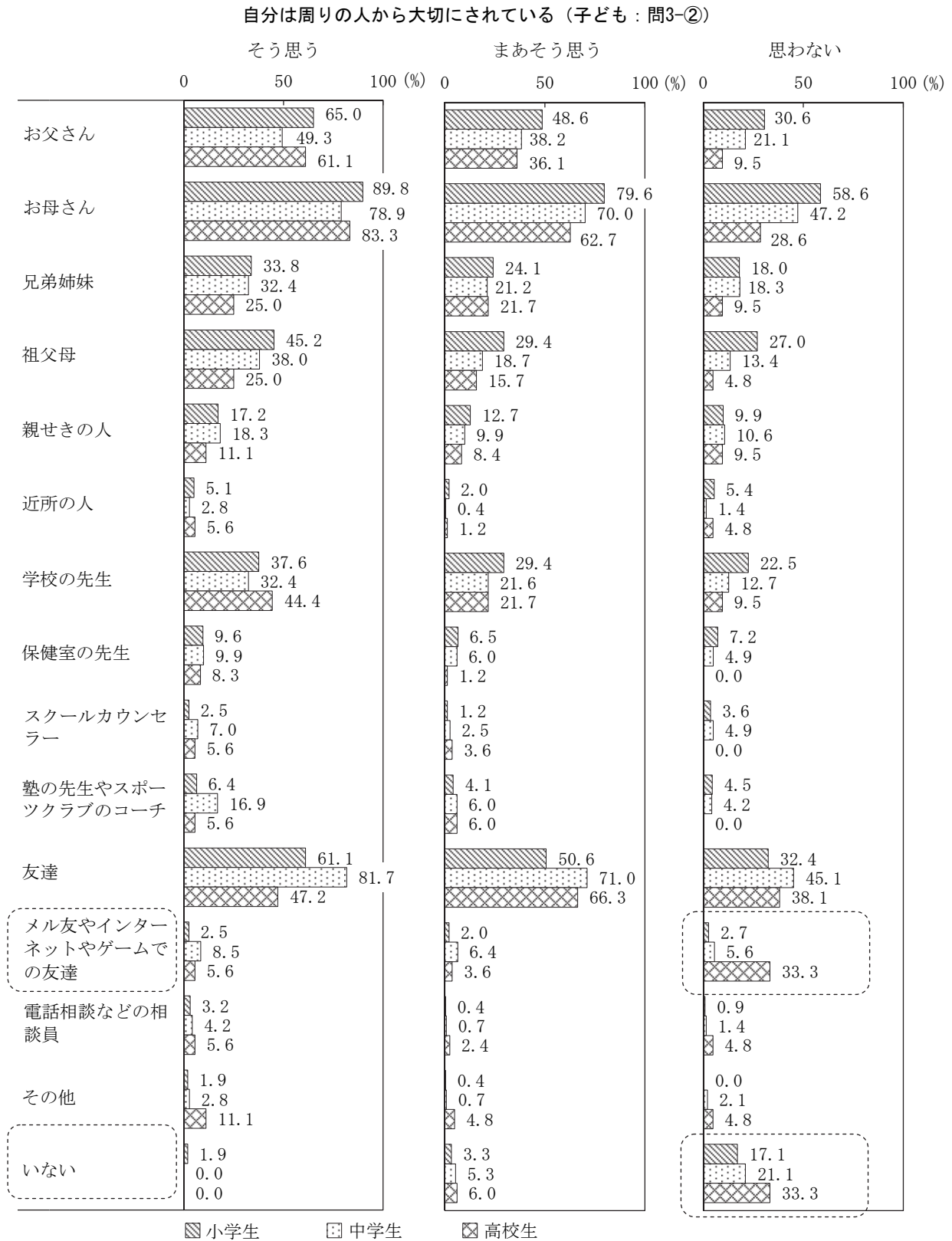
「お父さん」「お母さん」「兄弟姉妹」「祖父母」「学校の先生」「友達」など、多くの選択肢が「そう思う」「まあそう思う」「思わない」の順に少なくなっています。

一方、「思わない」が「そう思う」「まあそう思う」より高いのは、相談相手が「いない」と回答した子どもです。「自分は周りの人から大切にされている」と「思わない」と答えた子どもで相談相手が「いない」と答えているのは、小学生17.1%、中学生21.1%、高校生33.3%と、かなり高率です。また、「思わない」と答えた高校生の33.3%が相談相手として「メル友やインターネットやゲームでの友達」をあげています。

さらに、「自分は周りの人から大切にされている」かについて「そう思う」と答えた子どもで相談相手が「いない」と答えたのは、小学生は1.9%であり、中学生・高校生にはいませんでした。

以上のことから、悩みや困りごとを誰にも相談しないで、一人で抱え込んでいるのは、「自分は周りの人から大切にされていない」と感じている子どもに多いという結果が得られました。

図表70 相談相手（子ども：問7・複数回答）



回答数 「そう思う」 小学生157 中学生71 高校生36 「まあそう思う」 小学生245
 中学生283 高校生83 「思わない」 小学生111 中学生142 高校生21

- (注) 1 無回答は除きました。
 2 「思わない」は、「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計です。
 3 特別支援学校は、高校生に含めました。

第2 保護者やまわりのおとな

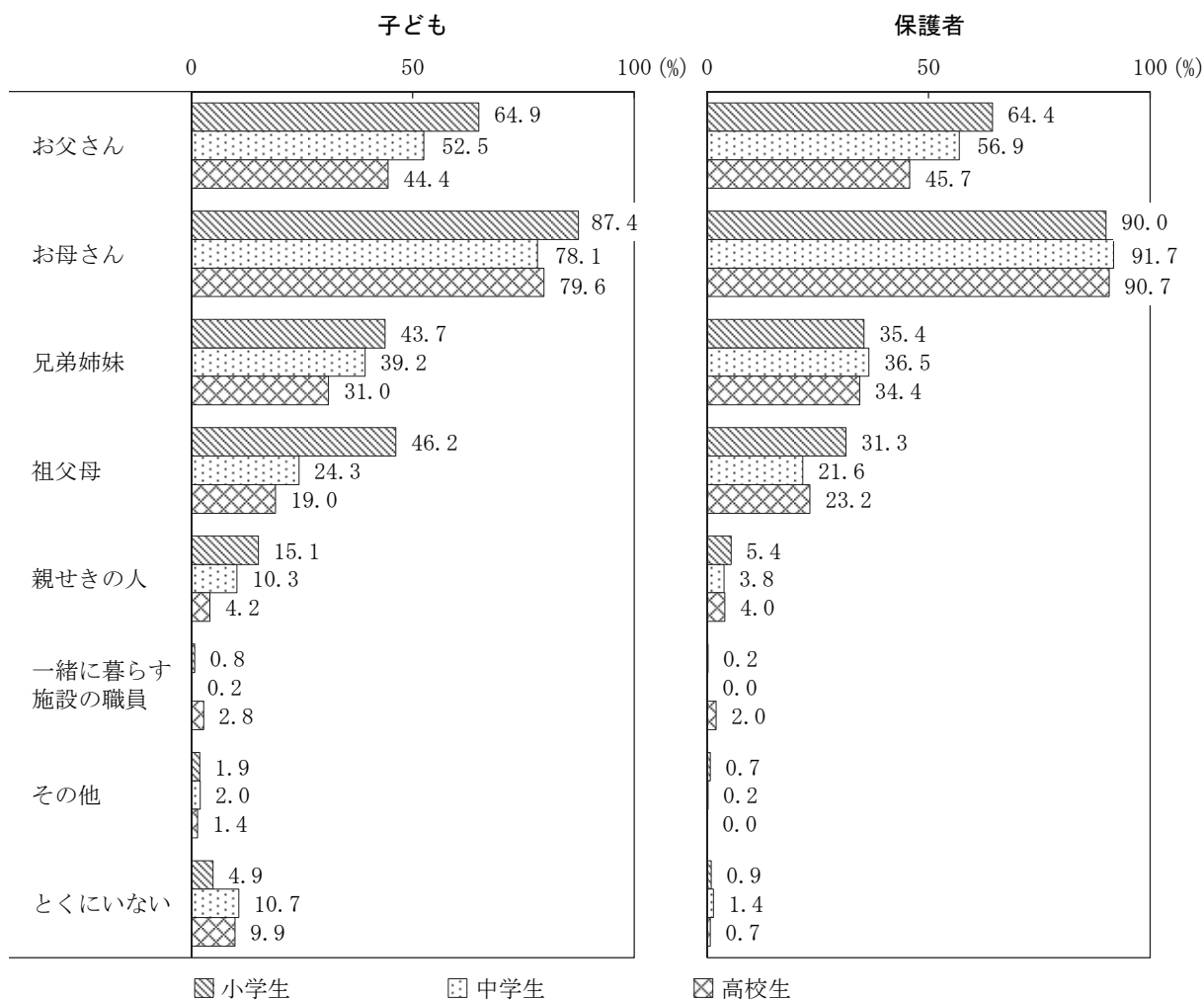
1 子どものことをよくわかってくれる人

図表71は、いっしょに暮している人の中で、子どものことをよくわかってくれる人について、子どもと保護者を比較したものです。子どもも保護者も「お母さん」「お父さん」「兄弟姉妹」「祖父母」の順になっています。「お母さん」についてみると、小学生の子どもと保護者の率は近接していますが、中学生、高校生になると、保護者より子どもの率がかなり低くなっています。保護者の「お母さん」は、小学生90.0%、中学生91.7%、高校生90.7%とほぼ同率になっていますが、子どもは、小学生87.4%、中学生78.1%、高校生79.6%となっており、子どもの中学生、高校生は保護者より10ポイント以上低くなっています。つまり、保護者の小学生から高校生の率がほぼ同じというのは、いつでも子どものことは自分がよくわかっていると信じている保護者が多いということです。

また、「兄弟姉妹」「祖父母」「親せきの人」は、保護者より子どものほうが高い傾向があります。保護者の調査票の記入者の多くは子どもの親であり、親が気づいていない子どもの考えがあることを物語っています。なお、設問は「いっしょに暮らしている人の中で」とあるので、「兄弟姉妹」のいない子どもや、いっしょに暮らしている「祖父母」や「親せきの人」がいない子どもがいることも考えに入れなければなりません。

「とくにいない」は、子どもの中学生10.7%、高校生9.9%に対し、保護者の中学生1.4%、高校生0.7%と大きな差があります。保護者は、思春期である中学生、高校生をできるだけ理解して対応する必要があると思われます。

図表71 子どものことをよくわかってくれる人（子ども：問9 保護者：問9・複数回答）



回答数 子ども 小学生515 中学生497 高校生142
 保護者 小学生441 中学生422 高校生151

(注) 1 無回答は除きました。
 2 特別支援学校は、高校生に含めました。

2 まわりのおとなについて子どもが感じていること

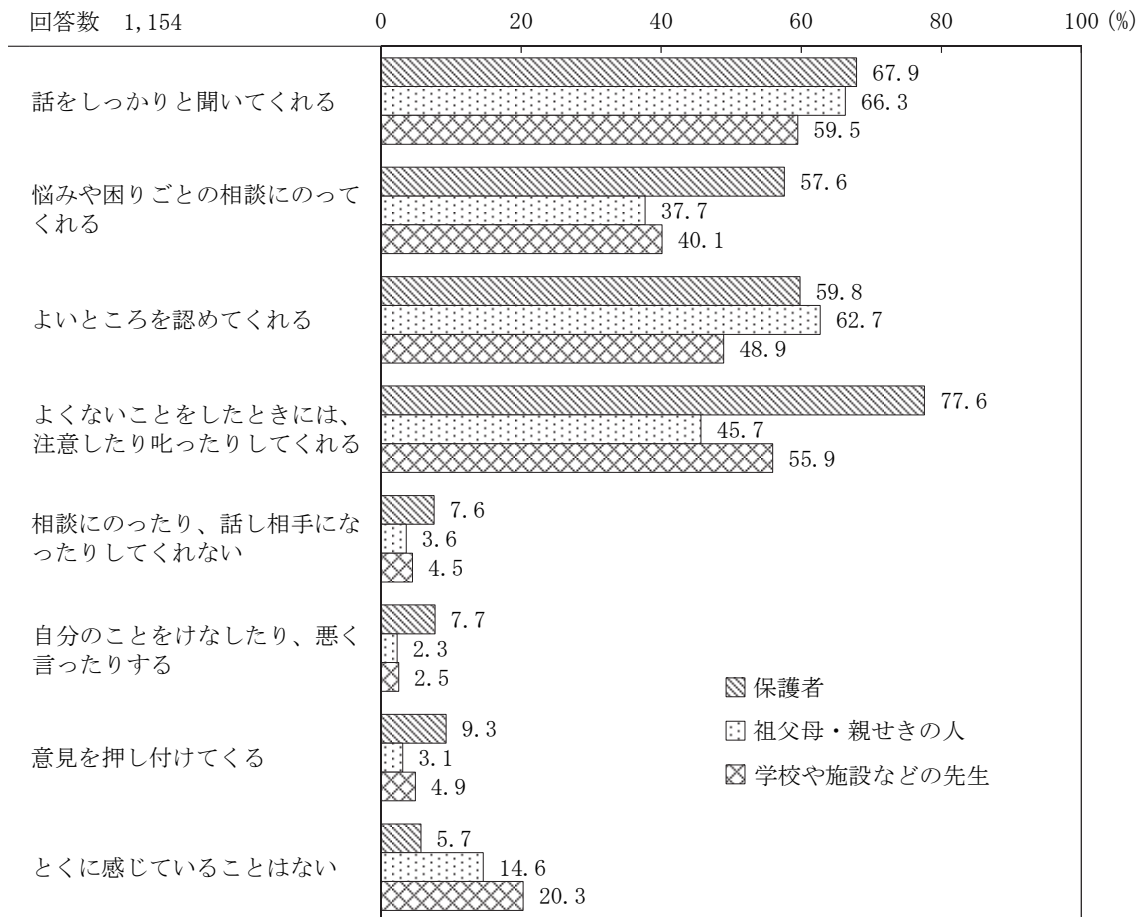
33頁から44頁は、子どものまわりのおとなについて感じていることとして、保護者、祖父母・親せきの人、学校や施設などの先生、塾や習いごとなどの先生、スポ少や部活動のコーチおよびそのおとな（近所の人など）について聞いた結果が記載されています。

図表72は、上記6種類のおとなのうち、子どもが接する機会が多い保護者、祖父母・親せきの人および学校や施設などの先生についての子どもの回答をまとめたものです。多くの選択肢で保護者が最も高くなっていますが、「よいところを認めてくれる」は祖父母・親せきの人が高くなり、「とくに感じていることはない」は保護者が最も低くなっています。

図表72には記載していませんでしたが、「とくに感じていることはない」では、そのおとな（近所の人など）が56.7%と高い率でした（43頁参照）。その理由としては、近所のおとな達とのつきあいが少ないため、近所のおとな達には無関心であることが考えられます。また、近所のおとな達も近所の子どもの無関心の人が多くなっていると推察されます。ノーベル平和賞を受けた故マザー・テレサは、「愛の反対は憎しみではなく、無関心」といいました。彼女の言葉を借りるまでもなく、わが国でも、人と人との結びつきが弱くなり、他人に対して無関心となっていることが地域社会における問題として取り沙汰されています。

子どもたちの健全育成のためには、地域のおとなが声を掛け、いけないことはいけないと伝えていくことが大切ではないでしょうか。

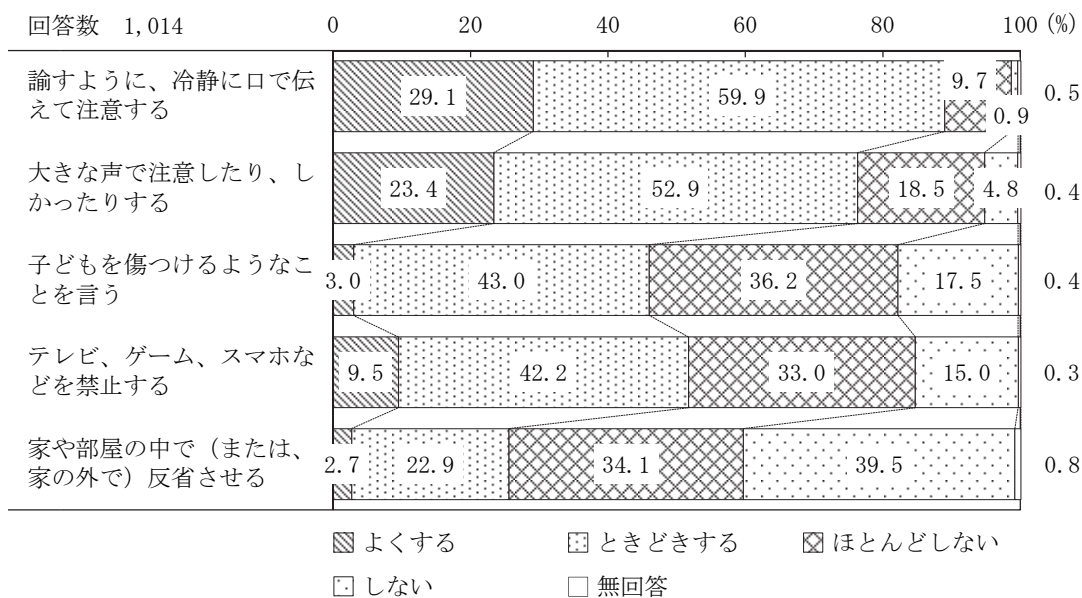
図表72 まわりのおとなについて子どもが感じていること（子ども：問10・複数回答）



3 子どもに対するしつけの方法

図表73は45頁から47頁の5項目の保護者のしつけをまとめたものです。子どもの虐待事件の加害者の多くは、「しつけのつもりでやった」と言います。「家や部屋の中で（または、家の外で）反省させる」を「よくする」が2.7%、「ときどきする」が22.9%ありましたが、寒い冬の夜などに「家の外で反省させる」は、間違いなく虐待となりますし、家や部屋の中で長時間反省させれば虐待の疑いがあります。また、「大きな声で注意したり、しかったりする」や「子どもを傷つけるようなことを言う」を頻繁に行った場合には、虐待となる可能性が高いと考えられます。

図表73 子どもに対するしつけの方法（保護者：問10）

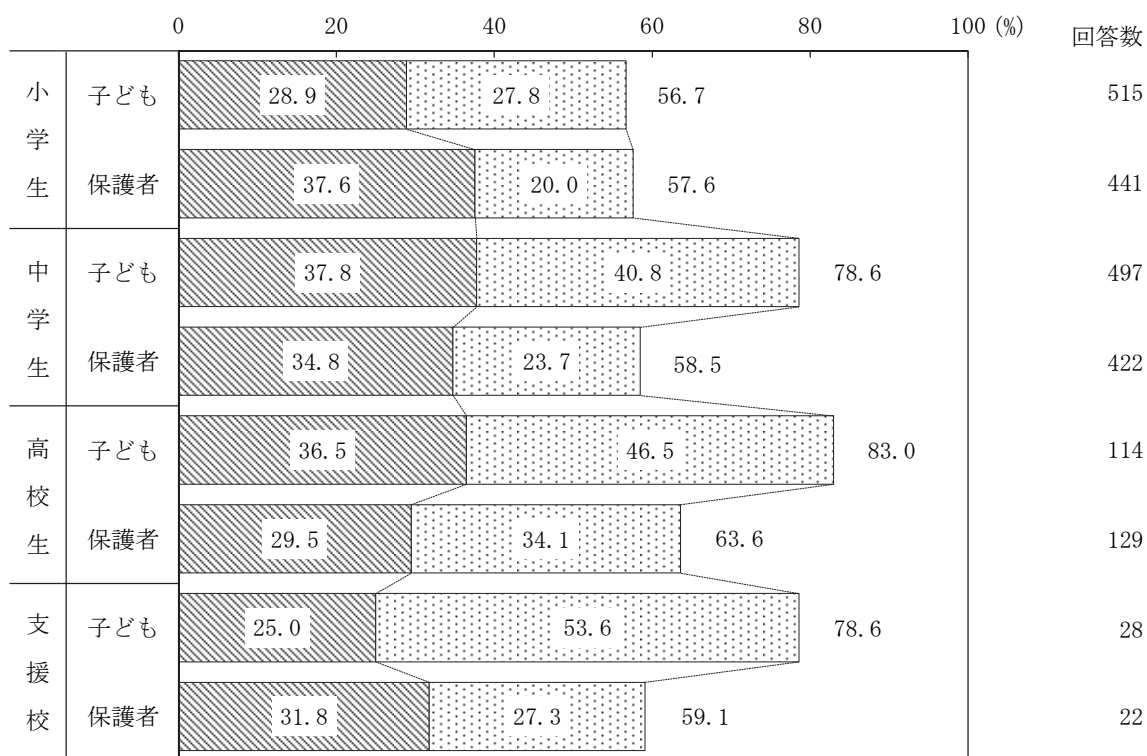


第3 子どもの人権を守る条例や相談機関

1 岐阜市子どもの権利に関する条例の認知度

図表74は、岐阜市子どもの権利に関する条例について、「聞いたような気がするけれど、忘れてしまった」と「まったく知らない」と答えた率をまとめたものです。子どもでは、高学年になるほど合計の率が高くなっており、保護者は60%前後の人が知らないという結果になっています。子どもの権利に関する条例については、リーフレットの配布、学校の授業・行事・保護者会、市の主催する研修会などで周知に努めていますが、子ども及び保護者に十分浸透しているとは言えない結果となりました。

図表74 岐阜市子どもの権利に関する条例を知らない率（子ども：問12 保護者：問13・複数回答）



▨ 聞いたような気がするけれど、忘れてしまった ▩ まったく知らない

2 子どもの相談機関

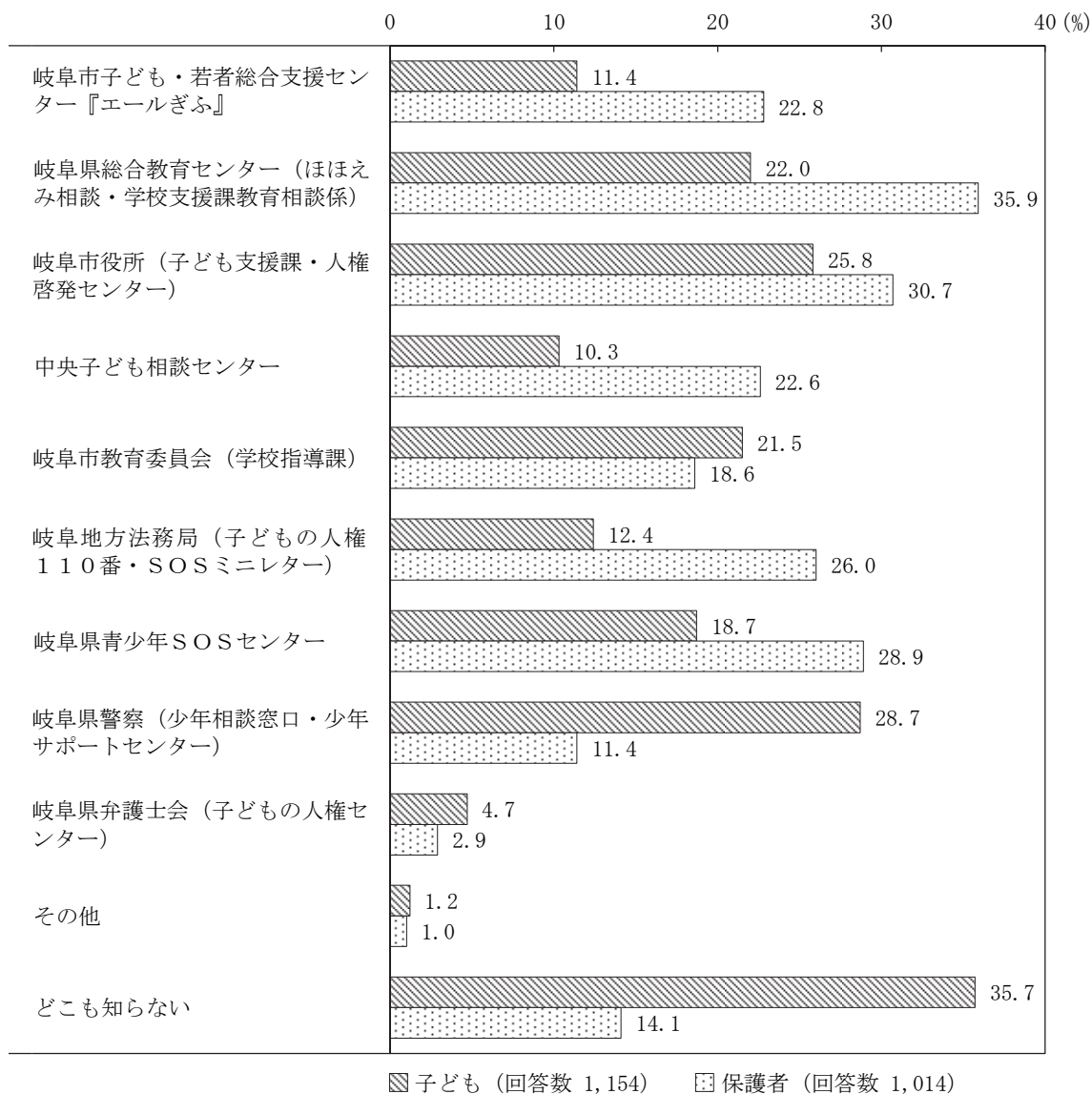
図表75は、子ども及び保護者の知っている子どもの相談機関の回答をまとめたものです。

「岐阜県総合教育センター（ほほえみ相談・学校支援課教育相談係）」「岐阜市役所（子ども支援課・人権啓発センター）」など、子どもより保護者の認知度が高い相談機関が多くなっていますが、「岐阜県警察（少年相談窓口・少年サポートセンター）」「岐阜市教育委員会（学校指導課）」「岐阜県弁護士会（子どもの人権センター）」は、保護者より子どもの方が高くなっています。また、「どこも知らない」は、子どもが35.7%、保護者が14.1%となっています。

「岐阜市子ども・若者総合支援センター『エールぎふ』」の認知度は、保護者が22.8%、子どもはその半分の11.4%と低くなっています。当該センターは前年度（平成26年度）に設置されたばかりであり、その認知度が低いのは止むを得ないことですが、平成27年度には、相談窓口の電話番号とメールアドレスを記載した「岐阜市子どもホットカード」を市内の小・中・高校の全児童生徒に配布するなど、積極的な周知に努めています。

現在は、インターネットで「岐阜市子どもの相談」などで検索すれば、大概の相談窓口にたどり着くことができます。55頁に、相談機関を利用したことがない理由について保護者の回答結果が収載されていますが、「連絡先がわからないから」（2.3%）及び「何を相談するところなのかわからないから」（4.5%）は、比較的低率です。一方、「とくに相談することがないから」（71.0%）が最も高く、次いで「相談しても解決しないと思うから」（7.0%）となっています。

図表75 知っている子どもの相談機関（子ども：問13 保護者：問14・複数回答）



3 どんな相談窓口なら利用したいか

図表76は、子どもと保護者に悩みや困ったことがあったとき、どんな相談窓口なら利用したいかを聞いた結果をまとめたものです。子どもも保護者も「秘密が守られる」「どんな話でもしっかりと最後まで聞いてくれる」「お金がかからない」「問題解決の方法を教えてくれる」が高くなっています。

「問題を解決してくれる」は、子どもが54.9%ですが、保護者は子どもの半分以下の27.0%です。保護者には、問題を他者に解決してもらうのではなく、その解決の方法を教えてほしい、話を聞いてもらうだけでいい、といった人もいるのではないかと推察されます。

59頁から60頁には、「どんな窓口なら利用してみたいか『その他』」として、多くの記入がありました。その一部を紹介します。

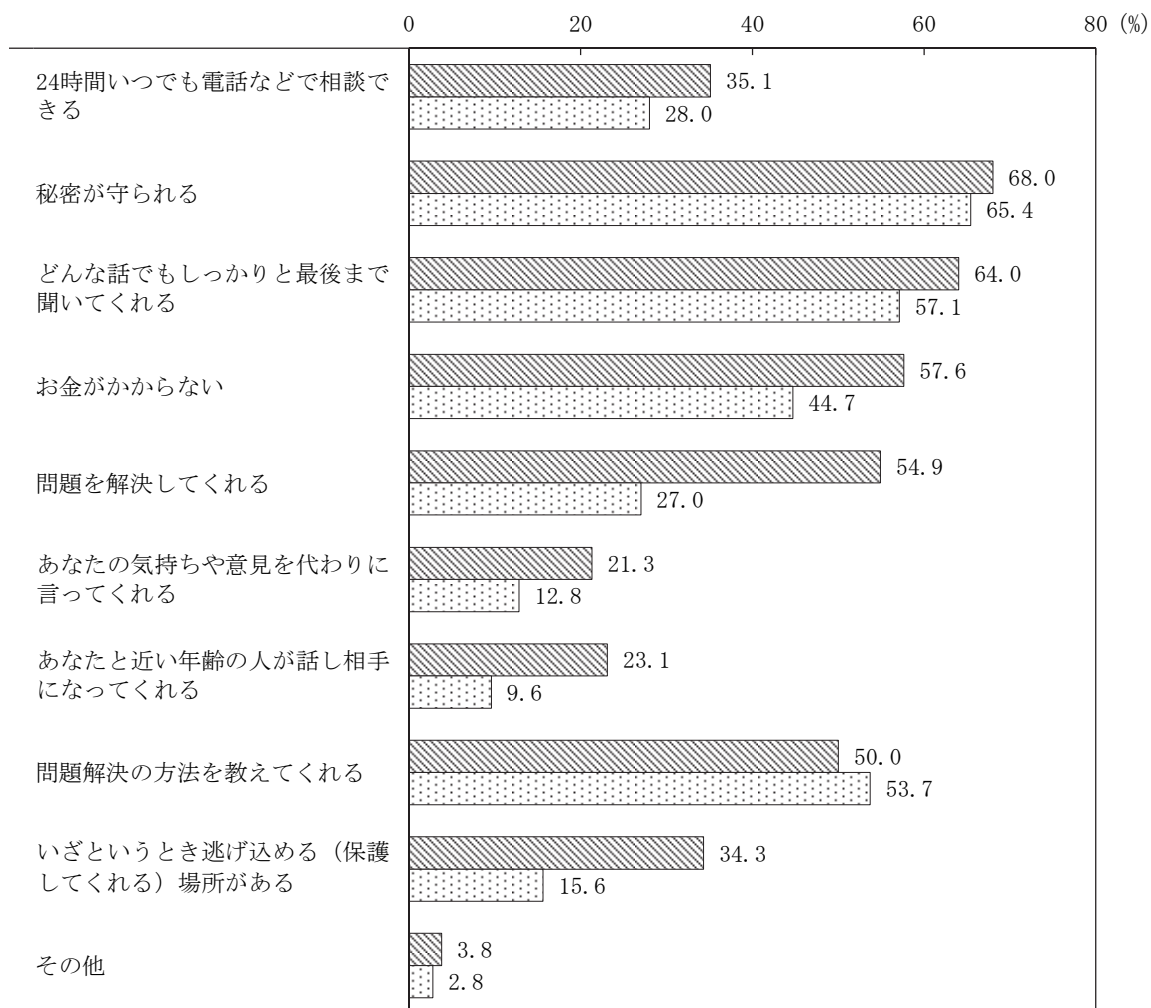
子ども

- 自分の気持ちをしっかりわかってくれる
- 同性の人が話し相手になってくれる
- 信用できる
- どんな小さいことでも聞いてくれる
- いじめとか以外に不安なこと（恋愛、家族のこと）とかも聞いてくれる

保護者

- 問題を整理してくれる。専門的なところへ橋渡ししてくれる
- 学校側との仲介もしてくれる
- 夜9時頃まで相談できる
- フリーダイヤルの相談窓口
- 何度も相談する人には、担当の人を決めてくれる

図表76 どんな相談窓口なら利用したいか（子ども：問14 保護者：問15・複数回答）



▨ 子ども（回答数 1,154） ▩ 保護者（回答数 1,014）

（注）保護者の選択肢では、「秘密が守られる」は「プライバシー（秘密）が守られる」、「あなたの気持ちや意見を代わりに言ってくれる」は「あなたや子どもの気持ちや意見を代わりに言ってくれる」、「あなたと近い年齢の人が話し相手になってくれる」は「あなたと近い年齢の人や同性の人が話し相手として対応してくれる」、「問題解決の方法を教えてくれる」は「問題解決の具体的な方法を教えてくれる」としています。


第4 おわりに

今回の調査は、「岐阜市子どもの権利に関する条例」制定10年目にあたり、条例の認知度や、子どもの権利に関する子どもと子どもを取り巻く大人の意識や実態を把握し、子どもの権利保障のより一層の充実を図ることを目的として実施しました。

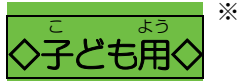
条例制定後、初めての調査であるため、過去との比較はできませんが、この調査により、条例の認知度は子ども、保護者ともに高いとは言えず、子どもの年齢が上がるにつれて認知度が低くなっていることや、自分の子どもの感じていることや考えていることについて、小学生までは比較的多くの保護者がわかっているが、中学生以上になると子どもと保護者の感じていることや考えに乖離が出てくること、自分は周りの人から大切にされていないと思っている子どもは、大切にされていると思っている子どもと比べると、安心してホッとできる場所がない率や相談相手がない率が高いことなどがわかりました。

「岐阜市子どもの権利に関する条例」では、一人の人間として持っている子どもの権利として、
①安全に安心して生きる権利 ②のびのびと育つ権利 ③自分を守り、自分が守られる権利
④意見を述べ、参加する権利 ⑤適切な支援を受ける権利 が保障されています。

子どもの権利の保障を推進するため、まずは「岐阜市子どもの権利に関する条例」について知ってもらい、子どもたちがお互いに権利があることを自覚し、保護者や地域住民をはじめとする大人たちが、子どもたちを未来を担っていく地域・社会の一員として捉え、それぞれの立場から見守っていくことが大切であると考えます。



参 考 资 料



※子ども用の調査票は小学4年生から高校生等（高校生に該当する年齢の児童）まで同じ内容ですが、高校生等の調査票については、ふりがなはありません。

ぎふしこ けんり かん 岐阜市子どもの権利に関するアンケート

アンケートへのご協力^{きょうりょく}のお願い^{ねが}

このアンケートは、みなさんが生活の中でどんなことを感じているのか、どういう思いで暮らしているのかを知るために行うものです。このアンケートの結果をもとに、みなさんが暮らしを、より良いものにしていくための参考にしたいと思しますので、ぜひ協力してください。

■どんな人がアンケートに答えるの？

- このアンケートは、岐阜市に住んでいる小学生（4年生以上）、中学生、高校生などのみなさんに答えてもらいたいと考え、お願いしました。

■このアンケートは

- 名前を書く必要はありません。
- あなたが答えた内容を、他の人に知られることはありません。
- アンケートの結果からあなたに迷惑がかかることはありません。

かいどう ていしゅつ 回答・提出のしかた

- ★質問には、自分の考えを書いてください。
- ★鉛筆、シャープペンまたはボールペンで書いてください。
- ★答えは、あてはまる番号を「○」でかこんでください。
- ★答えの「○」の数は、質問ごとに違います。（例：「ひとつずつ」「いくつ選んでも」）
- ★思ったことをそのまま気軽に答えてください。
- ★答えられる範囲で答えてください。答えられないところがあったら答えなくてもかまいません。
- ★アンケートを配られたらその場で回答を記入し、学校で提出してください。*



あたかハートちゃん

* 郵送にて実施した高校生等の調査票における記載は以下のとおりです。
★回答を記入後、保護者の方とは別々に、同封した返信用封筒に入れて2015（平成27）年8月14日（金）までにポストに入れてください。

✿このアンケートは、岐阜市と岐阜市子どもの権利推進委員会が行っています。✿

*このアンケートに関するお問い合わせ先は、裏表紙をごらんください。

あなたのことについてお聞きします

問1 あなたの学年を教えてください。

1. 小学4年 (平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれにあたる学年)
2. 小学5年 (平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれにあたる学年)
3. 小学6年 (平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれにあたる学年)
4. 中学1年 (平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれにあたる学年)
5. 中学2年 (平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれにあたる学年)
6. 中学3年 (平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれにあたる学年)
7. 高校1年など (平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれにあたる学年)
8. 高校2年など (平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれにあたる学年)
9. 高校3年など (平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれにあたる学年)

問2 あなたの性別を教えてください。(答えたくない場合は、書く必要はありません)

1. 男
2. 女

あなたの思いやふだんの生活についてお聞きします

問3 あなたは自分について、どのように感じていますか。(それぞれひとつずつ選んでください)

① 自分のことが好きだ

1. そう思う
2. まあそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

② 自分は周りの人から大切にされている

1. そう思う
2. まあそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

③ 自分はだれかの役に立っている

1. そう思う
2. まあそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

④ 自分の考えや行動に自信がある

1. そう思う
2. まあそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

参考資料

と
問7 あなたが悩んだり困ったりしたとき、相談できる人はだれですか。
(いくつ選んでもいいです)

1. お父さん
2. お母さん
3. 兄弟姉妹
4. おじいさん、おばあさん
5. 親せき(おじ、おば、いとこなど)の人
6. 近所の人
7. 学校の先生
8. 保健室の先生(養護教員)
9. スクールカウンセラー(ほほえみ相談員など)
10. 塾の先生やスポーツクラブ(スポ少など)のコーチ
11. 友達
12. メル友やインターネットやゲームでの友達
13. 電話相談などの相談員
14. その他()
15. いない

と
問8 あなたは、次のような地域での活動に参加したことがありますか。参加したことがある活動に「O」をつけてください。(いくつ選んでもいいです)

1. お祭り
2. 市民運動会
3. ボランティア清掃活動
4. 防災訓練
5. スポーツイベント
6. 子ども会
7. 公民館イベント
8. 外国の人とふれあうイベント
9. 障がいのある人とふれあうイベント
10. 高齢者とふれあうイベント
11. 施設でのボランティア
12. その他()
13. とくにない

あなたと一緒に暮らしている人(お父さんやお母さんなど)についてお聞きします

と
問9 あなたと一緒に暮らしている人の中で、あなたのことをよくわかってくれる人はだれですか。
(いくつ選んでもいいです)

1. お父さん
2. お母さん
3. 兄弟姉妹
4. おじいさん、おばあさん
5. 親せき(おじ、おば、いとこなど)の人
6. いっしょに暮らす施設の職員
7. その他()
8. とくにいない

あなたのまわりのおとなについてお聞きします

と
問10 あなたは、あなたのまわりのおとな(A~Fの人)について、どんなふうに感じていますか。
(いくつ選んでもいいです)

A 保護者（お父さん、お母さんなど）について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる
3. よいところを認めてくれる
4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする
7. 意見を押し付けてくる
8. とくに感じていることはない

B おじいさん、おばあさん（または、親せきの人）について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる
3. よいところを認めてくれる
4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする
7. 意見を押し付けてくる
8. とくに感じていることはない

C 学校や施設などの先生について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる
3. よいところを認めてくれる
4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする
7. 意見を押し付けてくる
8. とくに感じていることはない

D 塾や習いごとの先生について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる
3. よいところを認めてくれる
4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする
7. 意見を押し付けてくる
8. とくに感じていることはない

E スポ^{しょう}少^{ぶかつどう}や部活動のコーチについて

1. 話^{はなし}をしっかりと聞いてくれる
2. 悩み^{なや}や困り^{こま}ごとの相談^{そうだん}にのってくれる
3. よいところ^{みと}を認めてくれる
4. よくないことをしたときには、注意^{ちゅうい}したり叱^{しか}ったりしてくれる
5. 相談^{そうだん}にのったり、話し相手^{はな あいて}になったりしてくれない
6. 自分のことをけなしたり、悪^{わる}く言^いったりする
7. 意見^{いけん}を押し付^{お つ}けてくる
8. とくに感^{かん}じていることはない

F その他^{ほか}のおとな（近所^{きんじよ}の人^{ひと}など）について

1. 話^{はなし}をしっかりと聞いてくれる
2. 悩み^{なや}や困り^{こま}ごとの相談^{そうだん}にのってくれる
3. よいところ^{みと}を認めてくれる
4. よくないことをしたときには、注意^{ちゅうい}したり叱^{しか}ったりしてくれる
5. 相談^{そうだん}にのったり、話し相手^{はな あいて}になったりしてくれない
6. 自分のことをけなしたり、悪^{わる}く言^いったりする
7. 意見^{いけん}を押し付^{お つ}けてくる
8. とくに感^{かん}じていることはない

「あなたが意見^{いけん}を言^いったり、参加^{さんか}したりする機会^{きかい}」についてお聞きします

問11 あなたは、一緒^{いっしょ}に暮^くらしているおとなに、もっと気持ち^{きも}や意見^{いけん}を聞^きいてほしいと思^{おも}うことはどんなことですか。（いくつ選^{えら}んでもいいです）

1. 進路^{しんろ}・進学先^{しんがくさき}について
2. 塾^{じゅく}や習いごと^{なら}について
3. 成績^{せいせき}や勉強^{べんきょう}について
4. 友達^{ともだち}関係^{かんけい}について
5. 趣味^{しゅみ}について
6. テレビを見る時間^{み じかん}やゲームをやる時間^{じかん}について
7. スマートフォンやインターネットを使う時間^{つか じかん}について
8. 帰宅時間^{きたくじかん}（夕方^{ゆうがた}、家^{うち}に帰^{かえ}ってくる時間^{じかん}）
9. おこづかい（金額^{きんがく}など）
10. 休みの日^{やす ひ}などに家族^{かぞく}で出かけること（行き先^{い さき}など）
11. その他（^{ほか}）
12. とくにない

あなたを守る権利や相談するところについてお聞きします

問12 あなたは、「岐阜市子どもの権利に関する条例」について知っていますか。
(いくつ選んでもいいです)

1. 岐阜市からもらったリーフレット（条例子ども版・概要版）で知っている
2. 学校の授業で勉強したので、知っている
3. 学校の行事（ひびきあいの日や講演会など）で聞いたので、知っている
4. 家族から聞いたので、知っている
5. 聞いたような気がするけれど、忘れてしまった
6. まったく知らない

問13 岐阜市には次のような子どもの相談を受けてくれるところがあります。あなたが知っているところに「○」をつけてください。
(いくつ選んでもいいです)

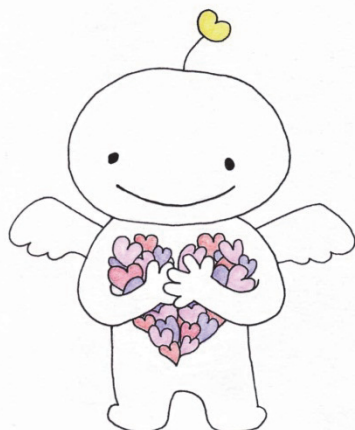
1. 岐阜市子ども・若者総合支援センター『エールぎふ』
2. 岐阜県総合教育センター（ほほえみ相談・学校支援課教育相談係）
3. 岐阜市役所（子ども支援課・人権啓発センター）
4. 中央子ども相談センター
5. 岐阜市教育委員会（学校指導課）
6. 岐阜地方法務局（子どもの人権110番・SOSミニレター）
7. 岐阜県青少年SOSセンター
8. 岐阜県警察（少年相談窓口・少年サポートセンター）
9. 岐阜県弁護士会（子どもの人権センター）
10. その他（ ） 11. どれも知らない

問14 もし、悩みや困ったことがあったとき、あなたはどのようなところだったら、相談してみようと思いますか。 (いくつ選んでもいいです)

1. 24時間いつでも電話などで相談できる
2. ひみつが守られる
3. どんな話でもしっかりと最後まで聞いてくれる
4. お金がかからない
5. 問題を解決してくれる
6. あなたの気持ちや意見を代わりに言ってくれる
7. あなたと近い年齢の人が話し相手になってくれる
8. 問題解決の方法を教えてくれる
9. いざというとき逃げ込める(保護してくれる)場所がある
10. その他 ()

*お答えいただきありがとうございました、アンケートはこれで終わりです。

協力してくださってどうもありがとうございました。
このアンケートを参考に、みなさんが、今よりもっと安心して、自分らしくいきいきと暮らすことができるように取り組んでいきます。



あったかハートちゃん

【アンケートについてのお問合せ】
岐阜市子ども未来部 子ども政策課
電話：058-265-4141
(内線 2231)
直通：058-214-2397

◇保護者用◇

岐阜市子どもの権利に関するアンケート



アンケートへのご協力をお願い



岐阜市では、「岐阜市子どもの権利に関する条例」をつくり、子どもたちが岐阜市で安心して、いきいきと生活できることを願って、さまざまな取組をしています。

このアンケートは、今後の岐阜市における子どもに関する施策のあり方を検討していく際、参考とさせていただくために実施するものです。ご協力をお願いいたします。

■どんな人がアンケートに答えるのでしょうか

- このアンケートは、市内の小学生・中学生・高校生等のお子様および、その保護者のみなさんに答えていただきたいと考え、市内に住所がある方で、小学4年生から高校3年生にあたる年齢のお子様の保護者の方をお願いしました。

■このアンケートは

- 名前を書く必要はありません。
- 回答の内容を、他の人に知られることはありません。
- アンケート結果からあなたに迷惑がかかることはありません。

■【子ども】とは、誰を想定して答えるのでしょうか

- このアンケートでの「子ども」は、2016(平成28)年4月1日に18歳になる人までをさします。
- お子様が複数おられる場合は、このアンケート用紙を学校から配布された、または郵便で届いたお子様についてお答えください。

回答・提出の方法

- ★質問には、あなたご自身の考えでお答えください。
- ★鉛筆、シャープペンまたはボールペンで書いてください。
- ★答えは、あてはまる番号を「○」でかこんでください。
- ★答えの「○」の数は、質問ごとに違います。(例:「ひとつずつ」「いくつ選んでも」)
- ★思ったことをそのまま気軽に答えてください。
- ★無理して全ての質問に答えていただく必要はありません。答えられる範囲で回答してください。
- ★小学生・中学生の保護者の方は、お子様が持ち帰ったアンケートに、ご家庭で回答を記入してから、学校で配られた封筒に入れて、**2015(平成27)年7月17日(金)※までに学校に提出してください。**
- ★高校生等の保護者の方は、回答を記入後、お子様とは別々の返信用封筒(2枚同封してあります)に入れて、**2015(平成27)年8月14日(金)までにポストに入れてください。**

※平成27年6月から7月にかけて調査を実施しました。6月に実施した調査票は6月付としました。

✿このアンケートは、岐阜市と岐阜市子どもの権利推進委員会が行っています。✿

*このアンケートに関するお問い合わせ先は、裏表紙をごらんください。

あなた自身と、アンケートについて答える子どものことについてお聞きします

問1 あなたの年齢を教えてください。

- | | | |
|---------|-----------|---------|
| 1. 10歳代 | 2. 20歳代 | 3. 30歳代 |
| 4. 40歳代 | 5. 50歳代 | 6. 60歳代 |
| 7. 70歳代 | 8. 80歳代以上 | |

問2 あなたの性別を教えてください。（答えたくない場合は、書く必要はありません）

- | | |
|------|------|
| 1. 男 | 2. 女 |
|------|------|

問3 このアンケートについて答える子どもの学年等を教えてください。

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1. 小学4年 | （平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれにあたる学年） |
| 2. 小学5年 | （平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれにあたる学年） |
| 3. 小学6年 | （平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれにあたる学年） |
| 4. 中学1年 | （平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれにあたる学年） |
| 5. 中学2年 | （平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれにあたる学年） |
| 6. 中学3年 | （平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれにあたる学年） |
| 7. 高校1年など | （平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれにあたる学年） |
| 8. 高校2年など | （平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれにあたる学年） |
| 9. 高校3年など | （平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれにあたる学年） |

あなたや子どもの思いやらだんの生活についてお聞きします

問4 あなたは、「子どもが自分（子ども）自身について、どのように思っている」と思いますか。
（それぞれひとつずつ 選んでください）

① 子どもは、自分のことが好きだと思っている

- | | | |
|-----------|-----------|--------------|
| 1. そう思う | 2. まあそう思う | 3. あまりそう思わない |
| 4. そう思わない | 5. わからない | |

② 子どもは、自分は周囲の人から大切にされていると思っている

- | | | |
|-----------|-----------|--------------|
| 1. そう思う | 2. まあそう思う | 3. あまりそう思わない |
| 4. そう思わない | 5. わからない | |

問7 あなたは、子どもが疲れたり、傷ついたり、不安に感じたりするのはどんなことだと思いますか。（いくつ選んでもいいです）

- | | | |
|-------------------------------|-------------------|-------------|
| 1. 学校の勉強や宿題 | 2. 塾の勉強や宿題 | 3. 学校の先生のこと |
| 4. 塾の先生やスポーツクラブ（スポ少など）のコーチのこと | 5. 友達のこと | |
| 6. スポーツクラブ（スポ少など）の活動や部活動 | 7. 習いごと | |
| 8. 自分のからだや容姿のこと | 9. 自分の将来（進路や受験など） | 10. 親のこと |
| 11. 兄弟姉妹のこと | 12. 祖父母のこと | |
| 13. スマートフォンやインターネットのこと | | |
| 14. その他（ | ） | 15. とくにない |

問8 あなたは、子どもが悩んだり困ったりしたとき、相談できる人はだれだと思いますか。（いくつ選んでもいいです）

- | | | | |
|-----------------------------|--------------------------|----------|--------|
| 1. お父さん | 2. お母さん | 3. 兄弟姉妹 | 4. 祖父母 |
| 5. 親せき（おじ・おば・いとこなど）の人 | 6. 近所の人 | 7. 学校の先生 | |
| 8. 保健室の先生（養護教員） | 9. スクールカウンセラー（ほほえみ相談員など） | | |
| 10. 塾の先生やスポーツクラブ（スポ少など）のコーチ | 11. 友達 | | |
| 12. メル友やインターネットやゲームでの友達 | 13. 電話相談などの相談員 | | |
| 14. その他（ | ） | 15. いない | |

問9 あなたは、子どもと一緒に暮らしている人（あなたを含みます）の中で、子どものことをよくわかってくれる人はだれだと思いますか。（いくつ選んでもいいです）

- | | | | |
|-----------------------|----------------|-----------|--------|
| 1. お父さん | 2. お母さん | 3. 兄弟姉妹 | 4. 祖父母 |
| 5. 親せき（おじ・おば・いとこなど）の人 | 6. 一緒に暮らす施設の職員 | | |
| 7. その他（ | ） | 8. とくにいない | |

問10 あなたは、子どもが言う事を聞かない時などに、子どもに対してどのような方法でしつけをしていますか。（それぞれひとつずつ選んでください）

① 諭すように、冷静に口で伝えて注意する

- | | | | |
|---------|-----------|------------|--------|
| 1. よくする | 2. ときどきする | 3. ほとんどしない | 4. しない |
|---------|-----------|------------|--------|

② 大きな声で注意したり、しかったりする

- | | | | |
|---------|-----------|------------|--------|
| 1. よくする | 2. ときどきする | 3. ほとんどしない | 4. しない |
|---------|-----------|------------|--------|

③ 子どもを傷つけるようなことを言う

- | | | | |
|---------|-----------|------------|--------|
| 1. よくする | 2. ときどきする | 3. ほとんどしない | 4. しない |
|---------|-----------|------------|--------|

④ テレビ、ゲーム、スマホなどを禁止する

1. よくする 2. ときどきする 3. ほとんどしない 4. しない

⑤ 家や部屋の中で（または、家の外で）反省させる

1. よくする 2. ときどきする 3. ほとんどしない 4. しない

問 11 あなたは、子ども自身が、子どものまわりのおとな（A～Fの人）について、どのように感じていると思いますか。

（いくつ選んでもいいです）

A 一緒に暮らす人（保護者）について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
 2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる 3. よいところを認めてくれる
 4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
 5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
 6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする 7. 意見を押し付けてくる
 8. とくに感じていることはない

B 祖父母（または、親せきの人）について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
 2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる 3. よいところを認めてくれる
 4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
 5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
 6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする 7. 意見を押し付けてくる
 8. とくに感じていることはない

C 学校や施設などの先生について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
 2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる 3. よいところを認めてくれる
 4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
 5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
 6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする 7. 意見を押し付けてくる
 8. とくに感じていることはない

子どもの人権を守る条例や相談するところについてお聞きします

問13 あなたは、「岐阜市子どもの権利に関する条例」について知っていますか。
(いくつ選んでもいいです)

1. 岐阜市から配布されたリーフレット(条例子ども版・概要版)を見て、知っている
2. 学校の保護者会(PTA等の研修会など)で聞いたので、知っている
3. 学校の行事(ひびきあいの日や講演会など)で聞いたので、知っている
4. 子どもから聞いたので、知っている
5. 行政等が主催する研修会で聞いたので、知っている
6. 聞いたような気がするけれど、忘れてしまった
7. まったく知らない

問14 岐阜市には次のような子どもの相談を受けてくれるところがあります。あなたが知っているところに「○」をつけてください。
(いくつ選んでもいいです)

1. 岐阜市子ども・若者総合支援センター『エールぎふ』
2. 岐阜県総合教育センター(ほほえみ相談・学校支援課教育相談係)
3. 岐阜市役所(子ども支援課・人権啓発センター)
4. 中央子ども相談センター
5. 岐阜市教育委員会(学校指導課)
6. 岐阜地方法務局(子どもの人権110番・SOSミニレター)
7. 岐阜県青少年SOSセンター
8. 岐阜県警察(少年相談窓口・少年サポートセンター)
9. 岐阜県弁護士会(子どもの人権センター)
10. その他()
11. どこも知らない

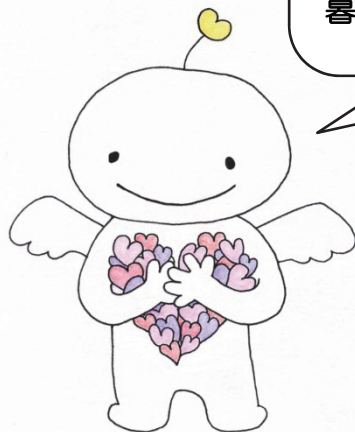
問14-2 問14で「○」をつけたけれど利用したことがない人にお聞きします。利用したことがない理由は何ですか？ (いくつ選んでもいいです)

1. 連絡先がわからないから
2. 何を相談するところなのかわからないから
3. ちゃんと相談にのってくれるか不安だから
4. 相談したことをだれかに知られるのが嫌だから
5. 相談しても解決しないと思うから
6. とくに相談することがないから
7. その他()

問15 あなたは、あなた自身が子どものことで悩んだり、子どもが悩んだり困ったりしたとき、どんな相談窓口であれば利用したい(利用できる)と思いますか。(いくつ選んでもいいです)

1. 24時間いつでも電話などで相談できる
2. プライバシー(秘密)が守られる
3. どんな話でもしっかりと最後まで聞いてくれる
4. お金がかからない
5. 問題を解決してくれる
6. あなたや子どもの気持ちや意見を代わりに言ってくれる
7. あなたと近い年齢の人や同性の人が話し相手として対応してくれる
8. 問題解決の具体的な方法を教えてくれる
9. いざというとき逃げ込める(保護してくれる)場所がある
10. その他()

*お答えいただきありがとうございました、アンケートはこれで終わりです。



あったかハートちゃん

ご協力いただきありがとうございました。
この結果をもとに、岐阜市の子どもたちが、
今よりもっと安心して、自分らしくいきいきと
暮らせるように取り組んでいきます。

【アンケートについてのお問合わせ】

岐阜市子ども未来部 子ども政策課

電話：058-265-4141

(内線 2231)

直通：058-214-2397

○岐阜市子どもの権利に関する条例

〔平成18年3月27日〕
〔条 例 第 15 号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 一人の人間として持っている子どもの権利（第3条—第8条）

第3章 子どもの権利を保障する責務（第9条—第14条）

第4章 権利の自覚と他の人の権利を尊重する責務（第15条）

第5章 子どもの権利推進委員会（第16条）

第6章 雑則（第17条）

附則

人は、だれもが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

子どもは、生まれたときから一人ひとりが権利の主体であり、大人の都合やその場の感情などでその権利が侵害しんがいされることがあってはなりません。

私たちは、子ども一人ひとりが、本来持っている力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、子どもの権利の保障に最大限努めます。

そのために、子どもの権利を保障し、支援しえんするまちづくりに取り組みます。

子どもの皆さん。

この条例においては、子ども一人ひとりが生まれながらに権利の主体であることを改めて確認するとともに、子どもの特に大切な権利を明記しています。これらの権利は、最大限守られなければなりません。

一人ひとりが権利の主体であるということは、自分に権利があると同様に他の人にも権利があるということです。自分が権利の主体であることを自覚し、その上に立って他の人の権利を認識し、おたがいの権利を尊重する責務があることを理解することが大切です。一人ひとりの権利が大切にされる社会は、多くの人々のこうした自覚と認識と理解の中でつくられているのです。

私たちは、可能性に満ちたすべての子どもの幸せのために、子どもの自主性を尊重し、その権利を保障することを目的として、ここに岐阜市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約に基づき、すべての子どもの幸せのために、子ど

もの自主性を尊重し、その権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を持つことがふさわしいと認められる人をいいます。

2 この条例において「子どもが育ち・学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

第2章 一人の人間として持っている子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第3条 この章に規定する権利は、子どもが一人の人間として持っている特に大切な権利として保障されなければなりません。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、家庭や社会の中で個人として尊重され、安全に安心して生きるために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。
- (6) 性的に不当なあつかいを受けないこと。

(のびのびと育つ権利)

第5条 子どもは、社会の中で一人の人間としてより良く育つために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分に関することを主体的に決めること。
- (3) 遊んだり、文化、芸術、スポーツに親しんだりすること。
- (4) 学ぶこと。
- (5) 安心して心や体を休ませること。
- (6) 放任されず、適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけること。

(自分を守り、自分が守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られる権利があります。そのために、主として次にか

かける権利が保障されます。

- (1) 権利を侵害される状況からのがれること。
- (2) 成長をさまたげる状況から保護されること。
- (3) 個人の秘密が守られること。
- (4) 人格を傷つけられないこと。

(意見を述べ、参加する権利)

第7条 子どもは、自分に影響をおよぼすすべての事らについて意見を述べる権利があり、仲間と集い、参加する権利があります。そのために、主として次にかける権利が保障されます。

- (1) 必要な情報を取得すること。
- (2) 自己表現や意見の表明ができ、それらが尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 年齢や成長に応じて社会に参画し、意見が反映されること。

(適切な支援を受ける権利)

第8条 子どもは、国籍のちがい、障害のあるなしその他置かれた状況に応じ、必要に応じて適切な支援を受けることができます。

第3章 子どもの権利を保障する責務

(市の責務と役割)

第9条 市は、市民と協働して必要な施策を策定し、実施し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、前項の責務を果たすため、次にかける役割をになうものとします。

- (1) さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及と啓発に努めること。
- (2) 子どもがなやみや困りごとを相談することができ、保護者が子どもを育てることにに関して相談し、支援を受けることができる環境の整備に努めること。
- (3) 市民全体で子どもを見守り、子どもの権利を保障する環境の整備に努めること。
- (4) 市の組織を充実させるとともに、他の関係機関と連携し、子どもを権利の侵害から救済するため、必要な施策を実施すること。
- (5) 子どもが、市の取組について情報を取得し、意見を述べ、参加することができるよう努めること。

(保護者の責務と役割)

第10条 保護者は、自分が、養育する子どもの権利を保障するための第一義的な責任を負うことを認識し、その権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 子どもに愛情を持って接し、子どもの安全と健康のために最大限の配慮^{はいりよ}をすること。
- (2) 子どもの個性と人格を尊重し、教育を受け、文化、芸術、スポーツに接する機会を作るよう努めること。
- (3) 家庭が、子どもにとって楽しく安心していられる場所となるよう配慮^{はいりよ}するとともに、適切な生活習慣^{きそてき}と基礎的な社会性が身につくよう努めること。
- (4) 子どもを虐待^{ぎやくたい}しないこと。
- (5) 子どもの大切な秘密を不当に侵害^{しんがい}しないように努めること。
- (6) 子どもの意見を尊重するよう努めること。

(地域住民の責務と役割)

第11条 地域住民は、身近にいる子どもに関心を持って見守り、働きかけ、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 地域住民は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 子どもの権利を守り、子どもが一人の人間として健やかに成長^{すこ}していくことができるよう、安全で安心なコミュニティづくりに努めること。
- (2) 子どもを見守り、必要に応じて関係機関へ連絡や相談をするなどの支援^{しえん}に努めること。
- (3) 子どもが、地域の活動について情報を取得し、意見を述べ、主体的に参画することができるよう努めること。

(子どもが育ち・学ぶ施設^{しせつ}の関係者の責務と役割)

第12条 子どもが育ち・学ぶ施設^{しせつ}の関係者は、子どもが主体的に育ち・学ぶことができる環境^{かんきよう}をつくり、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 子どもが育ち・学ぶ施設^{しせつ}の関係者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの立場に立った施設^{しせつ}の運営を図るよう努めること。
- (2) 虐待^{ぎやくたい}、体罰、いじめなどについての相談、救済^{きゆうさい}、防止のために措置^{そち}を講じるとともに、関係者や関係機関との連携^{れんけい}に努めること。
- (3) 施設^{しせつ}の運営について子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くよう努めること。
- (4) 子どもの個性を尊重し、一人ひとりに応じた保育や教育などを行うとともに、子どもが必要とする情報を提供するよう努めること。

(事業者の責務と役割)

第13条 事業者は、その事業活動において子どもの権利を尊重するとともに、その事業所で働く従業者が、子どもの権利を尊重できるよう支援^{しえん}を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 事業活動が子どもに深く影響^{えいきやう}をおよぼす場合があることを認識し、子どもの権利に配慮^{はいりよ}した事業活動を行うよう努めること。
- (2) 事業所で働く従業者に対し、子どもの権利が保障されるための必要な措置^{そち}を講じるとともに、子どもの権利についての理解をうながすよう努めること。

(共通の役割)

第14条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設^{しせつ}の関係者、事業者は、子どもの権利を守るため、相互^{そうご}に連携^{れんけい}し、協力するよう努めなければなりません。

2 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設^{しせつ}の関係者、事業者は、各々の役割を通して、子どもが自分の権利について自覚するよううながすとともに、子どもが他の人の権利を尊重することの大切さを理解することができるよう努めなければなりません。

第4章 権利の自覚と他の人の権利を尊重する責務

(子どもの責務と役割)

第15条 子どもは、自分の権利について自覚し、他の人の権利を認め、尊重するよう努めなければなりません。

2 子どもは、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 自分の権利について学び、正しく行使^{こうし}することを通して自分の権利を実現するよう努めること。
- (2) いじめや差別など他の人の権利を侵害^{しんがい}する行為^{こうい}を行わず、また、これらの行為^{こうい}がなくなるよう努めること。
- (3) 地域活動やボランティア活動などに主体的に参画するよう努めること。

第5章 子どもの権利推進委員会

第16条 市と市民がそれぞれの責務と役割を果たすとともに、子どもの権利が総合的に保障されるよう、岐阜市子どもの権利推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、次にかかげる事項について審議^{しんぎ}し、必要に応じて市に報告を求めます。

- (1) 子どもの権利を保障する市の施策^{しきく}の実施に関すること。
- (2) 子どもの権利の保障の状況^{じようきやう}に関すること。

- 3 推進委員会は、前項各号に定める事項について、必要があると認めた場合は、市に対して提言することができます。
- 4 推進委員会は、委員15人以内で組織します。
- 5 委員は、次にかかげる者のうちから、市長が委嘱、任命をします。
 - (1) 人権擁護、教育、児童福祉、保健医療の関係者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 公募に応じた市民
 - (4) 前3号にかかげる者のほか、市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 委員は、再任されることができます。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織、運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第6章 雑 則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

岐阜市子どもの権利に関するアンケート調査結果報告書作成の経緯

年 月 日	内 容
平成27年6月～8月	岐阜市子どもの権利に関するアンケート調査実施
平成27年10月26日	第1回岐阜市子どもの権利推進委員会
平成28年2月16日	第2回岐阜市子どもの権利推進委員会

岐阜市子どもの権利推進委員会委員名簿

◎会長 ○副会長

委 員 名	所属団体等
大塚光子	岐阜地区知的障がい者育成会
小川 繁	岐阜市青少年育成市民会議
加藤拓真	岐阜市PTA連合会
○加納誠司	愛知教育大学 准教授
葛谷康子	公募委員
坂口祐紹	岐阜市民生委員・児童委員協議会
高橋幸代	岐阜人権擁護委員協議会岐山地区部会
塚上朱理	公募委員
丹羽美彦	岐阜市小中学校長会（中学校）
橋本雅康	岐阜市小中学校長会（小学校）
藤盛晃世	公募委員
古川健次	岐阜県児童福祉協議会
三浦陽平 （前任：神田泰作）	公益社団法人 岐阜青年会議所
◎溝口博司	岐阜県弁護士会
三輪由香	一般社団法人 岐阜市医師会

(50音順 敬称略)

岐阜市子どもの権利に関するアンケート調査結果
報 告 書

発行年月	平成 28 年 3 月
発 行	岐阜市
編 集	子ども未来部 子ども政策課 〒500-8701 岐阜市今沢町 18 番地 Tel 058-214-2397

本報告書は、再生紙を使用しています。

本報告書は、再生紙を使用しています。